

Yamagata  
City

# 山形市都市計画 マスタープラン



山形市

平成29年3月

## はじめに



山形市長 佐藤孝弘

山形市は、東と西に仰ぎ見る山々、馬見ヶ崎川をはじめとした河川の清らかな流れなど、豊かな自然に囲まれた市街地と田園が共存する美しいまちです。古くは、出羽の国、全盛期57万石の大名であった戦国武将・最上義光公の城下町、また、街道の交わる交通の要衝として栄え、日本海へとつながる最上川の水運を利用して京都へ運んだ特産品「紅花」と、鋳物、仏壇などに代表される伝統工芸が継承される商工業にも支えられながら、県都として発展してきました。

近年、全国的な人口減少・超高齢社会の到来や、地球規模での環境問題の深刻化、東日本大震災を契機とした防災意識の高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。また、市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、新たな課題やニーズに対応したまちづくりが求められています。

こうした時代の流れに対応するため、本市のまちづくりの基本的な方針を示す「山形市都市計画マスタープラン」を平成10年の策定以来、初めて改訂いたしました。

このたびの改訂では、中核市、さらには連携中枢都市として、隣接する自治体との連携による発展を意識しながら、雇用や交流を生み出す新たな受け皿づくりや交通ネットワークの強化、環境や防災に配慮したまちづくりなど、新たな視点を取り入れ、見直しを行いました。

この計画のもと、本市の歴史や文化を大切に継承しつつ、人口減少傾向に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある地域社会を維持しながら、誰もが健康で安心して暮らし続けることができる活力と賑わいのある持続可能なまちを目指してまいります。

本プランを実現するためには、市民、NPO、事業者、そして行政が互いに連携し、協力しながらまちづくりに取り組むことが不可欠でありますので、皆様にはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの改訂にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました山形市都市計画審議会並びに研究会の委員の皆様をはじめ、市民ワーキングや各地区における意見交換会、パブリックコメント等にご協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

# 山形市都市計画マスタープラン全体構想

## 目次

### 序章 都市計画マスタープランの概要

第1節	都市計画マスタープランの役割	・・・	1
第2節	都市計画マスタープラン見直しのポイント	・・・	2
第3節	都市計画マスタープランの位置付けと構成	・・・	3
第4節	計画期間と対象区域	・・・	5

### 第1章 現状と課題

第1節	山形市の現状	・・・	6
第2節	市民ニーズ	・・・	31
第3節	都市計画マスタープラン（平成10年10月策定）の評価	・・・	38
第4節	都市計画を取り巻く情勢	・・・	40
第5節	今後のまちづくりの課題	・・・	46

### 第2章 まちづくりの方向性

第1節	将来都市像とまちづくりの目標	・・・	48
第2節	まちづくりの視点	・・・	50
第3節	まちづくりの考え方	・・・	51

### 第3章 都市構造

第1節	都市構造の考え方	・・・	53
第2節	将来都市構造	・・・	63

### 第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて

第1節	多様な主体が参加するまちづくりの進め方	・・・	65
第2節	効率的で効果的なまちづくり	・・・	67
第3節	都市計画マスタープランの進行管理	・・・	67

# 序章 都市計画マスタープランの概要

---

## 第1節 都市計画マスタープランの役割

### (1) 都市計画とは

私たちが安全、安心、快適に暮らしていくためには、土地の使い方や建物の建て方のルールを定めたり、道路・公園・下水道など（都市施設）を計画的に配置、整備していく必要があります。

このようなまちづくりを進めるうえで、無秩序な開発を防止し、適正な土地利用や都市施設の配置、市街地整備など、まちの基盤となる事項を定めたものを「都市計画」といいます。

### (2) 都市計画マスタープランとは

「山形市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市民の意見を反映させながら、都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すものであり、その実現に向けた土地利用、道路、公園などのまちづくりに関する主要計画や具体的な各種施策は、この「都市計画マスタープラン」に即して進められます。

## 第2節 都市計画マスタープラン見直しのポイント

山形市では、平成10年10月に都市計画マスタープランを策定し、都市計画に関する施策を推進してきました。

策定から15年以上が経過し、人口減少や少子高齢化、地球温暖化をはじめとした環境問題や、東日本大震災を契機とした防災及びエネルギー問題などへの意識の高まりなど、社会経済情勢の変化による新たな課題が生じています。

また、魅力ある県都作りに向けて平成31年4月からの中核市<sup>※</sup>移行を目指すとともに、平成28年2月には、2060年までの人口の将来展望を描いた「山形市人口ビジョン<sup>※</sup>」と、その目標人口達成に向けた新たな経営計画となる「山形市発展計画<sup>※</sup>」を策定しました。

こうした状況に対応した、これからのまちづくりの方向性を示す必要があるため、「山形市都市計画マスタープラン」を見直します。

### ① まちの賑わいや活力を創出するまちづくり

南東北の中核都市としての発展と、仙台市との連携による同一経済圏としての発展を目指し、雇用創出、子育て支援などによる、若者定住の受け皿づくりと、交通ネットワークを活かした観光施策による交流の促進などにより、まちの賑わいや活力を生み出すまちづくりを進めます。

### ② 健康寿命を延ばし、誰もが暮らしやすいまちづくり

誰もが健康で安心して暮らせるために、医療環境の優位性を活かした質の高い医療や福祉サービスが充実したまちづくりを進めるとともに、市街地・集落を問わず住み慣れた地域で豊かな日常生活を送るため、地域に応じて、多様な交通手段の確保と、暮らしに必要な様々な機能の集積・確保を図ります。

### ③ 多様なライフスタイル<sup>※</sup>に応じた豊かなまちづくり

都市機能<sup>※</sup>の充実した利便性の高い市街地での暮らしや、自然豊かでやすらぎのある集落での暮らしが選択できるなど、居住環境の整備や魅力を高め、多様な価値観やライフスタイルが実現できるまちづくりを進めます。

### ④ 都市軸<sup>※</sup>と拠点形成によるまちづくり

田園、森林に囲まれた現在の都市構造を基礎とし、県都として、都市活動を牽引する市街地中心部の求心力を高めるとともに、産業や交流の発展を牽引する主要な交通軸を都市軸と位置づけ、この都市軸を意識しながら、地域に必要な都市機能や日常生活サービス機能<sup>※</sup>が集積された拠点や新たな雇用・活力を創出する拠点の形成と、拠点同士のネットワーク化を図ります。

本文中の※マークは、用語集に記載されている用語を示します。(以下同じ)

### 第3節 都市計画マスタープランの位置付けと構成

#### (1) 都市計画マスタープランの位置付け

山形市都市計画マスタープランは、「山形市総合計画※（基本構想）、山形市発展計画」、  
「山形市人口ビジョン」、「山形市国土利用計画※」に即し、その都市計画に関する事項について、山形市の各種関連計画とも整合性を保ちながら定めます。また、山形県が定める「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（山形広域都市計画区域マスタープラン）※」に即すことにより、都市計画の広域的な一体性を確保します。

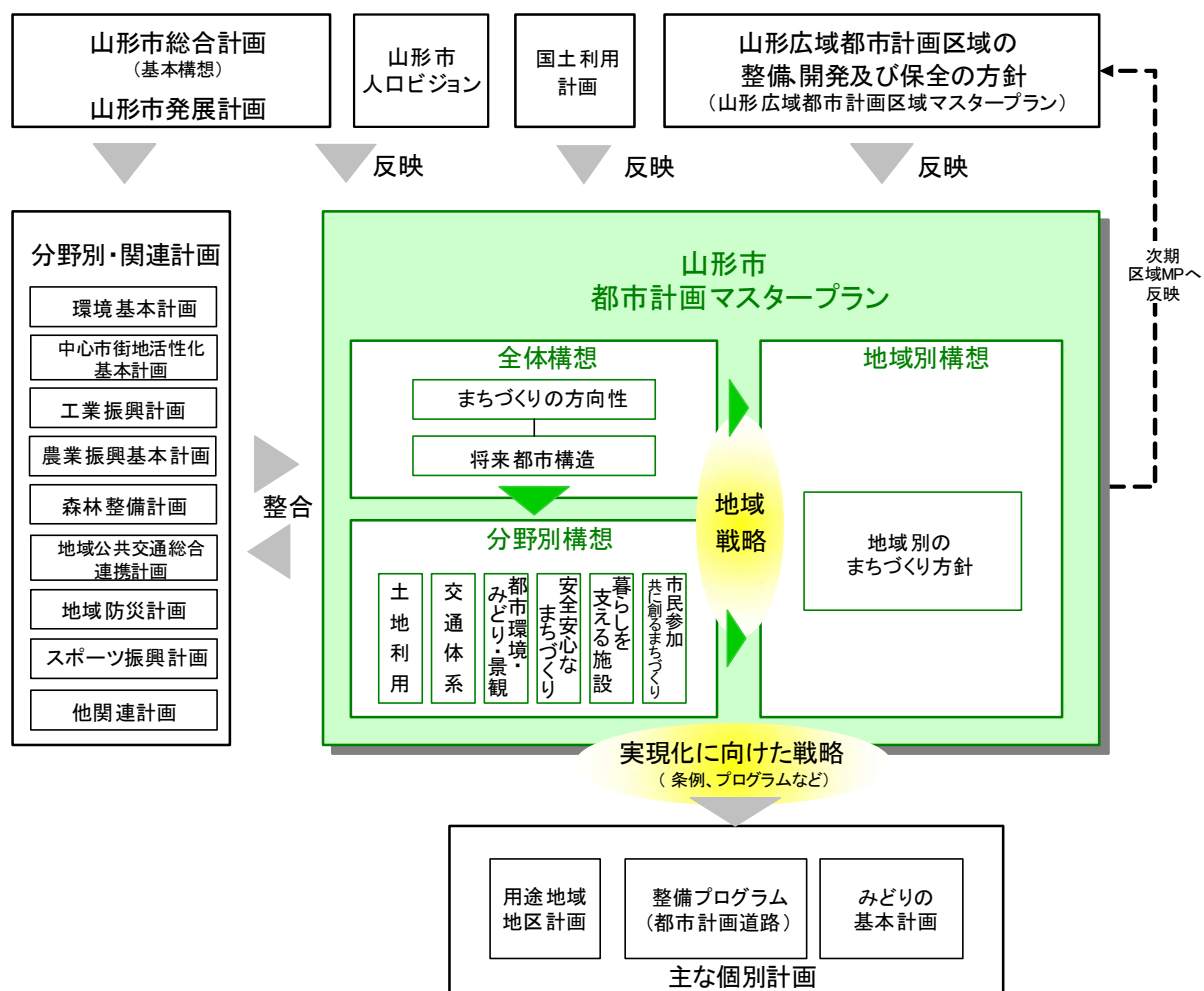
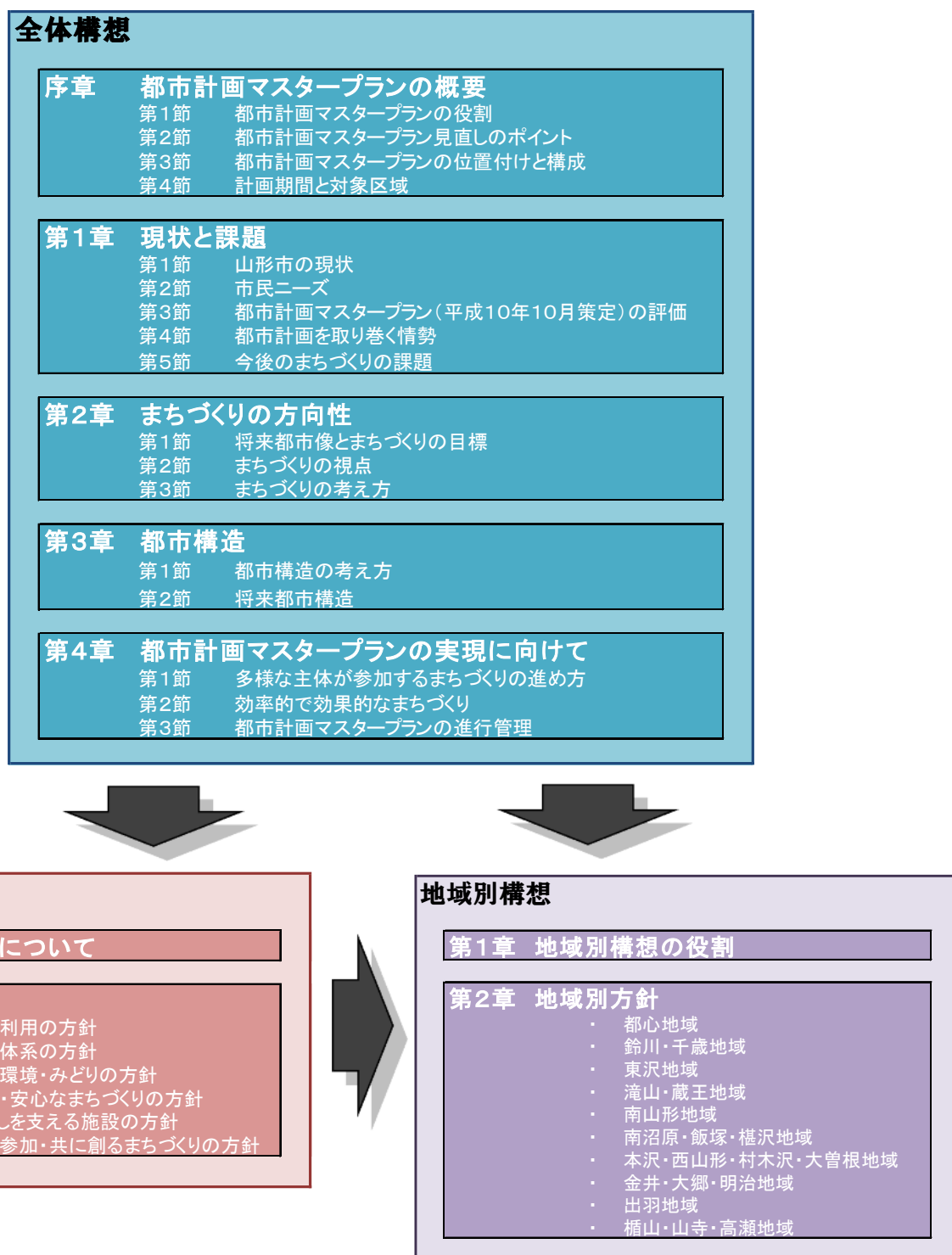


図 山形市都市計画マスタープランの位置付け

## (2) 都市計画マスタープランの構成

新たな「山形市都市計画マスタープラン」の構成は、まちづくりの方向性や将来都市構造などを示す「全体構想」、都市を構成する土地利用や交通体系などの分野ごとにまちづくりの基本的な考え方や整備方針を示す「分野別構想」、地域ごとの特性や課題に対応し、地域のまちづくりの方針を示す「地域別構想」とし、実現化に向けた戦略につなげていきます。



※地域別構想は平成29年度以降、順次策定していきます。

図 山形市都市計画マスタープランの構成

## 第4節 計画期間と対象区域

### (1) 計画期間

都市計画は、都市施設の整備など、その目的の実現に長期的な時間を要するため、計画期間を平成28年度（2016年度）から平成47年度（2035年度）までの20年間とします。

### (2) 対象区域

市域の一体的な土地利用の誘導、都市機能の配置、関連計画との整合を図るため、市域全域を対象としますが、主に都市計画区域について計画を策定します。



# 第1章 現状と課題

## 第1節 山形市の現状

### (1) 位置

山形市は、東北6県の中では中央よりやや南に、山形県内では中央から南東よりの山形盆地の東南部に位置します。

市域は、5市3町と接しており、市域東側は仙台市及び川崎町、西側は山辺町、中山町及び南陽市、南側は上山市、北側は天童市及び東根市に接しています。

広域的な位置付けとしては、山形県の県庁所在地であり、3市2町(山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町)からなる山形広域都市計画区域の中心として位置付けられています。

東経	140° 32' ~140° 11'
北緯	38° 08' ~38° 21'

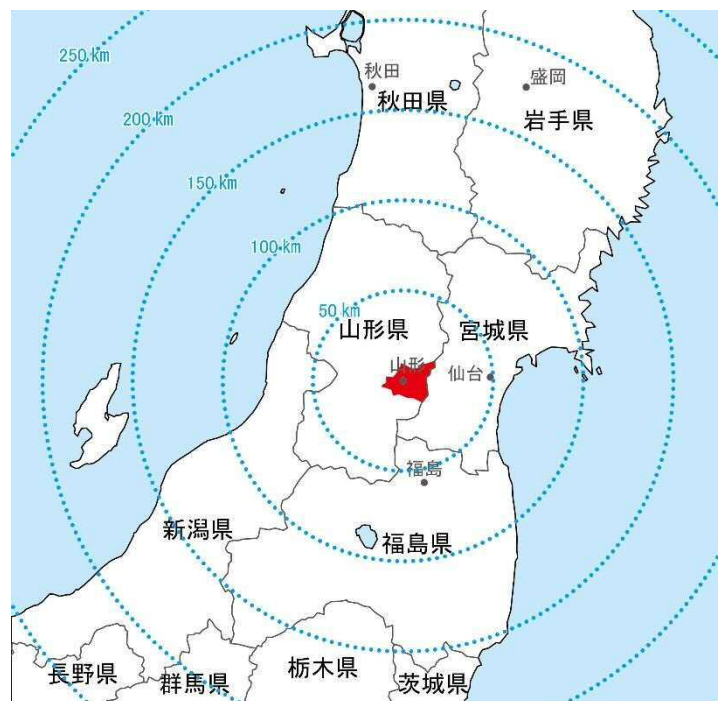


図 山形市の位置

## (2) 地勢

山形市は、市域が奥羽山脈、山形盆地、西部丘陵地にまたがり、面積のほぼ65%は丘陵地帯であり、東西距離は30.7km、南北距離は23.2km、面積は38,158haを有する内陸都市となっています。

市域東側にある奥羽山脈は、蔵王国定公園の指定地域が大半を占めており、亜高山帯、山地帯を形成し、変化に富んだ豊かな自然環境を形成しています。

市域中央にある山形盆地の東側は、最上川水系の馬見ヶ崎川と立谷川の扇状地が占め、その馬見ヶ崎川の扇状地には市街地が発展し山形五堰が流れています。山形盆地の西側には、須川が流れ、田園などの農地が広がっており、緑と水の豊かな自然環境を形成しています。

市域西側にある西部丘陵地は、白鷹火山のカルデラにみられる西部湖沼群を形成しており、その特質的な地形がゆえに、貴重な動植物の宝庫となっています。



図 山形市の地勢

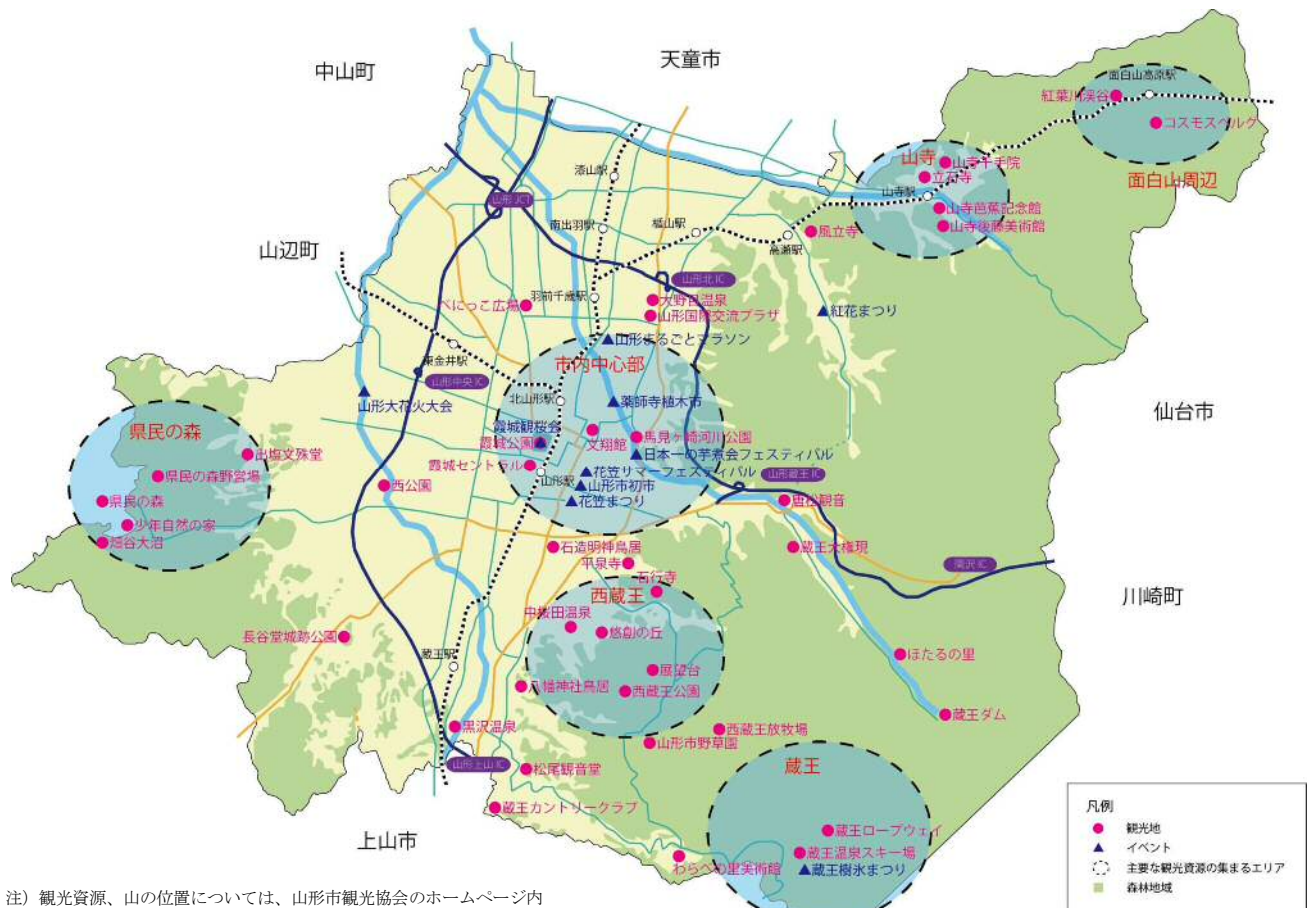
### (3) 歴史・文化・観光

山形市は、出羽山形藩主である最上義光が築いた城下町を核として発展してきており、山形城跡（霞城公園）の東側に寺町が位置するなど、市街地内に多くの寺社が立地しています。

また、明治維新により藩が廃され県に改まると、山形には統一山形県の県庁が置かれ、明治22年に市制を施行、その後21の村を合併して市域を拡大し現在の規模となり、平成元年には市政100周年を迎えました。

市街地には、国の史跡に指定されている霞城公園、国の重要文化財に指定されている郷土館（旧済生館本館）や文翔館（旧山形県庁）、国の登録有形文化財に登録されている清風荘などがあり、市街地周辺にも、松尾芭蕉の「奥の細道」として有名で国の名勝史跡に指定されている山寺・立石寺、いにしへの合戦の世を偲ばせる長谷堂城跡や成沢城跡、山岳信仰の名残りを留める石鳥居など、歴史的にも価値の高い寺社や建造物、史跡などが市内に数多く現存しています。

霞城観桜会、山形花笠まつり、山形大花火大会、日本一のいも煮会フェスティバル、山形まるごとマラソン、蔵王樹氷まつりなどの多彩なイベントやまつりが実施され多くの市民や観光客で賑わっており、蔵王温泉や蔵王温泉スキー場、山寺などは、全国的にも有名な観光地となっています。



注) 観光資源、山の位置については、山形市観光協会のホームページ内

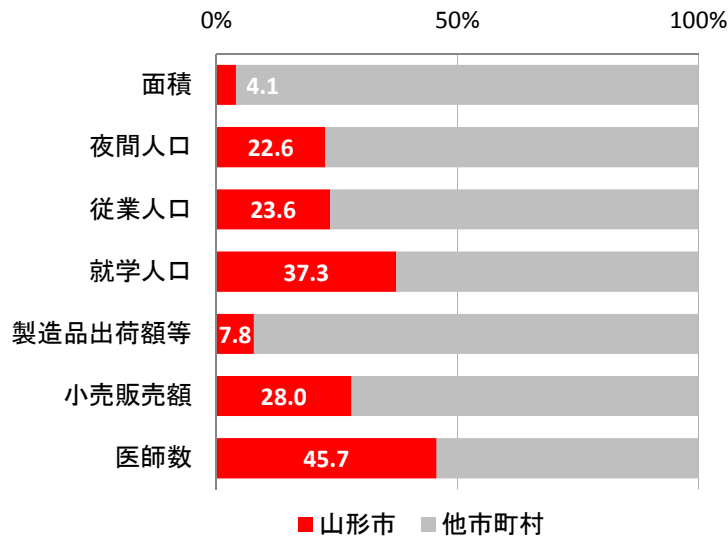
「やまがた観光マップ」を参考にしています。

図 代表的な観光資源

#### (4) 県都としての機能

山形市の市域面積は、38,158haであり、山形県全体の面積のわずか4%ですが、夜間人口は山形県全体の約23%、従業人口<sup>※</sup>は約24%、就学人口は約37%と高い割合を示しています。

また、昼夜間人口比<sup>※</sup>は東北の県庁所在地のなかで一番高く、山形市内に通勤・通学する人が多い傾向にあり、県都として産業・雇用・教育・医療など諸機能の中心的役割を担っています。



- 注1) 面積、夜間人口：H27国勢調査  
 注2) 従業人口、就学人口：H22国勢調査  
 注3) 製造品出荷額等：H26工業統計  
 注4) 小売販売額：H26商業統計  
 注5) 医師数：総務省統計局「統計でみる市区町村のすがた」

図 山形市の対県シェア

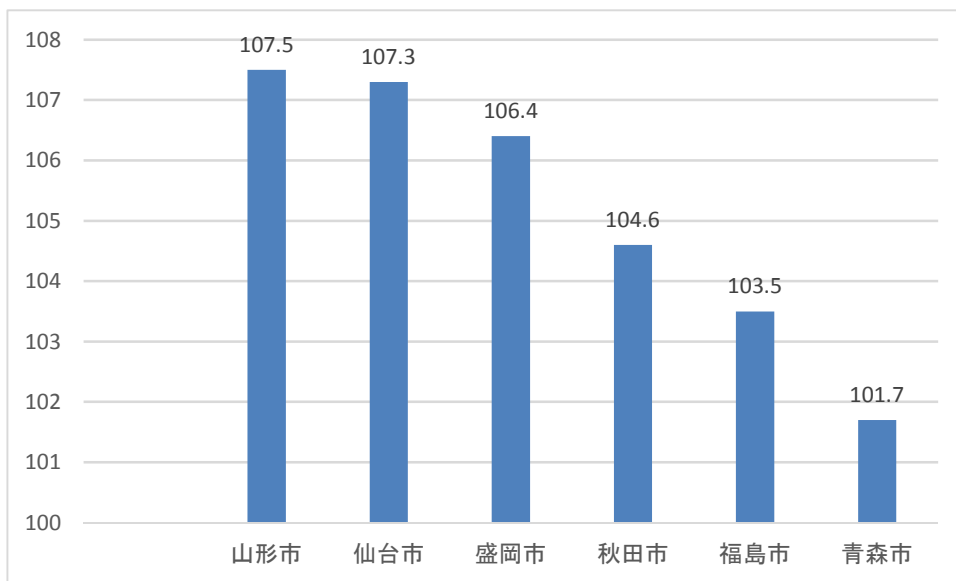


図 東北の県庁所在地における昼夜間人口比 注) 平成22年国勢調査

## (5) 中心市街地の活性化

山形市の中心市街地は、平成20年11月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画※に基づき、石積み水路などの歴史・文化資源の保全や「山形まるごと館紅の蔵」と「山形まなび館」、「水の町屋七日町御殿堰」などの新たな交流施設の整備と活用が進められ、賑わいの創出が進んでいます。また、平成26年10月には新たな中心市街地活性化基本計画が認定を受け、今後も街なか回遊の推進や空き店舗対策、山形の歴史・文化資源を活かした新たな拠点の整備などを推進し、中心市街地の活性化に取り組んでいます。

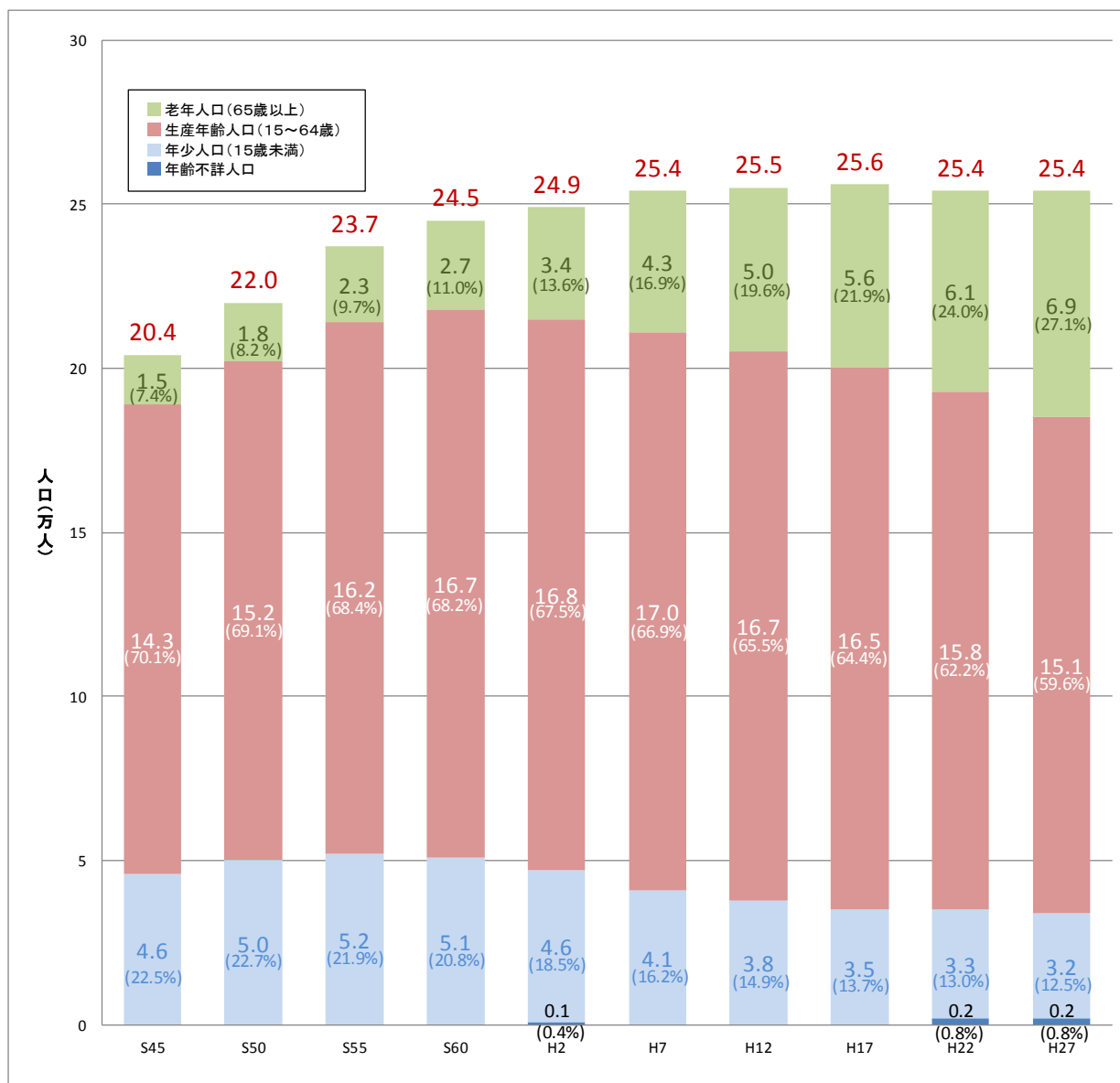


図 中心市街地の状況（平成26年撮影航空写真）

## (6) 人口

山形市の人口は、国勢調査※によると、平成27年で約25万4千人であり、平成17年の約25万6千人をピークに人口は減少しています。

また、平成7年と平成27年を比較すると、老年人口（65歳以上）の人口割合は、16.9%から27.1%と増加している一方、年少人口（15歳未満）の人口割合は16.2%から12.5%と減少しており、少子高齢化がさらに顕著になっています。



注) 平成27年国勢調査

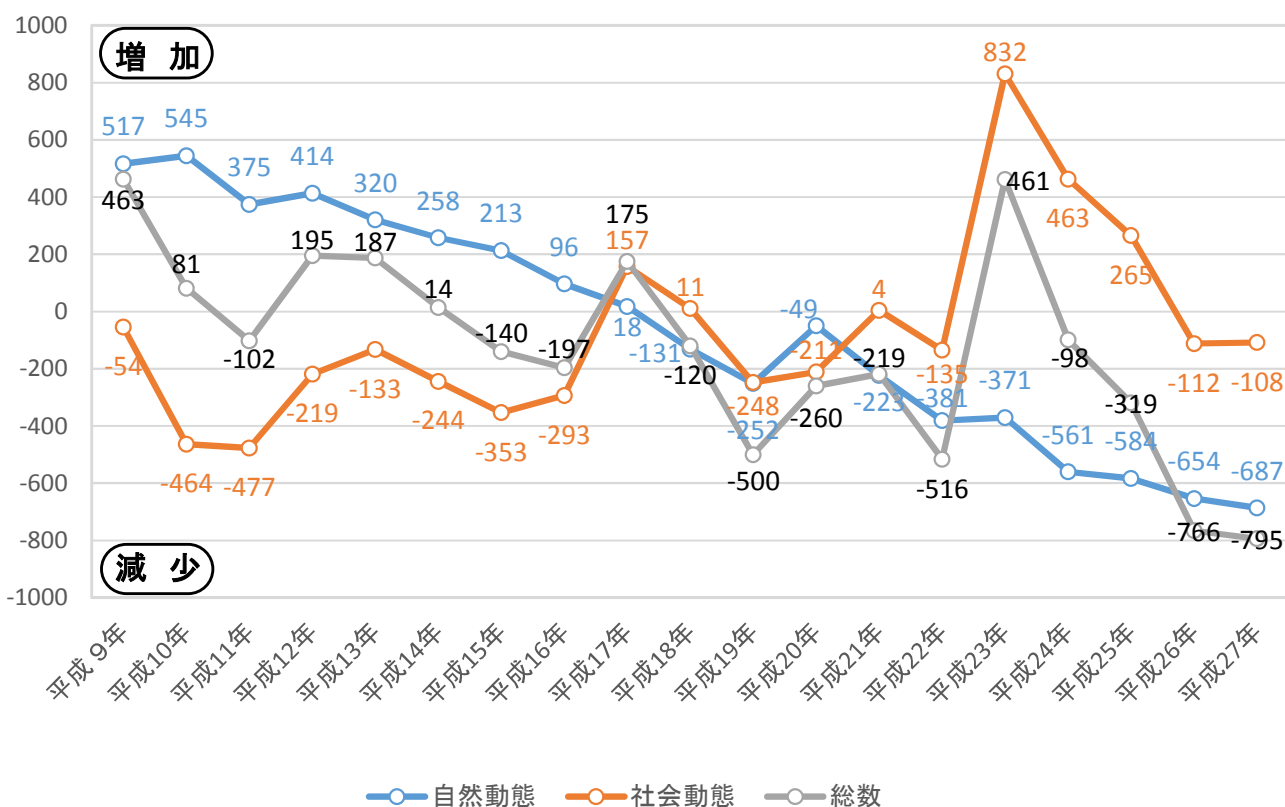
図 人口の推移

## 人口動態

人口動態をみると、自然動態は平成10年をピークに徐々に少なくなり、平成18年以降は減少傾向に転じ、死亡数が出生数を上回る状況が続いています。

一方、社会動態は、平成17、18年および平成21年以外は、転入より転出が多く、転出超過となっています。

なお、平成23年の社会動態の急激な増加は、同年3月以降の大幅な転入によるものであり、東日本大震災の影響と考えられます。

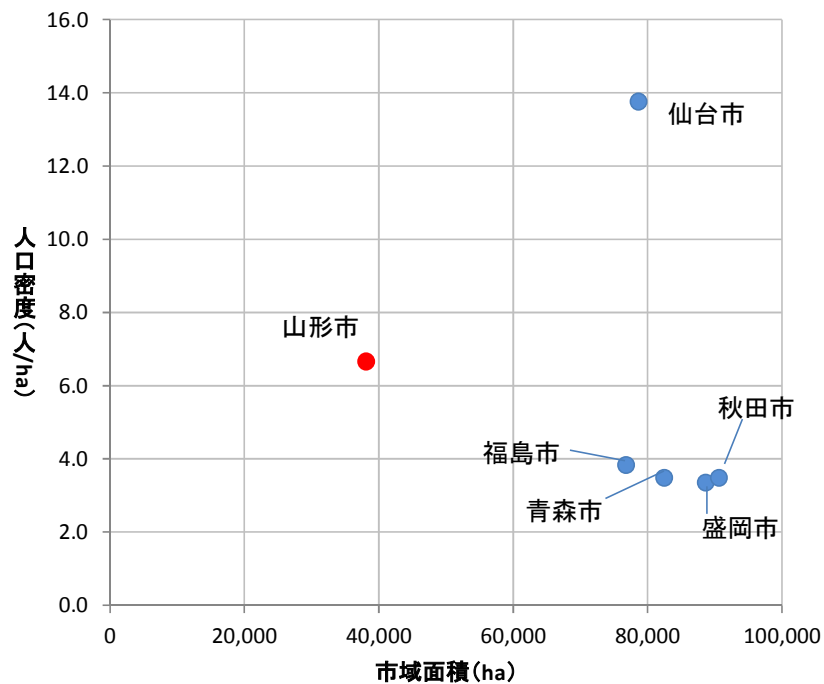


注) 平成27年山形市統計書

図 人口動態

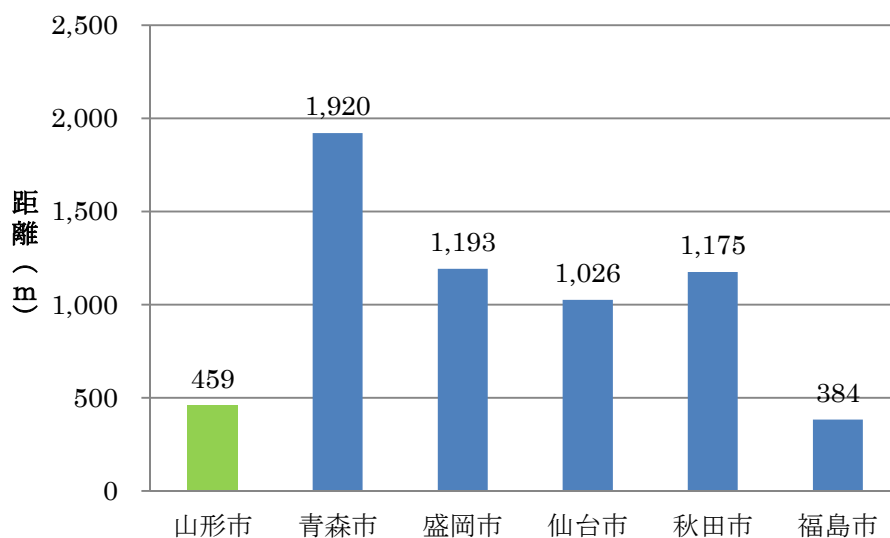
## 人口密度と人口重心※

山形市は、東北の県庁所在地と比べ、市域面積が小さく、人口密度は仙台市について高くなっています。また、山形市の人口重心は、平成22年の国勢調査によると、桜町付近（東経140度19分49.79秒、北緯38度15分10.04秒）にあります。人口重心と中心駅との距離を比較すると、山形市の人口重心は、福島市について中心駅に近く、全国的に中心部から人口重心が遠ざかる傾向にあるなかで、山形駅を中心としたまとまりのある均衡のとれたまちであると評価できます。



注) 平成27年国勢調査

図 東北県庁所在地の市域面積と人口密度



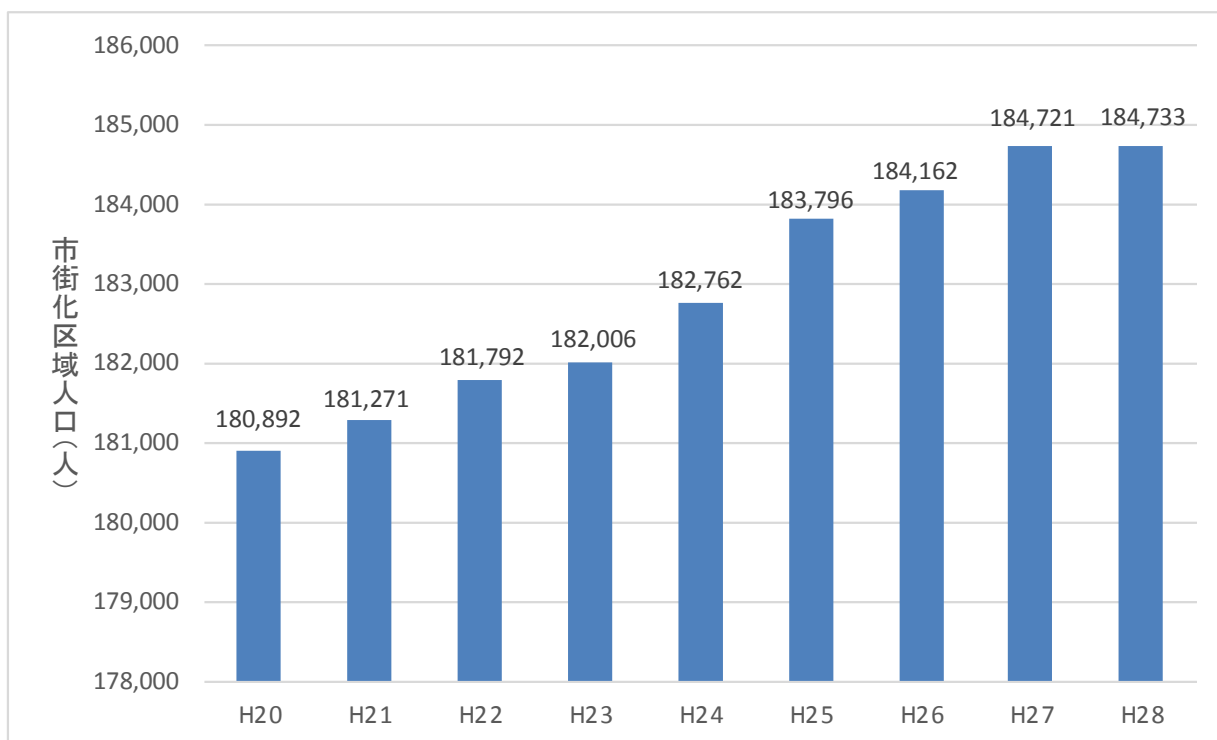
注) 平成22年国勢調査、GISによる計測

図 人口重心と中心駅の距離



## 市街化区域※人口

山形市の行政区域人口は、安定的な傾向を示す中で、市街化区域人口は増加傾向にあります。平成10年以降、市街化区域の拡大はありませんが、市街化区域人口は、平成20年と平成28年を比較すると、3,841人の増加となり、市街地へ居住する傾向が見られます。



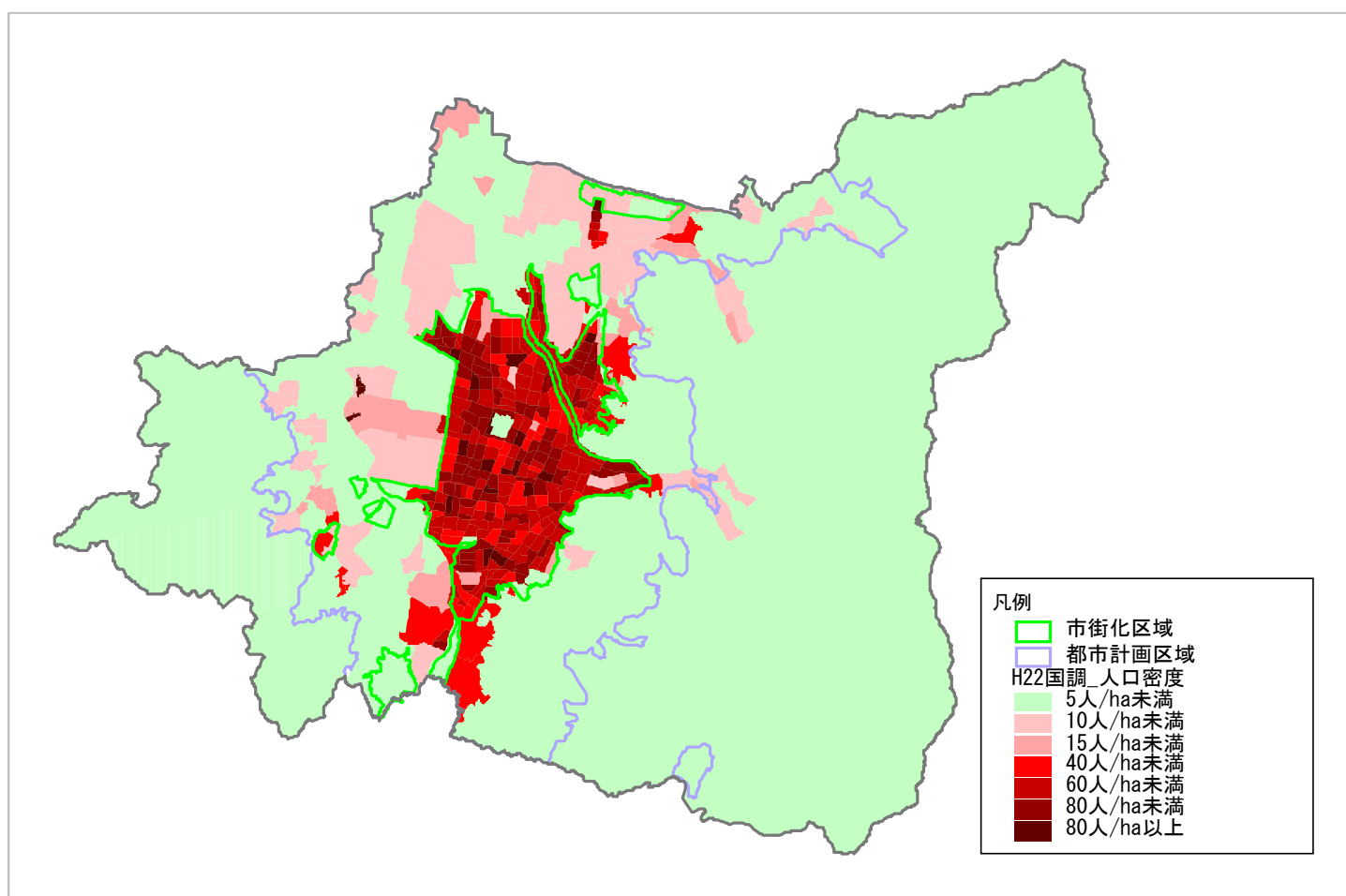
注) 山形市の都市計画資料編

図 市街化区域人口

## 人口密度と第1次産業

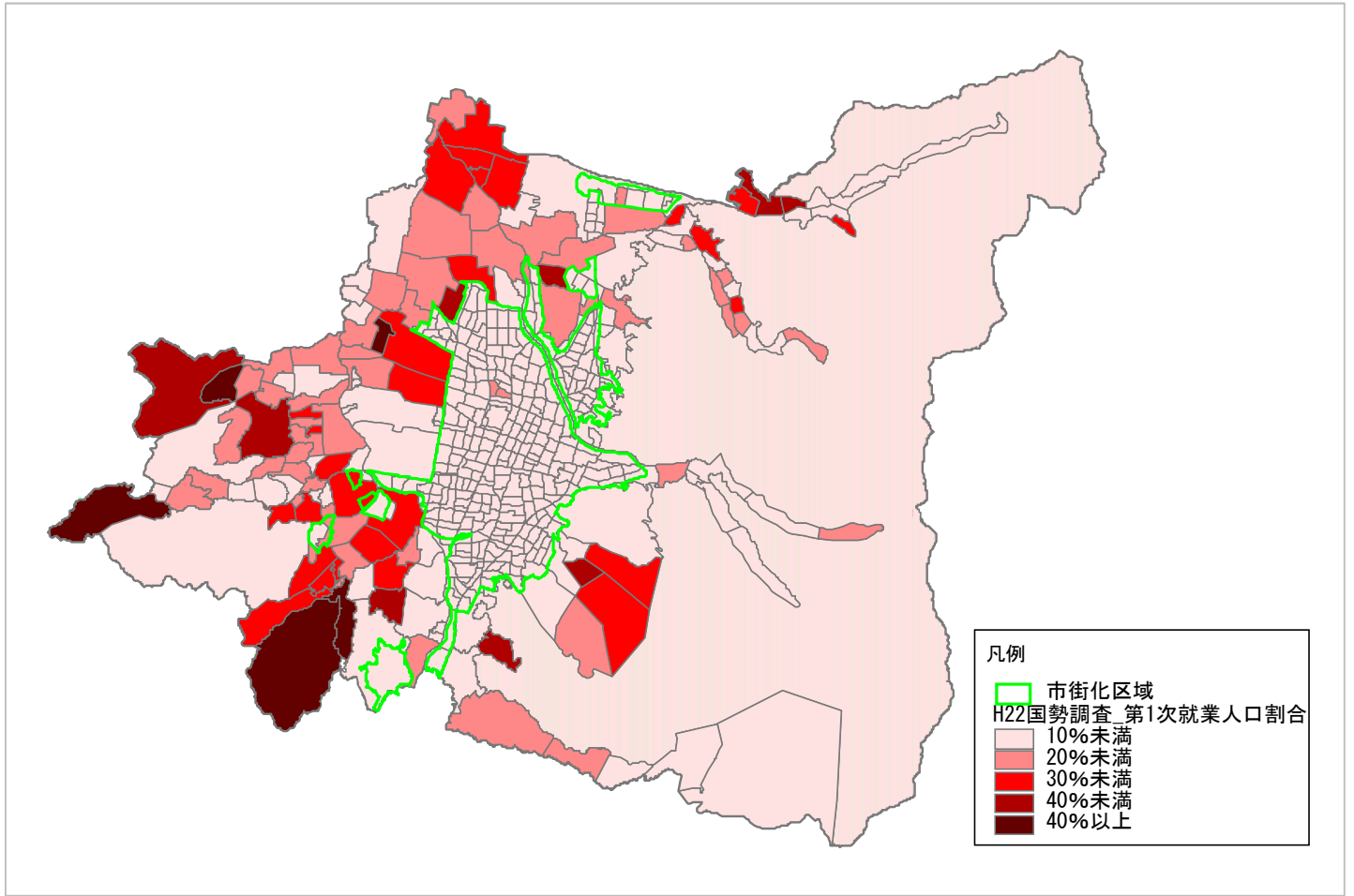
山形市の市街化区域においては、人口密度が80人/haを超える地域がみられ、山形広域都市計画区域マスタープランにおける山形市の市街化区域の目標人口166,500人（平成32年）を上回る人口が居住しています。

また、地域別の第1次産業の就業人口<sup>※</sup>の割合から、市街化区域外の地域が農業を支えていると言えます。



注) 平成22年国勢調査

図 地域別人口密度分布



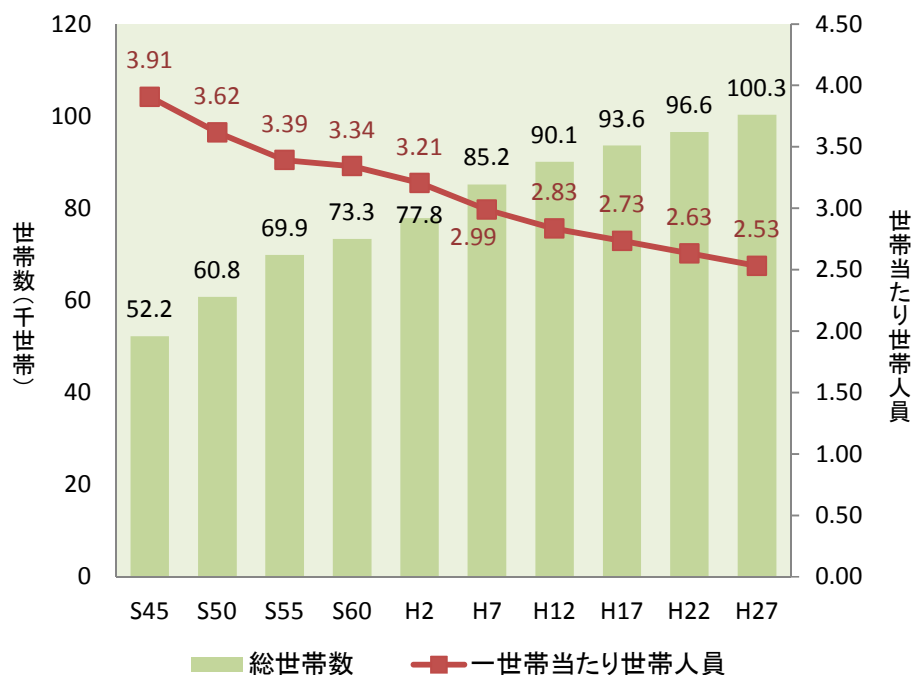
注) 平成22年国勢調査

図 第1次産業就業人口の割合

## (7) 世帯数

山形市の世帯数は増加傾向にあります。

単独世帯などが増加し、1世帯当たりの世帯人員が減少しています。65歳以上の高齢単独世帯数が、平成7年から平成27年で約3倍に増えています。



注) 平成27年国勢調査

図 世帯数と世帯当たり世帯人員の推移

	H7	H27	増減率	増減量
人口	254,488	253,832	1.00	-656
総世帯数	85,157	100,303	1.18	15,146
単独世帯数	22,331	32,957	1.48	10,626
65歳以上単独世帯	3,132	8,958	2.86	5,826
75歳以上単独世帯	1,215	4,946	4.07	3,731
夫婦と子供からなる世帯	24,403	25,148	1.03	745
夫婦・子供・親からなる世帯	13,046	7,219	0.55	-5,827
母子・父子世帯	958	1,494	1.56	536

注) 平成27年国勢調査

表 世帯数の変化 (平成7年と平成27年)

## (8) 雇用

山形市の就業人口は、高齢化が進行する中、平成7年頃をピークに減少傾向にあります。

第1次産業人口（主に農業）は減少が続き、昭和55年は12.6千人でしたが、平成22年には4.7千人と半数以下になっています。第2次産業人口（主に製造業・建設業）は、平成2年頃をピークに減少傾向となっています。第3次産業人口は平成22年頃に減少に転じていますが、割合は高くなり、小売店や医療・福祉、サービス業で働く人々が多くなっています。

また、就従比<sup>※</sup>は東北の県庁所在地のなかでは仙台市に次いで高くなっています。

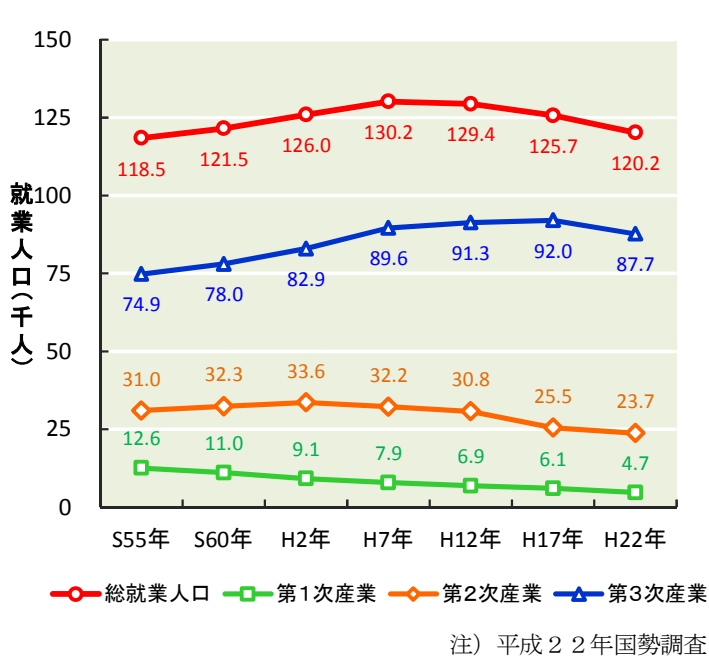


図 産業種類別就業人口の推移

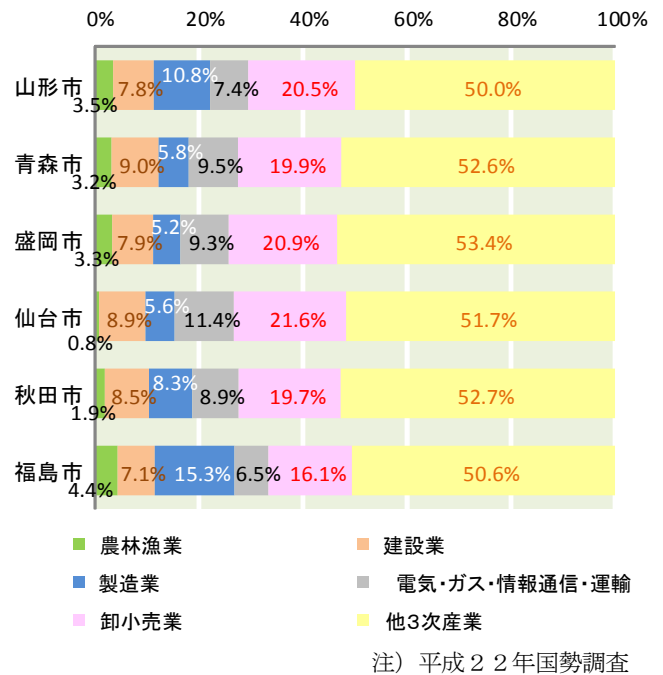


図 東北県庁所在地の就業人口の産業構成

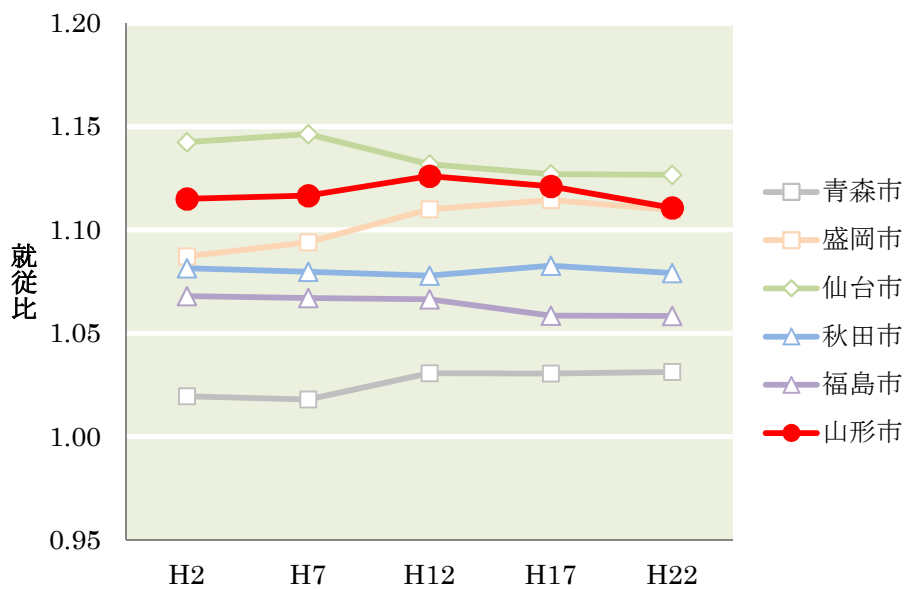


図 東北の県庁所在地における就従比の推移

## (9) 土地利用

山形市は、行政区域約38,158haのうち約15,990haが都市計画区域であり、そのうち市街化区域は約4,093haとなっています。行政区域のうち平成27年の市内の土地利用は、宅地が19.8%を占め、農地は、田畑をあわせて35.1%、山林は35.0%となっています。平成10年と比較すると、宅地面積の割合が増加し、農地、山林面積は減少しています。

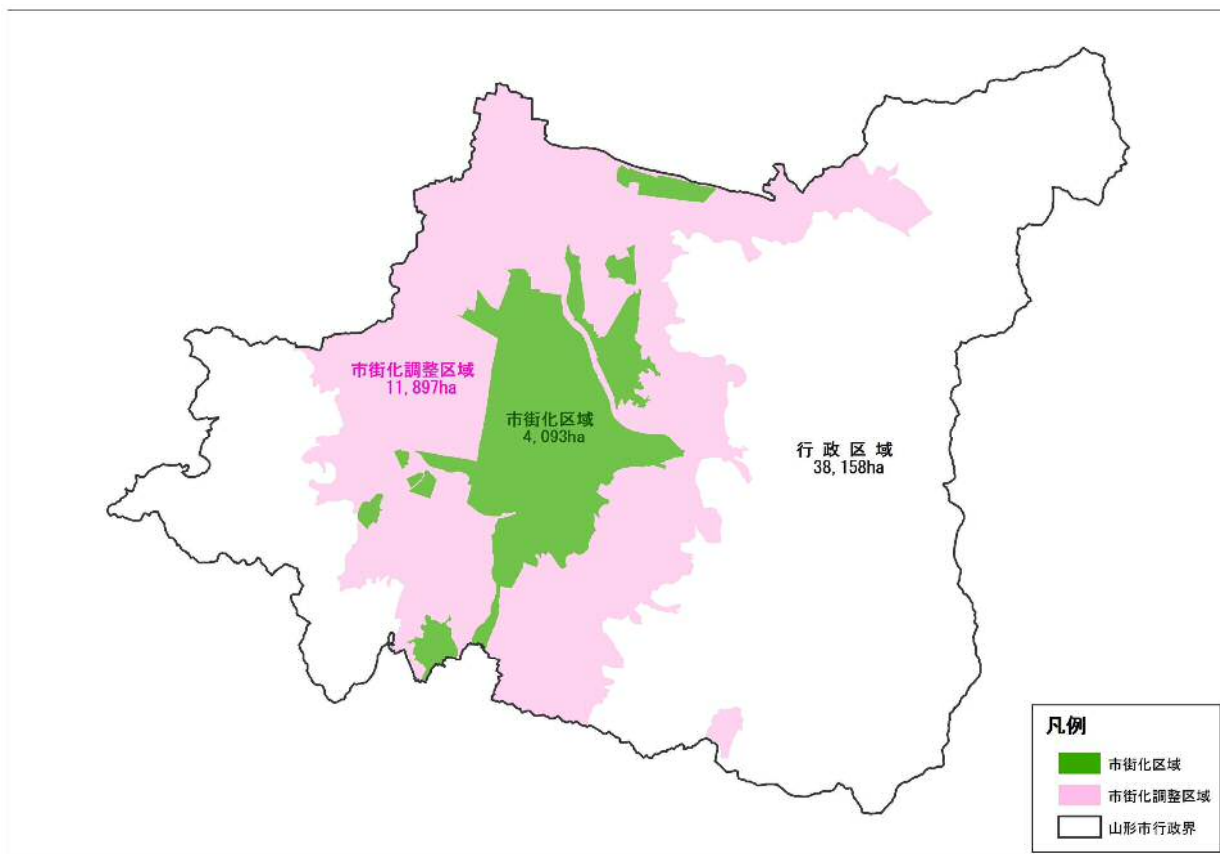
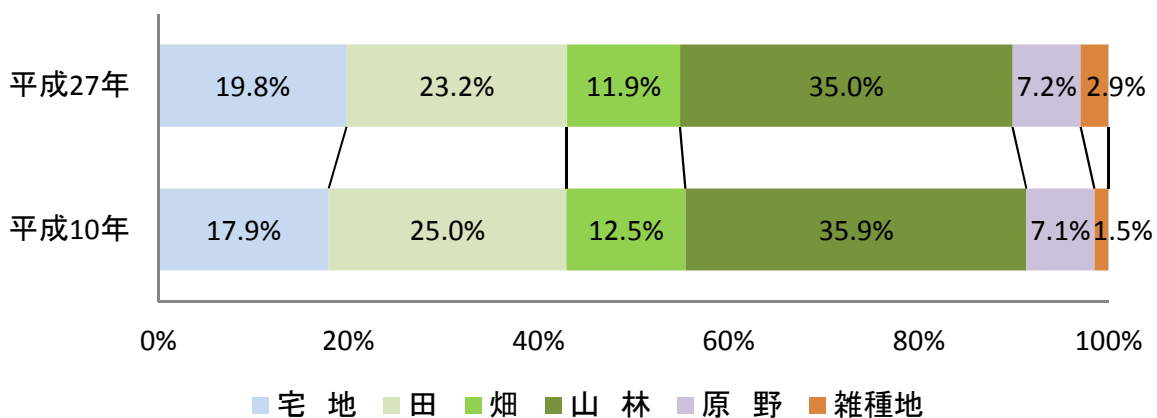


図 都市計画区域と市街化区域



注) 平成27年山形市統計書

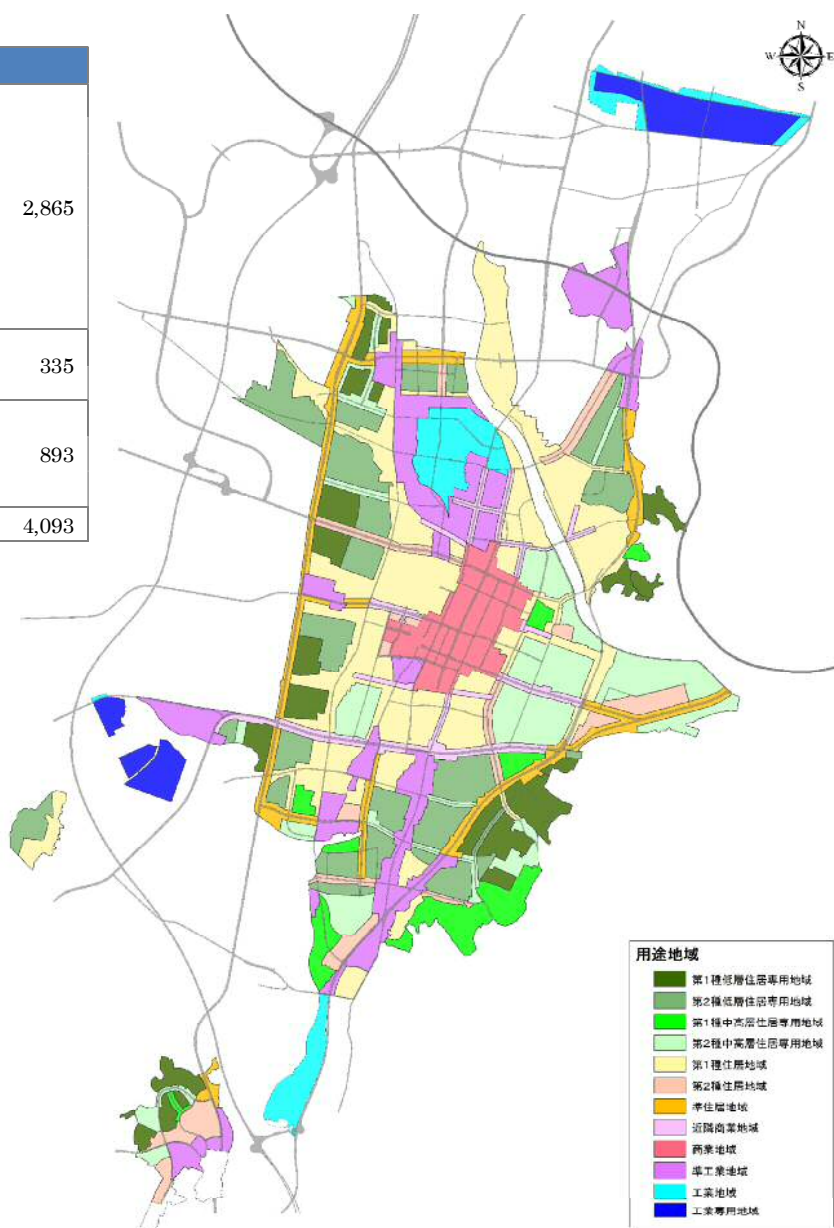
図 土地利用の割合

## 用途地域<sup>※</sup>

用途地域は建築物の用途・容積率<sup>※</sup>・建ぺい率・高さ・壁面の離れなどの形態に制限を加えることで、生活環境の向上と商業の利便の増進を図るため、地域の特性に応じて定められます。山形市では昭和7年に用途地域を当初決定し、平成8年5月21日に居住環境<sup>※</sup>の保護や多様化した市街地への適切な対応を主な目的とし、新用途地域に変更しました。当初の用途地域8種類のうち、住居系の用途地域3種類が7種類に細分化され、工業系と商業系の用途地域とあわせ、新用途地域は以下に示す12種類となっています。現在、市街化区域の約7割(=2,865ha/4,093ha)が住居系で占められ、約2割が工業系、約1割が商業系となっています。

表 用途地域別面積

	面積 (ha)	
第1種低層住居専用地域	336	2,865
第2種低層住居専用地域	530	
第1種中高層住居専用地域	167	
第2種中高層住居専用地域	450	
第1種住居地域	929	335
第2種住居地域	197	
準住居地域	256	893
近隣商業地域	134	
商業地域	201	
準工業地域	519	4,093
工業地域	204	
工業専用地域	170	
合計		



出典：山形市の都市計画資料編

図 用途地域

## 市街地環境

山形市の市街地は、城下町の面影を残す中心市街地を囲むように、土地区画整理※事業などで開発されています。また、良好な市街地環境の形成に向け、平成25年度末までに20地区で地区計画※を策定し、さらに平成22年1月1日より建築物の高さを規制する高度地区を導入しています。

市街地の拡大に伴い、人口集中地区（D I D地区）※の面積拡大と人口密度の低下傾向がみられます。

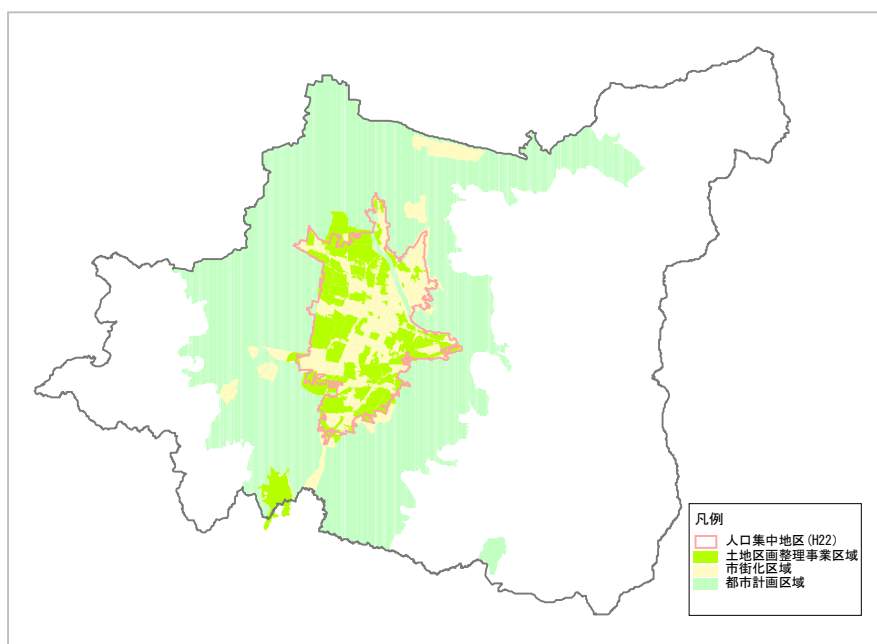


図 土地区画整理事業区域と人口集中地区

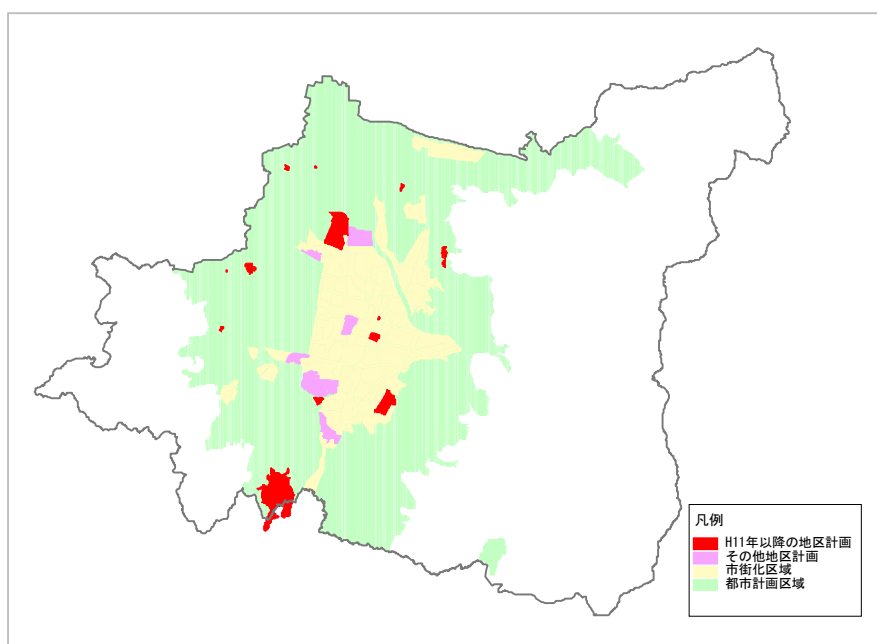


図 地区計画



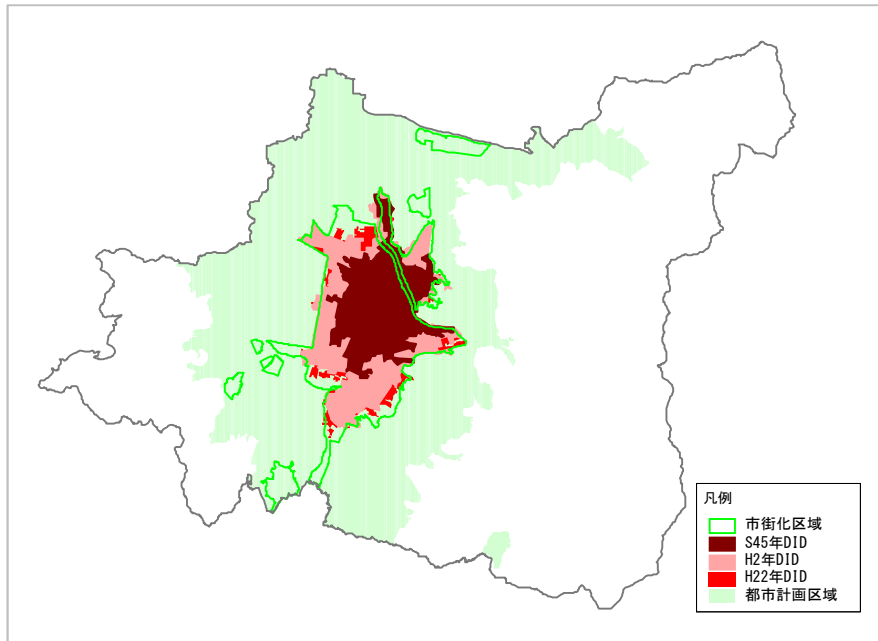
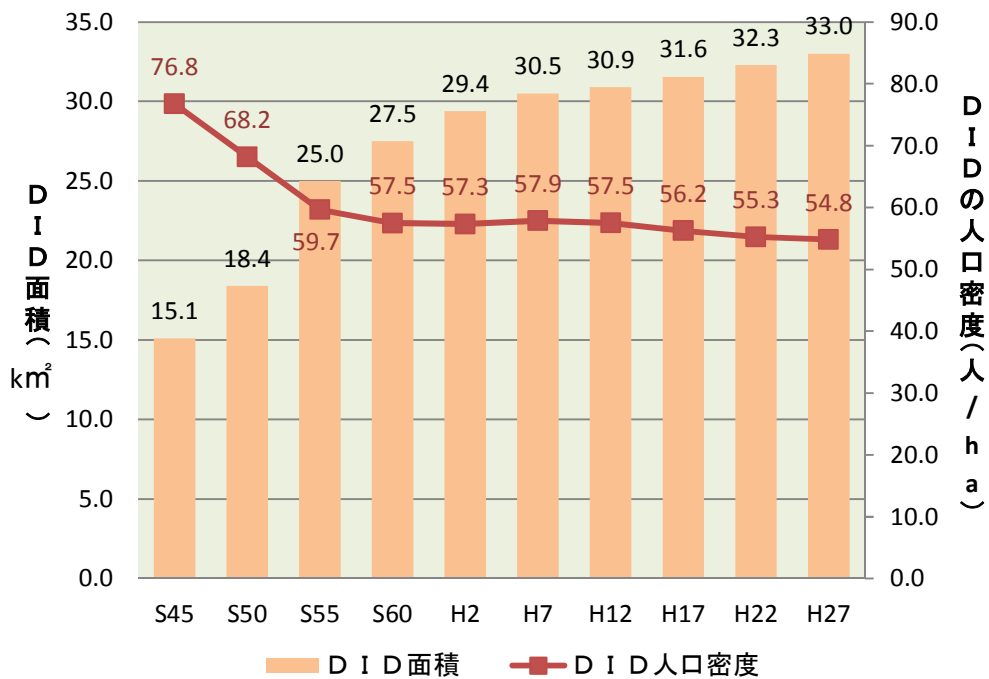


図 人口集中地区（DID 地区）の変遷



注) 平成27年国勢調査

図 人口集中地区（DID 地区）の面積と人口密度の推移

## (10) 交通

山形市の道路は、市域を南北に結ぶ国道13号をはじめ、国道112号、国道286号、国道348号などを骨格とし、道路網が形成されています。

都市計画道路<sup>※</sup>は、環状道路<sup>※</sup>としての役割や主要地域を結ぶ幹線道路として、全体の約64.0%（平成27年度）が整備を完了しております。

鉄道は、山形新幹線、奥羽本線、左沢線と仙山線の4路線があり、市内には4路線の中心となっている山形駅をはじめ11駅があります。

路線バスは、山形駅を中心とした放射状の路線網となっており、市域を広く網羅しています。

また、中心街循環バス<sup>※</sup>や、地域と中心市街地を結ぶコミュニティバス<sup>※</sup>、地域自主運行交通<sup>※</sup>など、公共交通の活性化と生活交通の確保に向けた取組みが行われています。

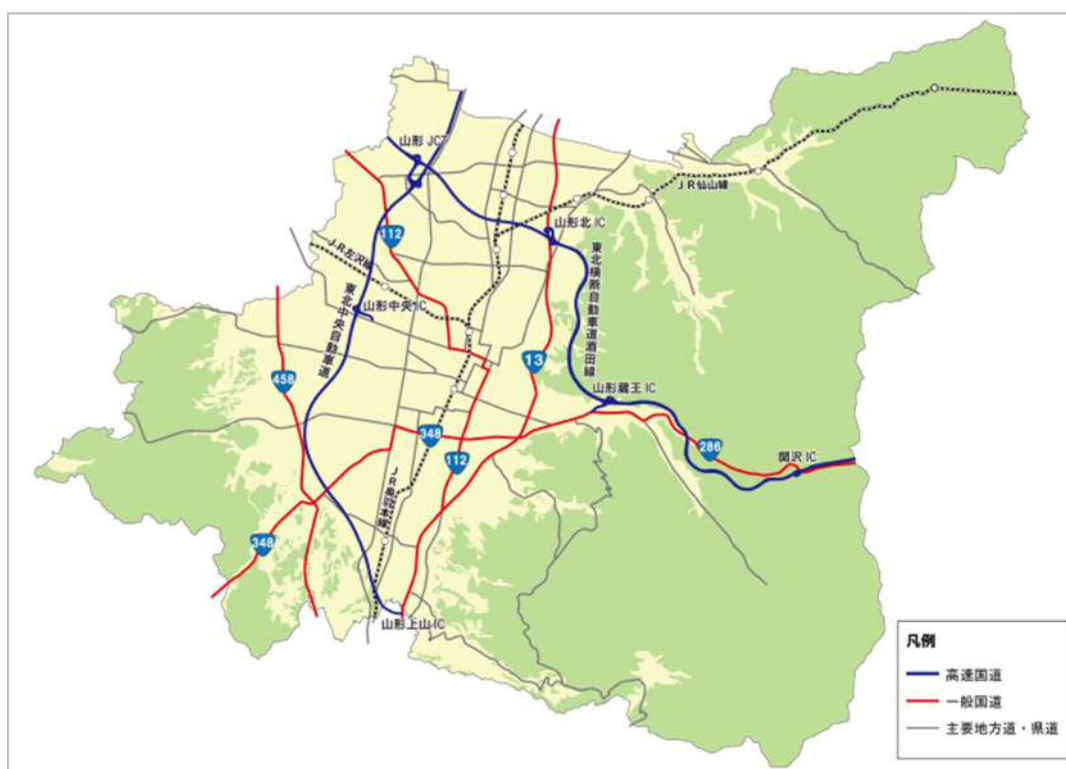


図 道路網と鉄道

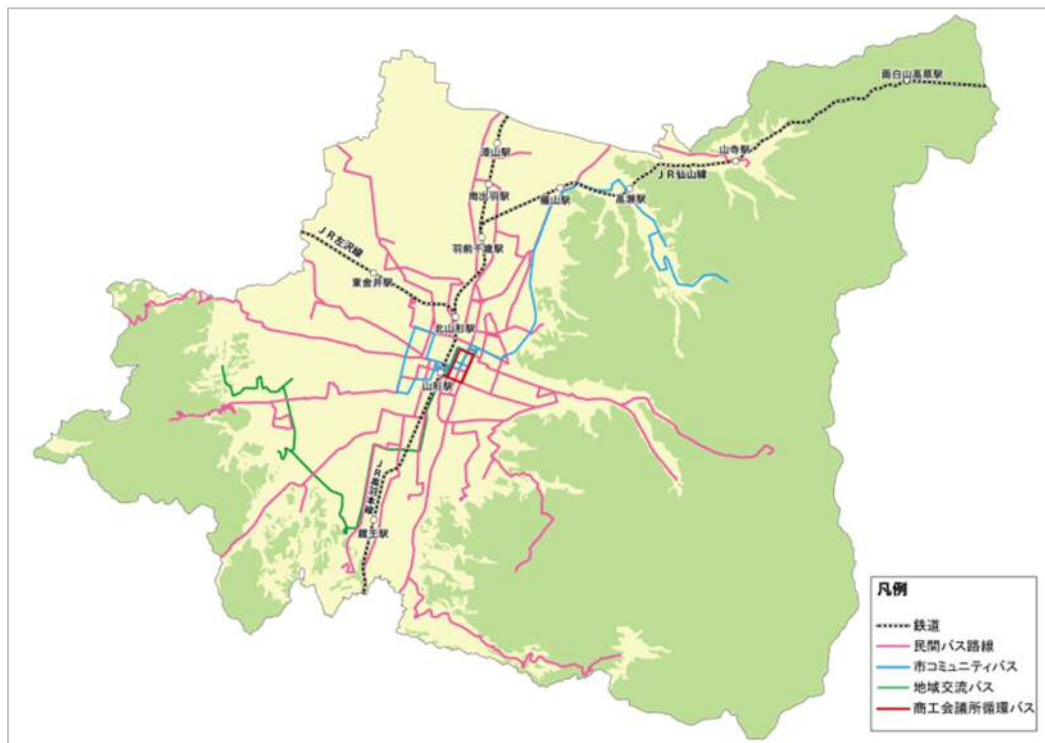


図 バス路線網

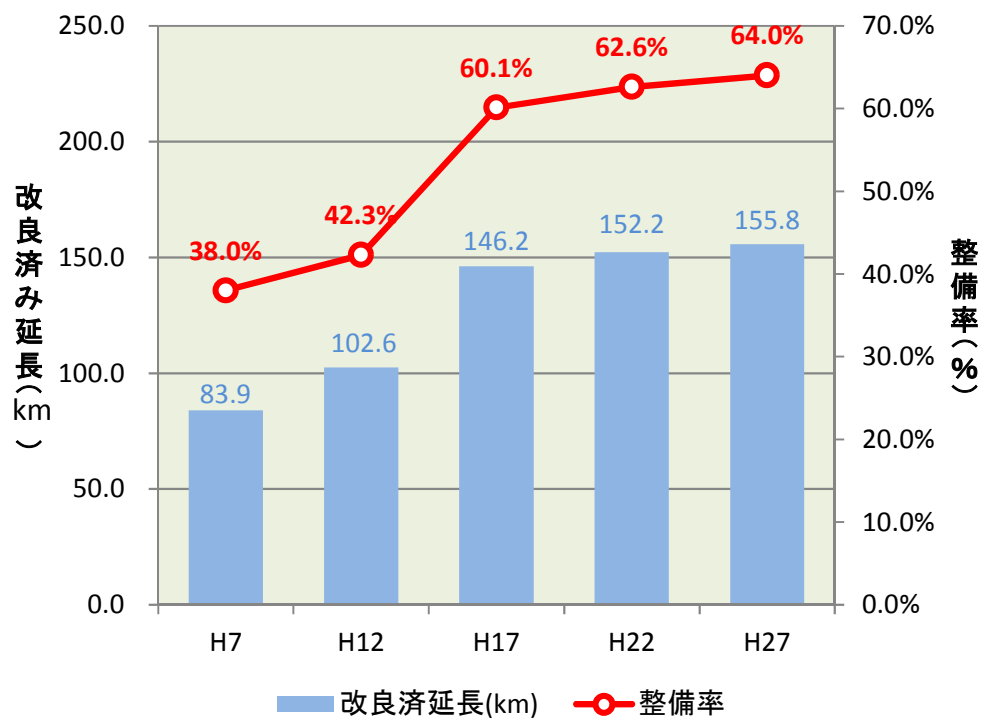
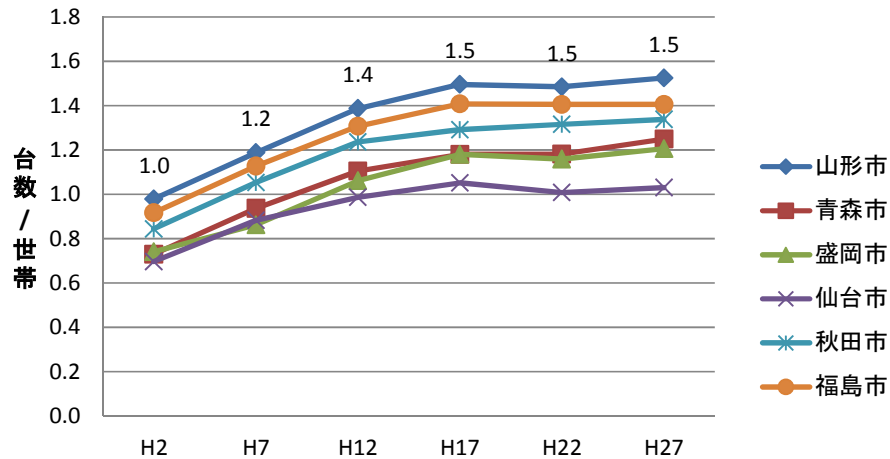


図 都市計画道路整備状況

## 自動車への依存

山形市の世帯当たり乗用車保有台数は、平成27年度で1.5台/世帯となっており、他の東北県庁所在地と比べ、高くなっています。

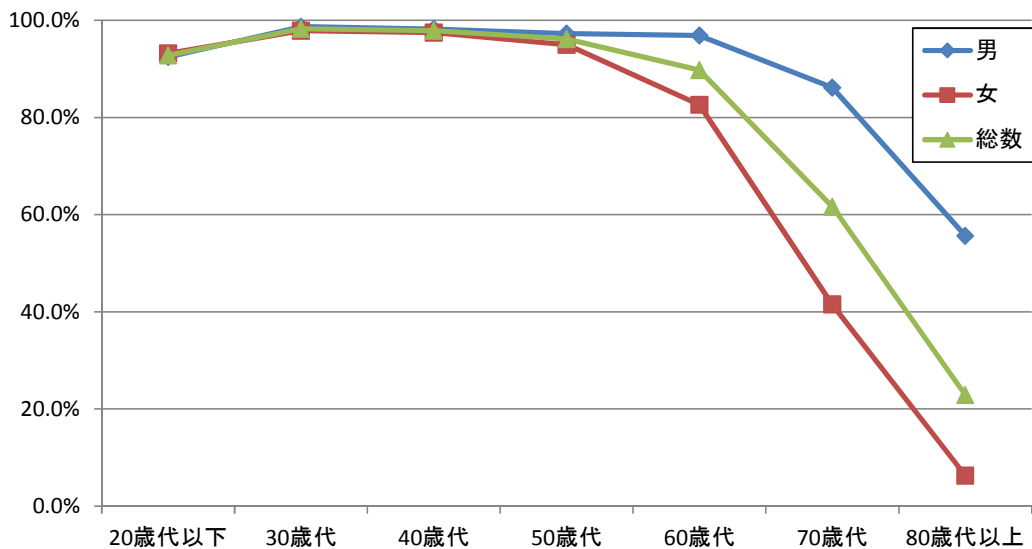
また、現在の乗用車免許保有率は、高齢者で低くなっていますが、今後、免許保有率の高い年齢層が高齢化することにより、全体的に免許保有率が高くなることが予想されます。



注1) 市区町村別自動車保有車両数、市区町村別軽自動車車両数

注2) 世帯：平成27年国勢調査

図 世帯当たり自動車保有台数の推移



注) 『運転免許統計（平成27年版）補足資料2』警察庁交通局運転免許課、平成27年国勢調査

図 年代・性別免許保有率

## (11) みどり・景観

市街地を囲むように田園・森林が広がり、市街地では公園や緑地などの整備が進められています。公園の整備状況は、開設数232箇所、開設面積394.09ha（平成27年度末）となっています。また、馬見ヶ崎川や山形五堰などは、身近に緑と水を感じることができる水辺空間となっています。

「都市景観ガイドプラン<sup>※</sup>」、「中心市街地景観ガイドプラン」及び「山形市景観条例<sup>※</sup>」などに基づき、地域の特性に応じた景観形成が進められています。

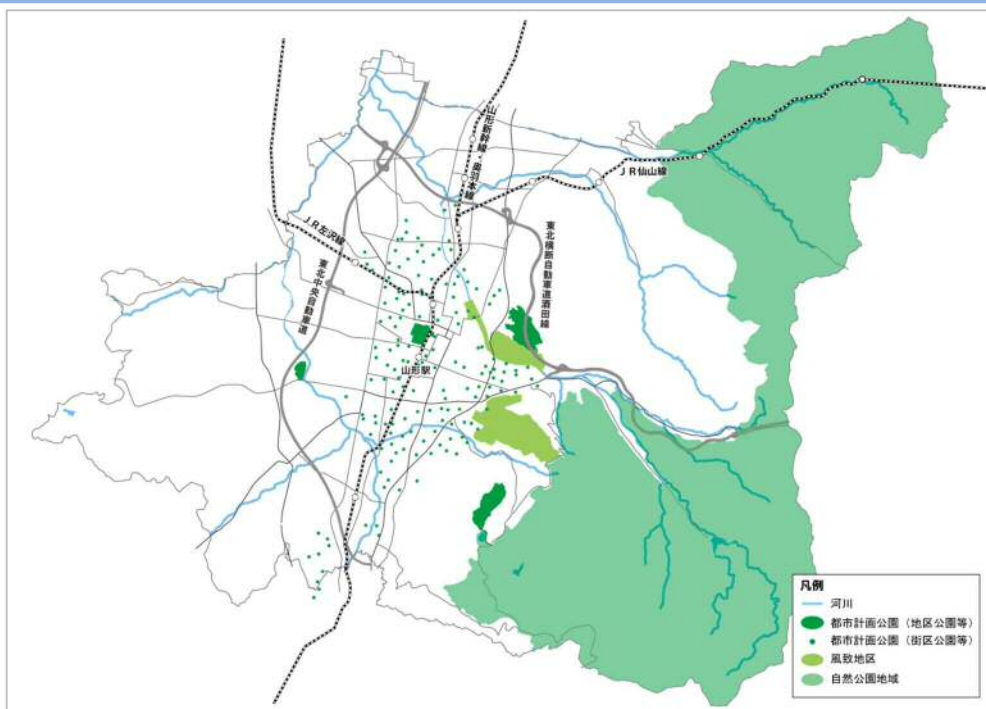
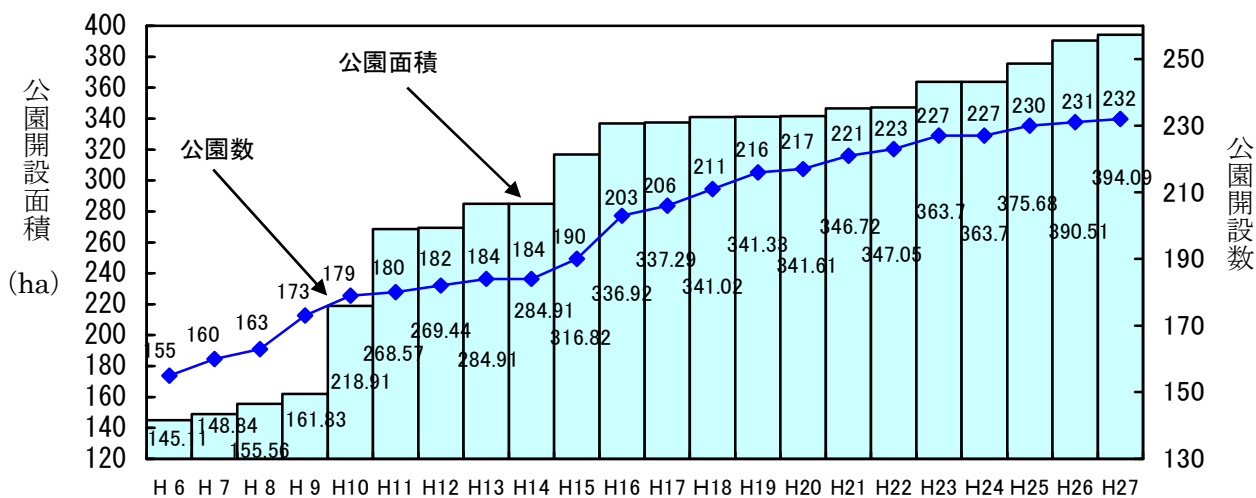


図 都市計画公園などの状況



出典：山形市の都市計画資料編

図 公園の整備状況

## (12) 災害への備え

地震、風水害、土砂災害、火山噴火など、各種災害の度合いは、被害のおそれのある区域ごとにハザードマップ※を作成し、随時、公表と見直しを行っています。

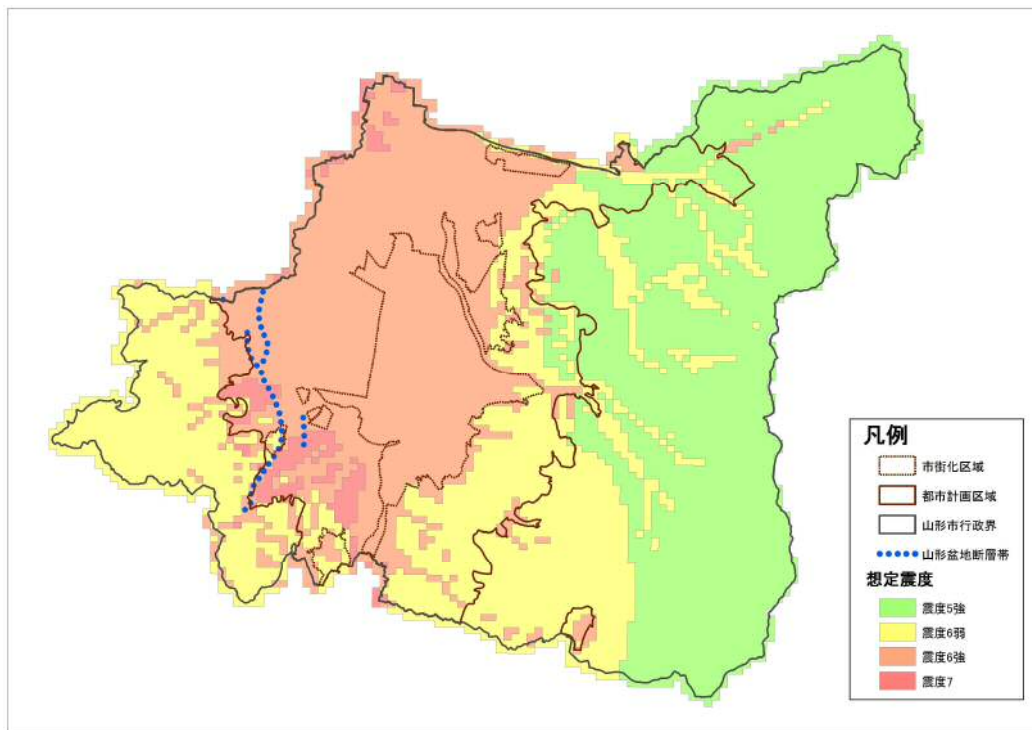


図 想定震度と断層帯

出典：山形市資料

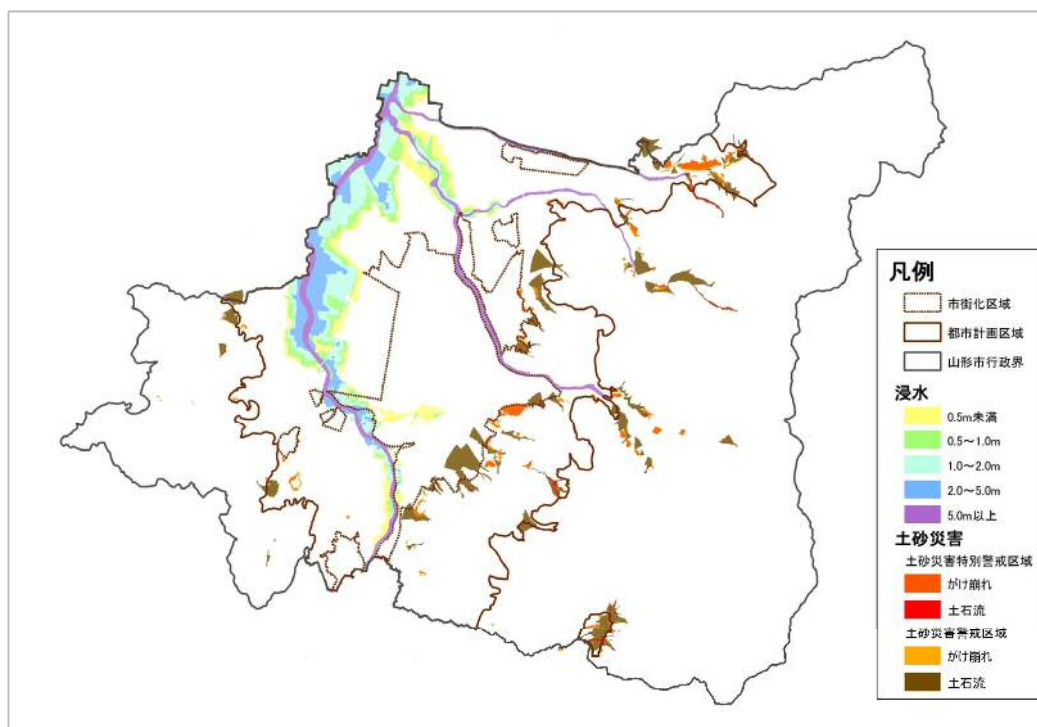


図 浸水想定エリアと急傾斜地崩壊危険箇所の分布

出典：山形市資料

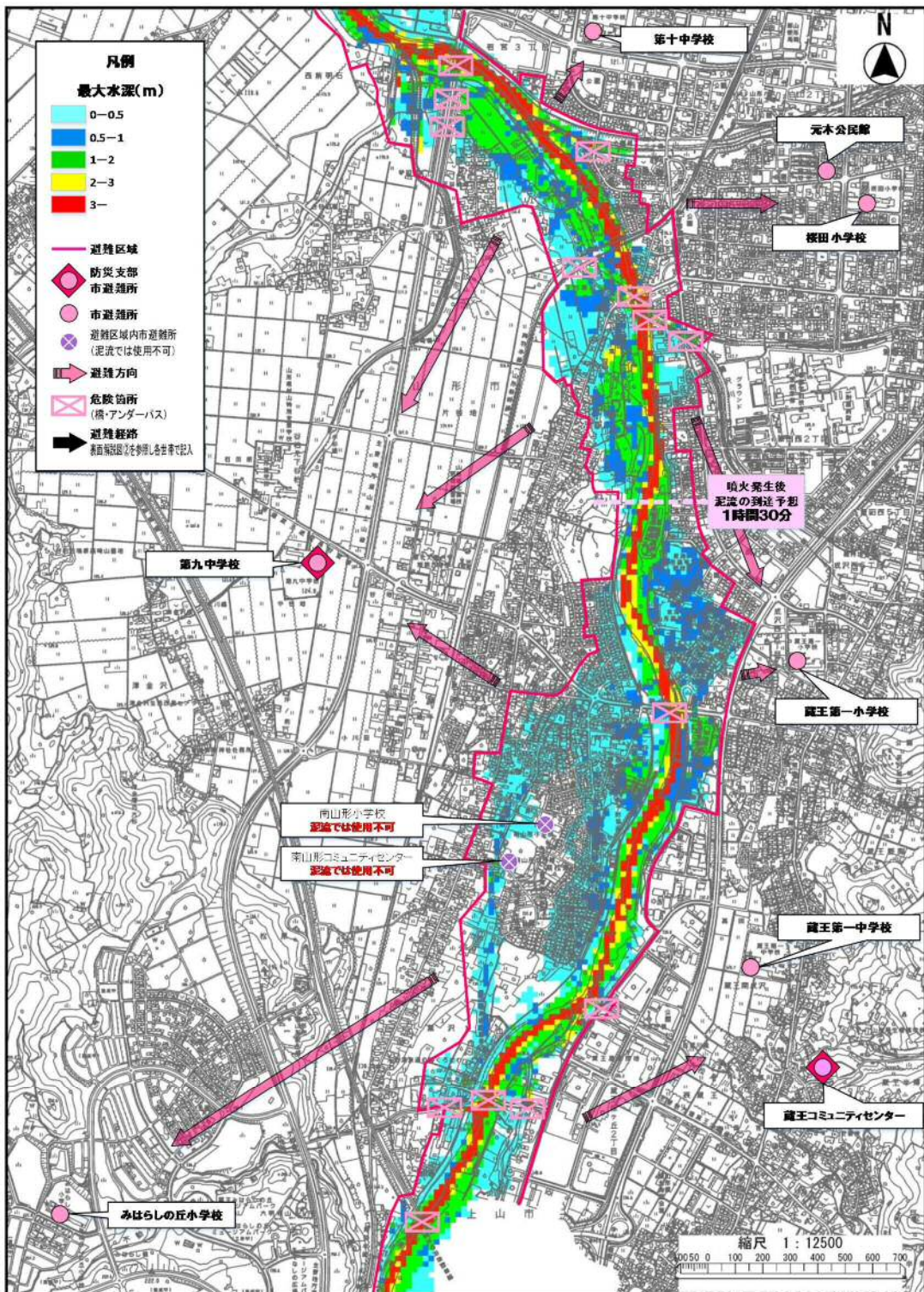
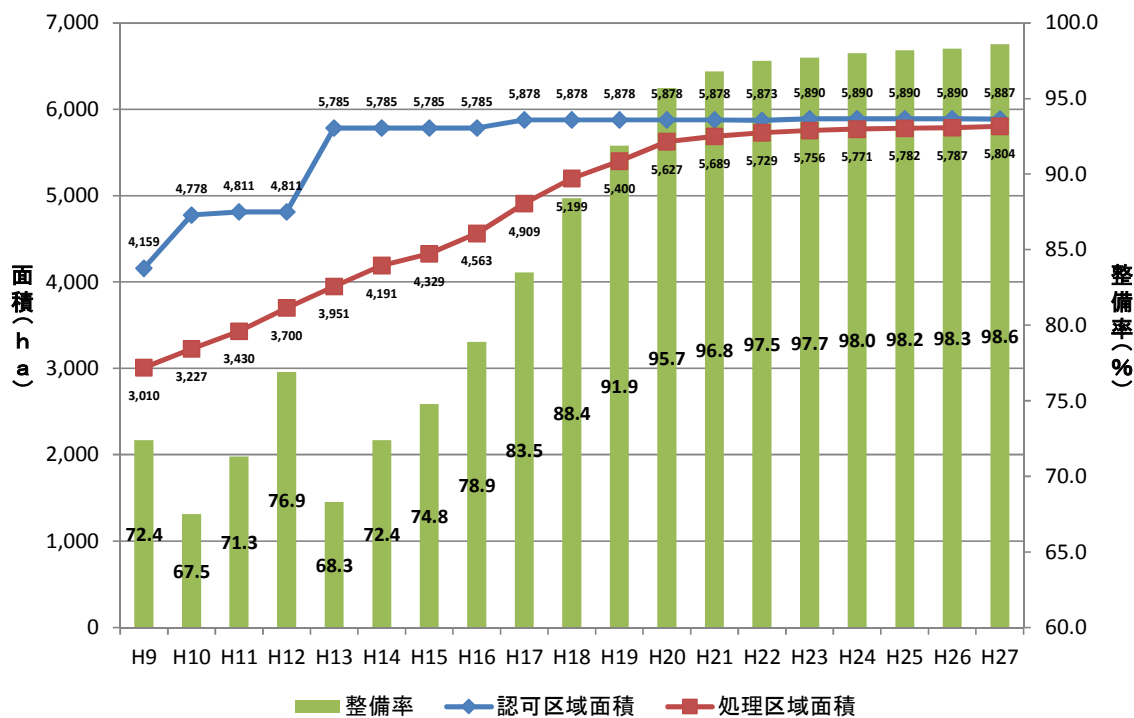


図 蔵王山の融雪型火山泥流のハザードマップ（蔵王地区版）

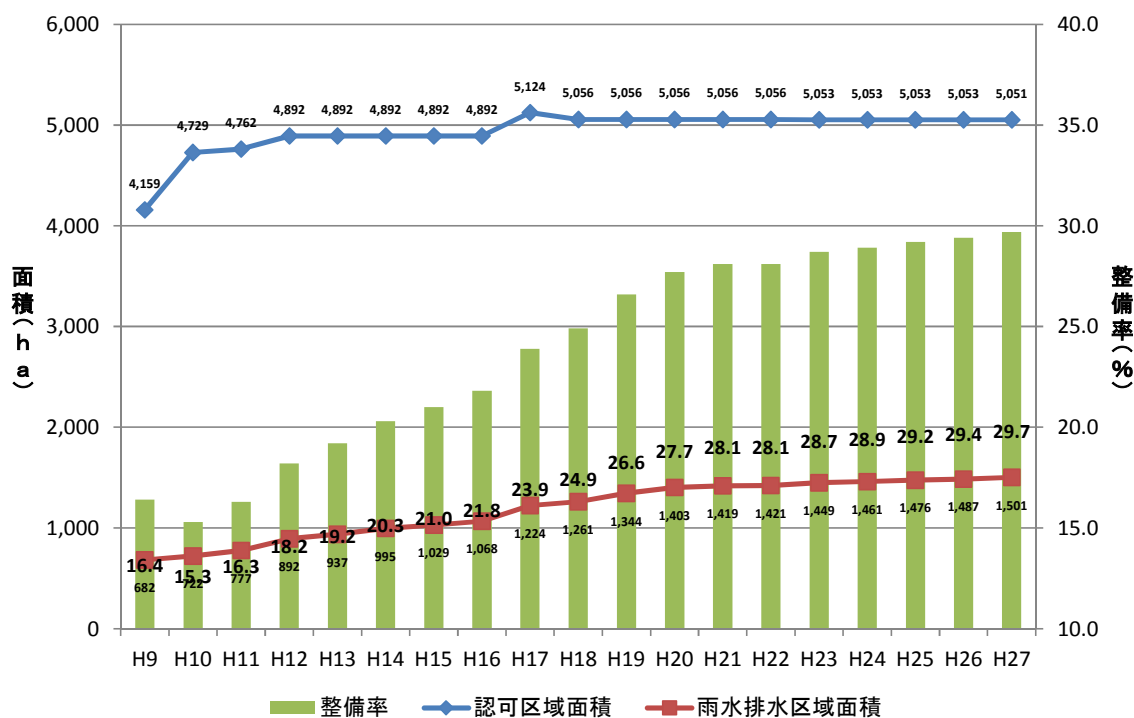
### (13) その他暮らしを支える施設

上下水道の普及率は、上水道が給水区域の99.9%、公共下水道(污水)が97.5%(平成27年度末)となっています。また、下水道(污水)の整備率は、平成10年度の67.5%に対し平成27年度は98.6%、下水道(雨水)の整備率は、平成10年度の15.3%に対し平成27年度は29.7%となっており、整備拡張が計画的に進められています。



注) 山形市の都市計画資料編

図 公共下水道(污水)整備状況



注) 山形市の都市計画資料編

図 公共下水道(雨水)整備状況

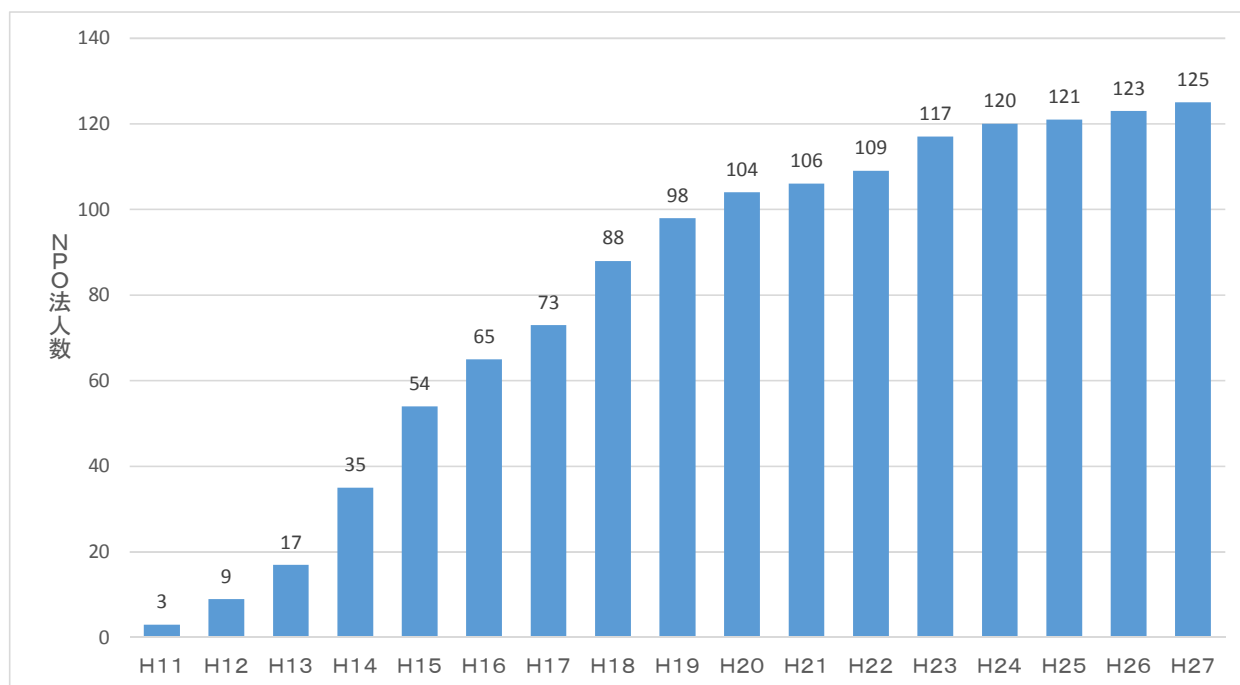


#### (14) 市民参加

山形市では、市民活動・事業者・行政のそれぞれの主体がお互いの特性と立場の違いを理解し合い、役割を分担しながら豊かな市民社会を支える共に創るまちづくりを進めています。

平成23年4月より郊外部の地区公民館はコミュニティセンターに移行し、各地区の市民・団体によって運営され、地域課題の解決、地域の特徴を活かした地域住民の自主的な地域づくりやまちづくり活動などに活用されています。

また、平成10年に特定非営利活動促進法が制定され、山形市においてもNPO<sup>※</sup>法人は増加しており、平成27年度末で市内に事務所を持つNPO法人は125団体となっています。



注) 山形市資料

図 市内に事務所を持つNPO法人数の推移

## 第2節 市民ニーズ

### (1) 市民アンケート

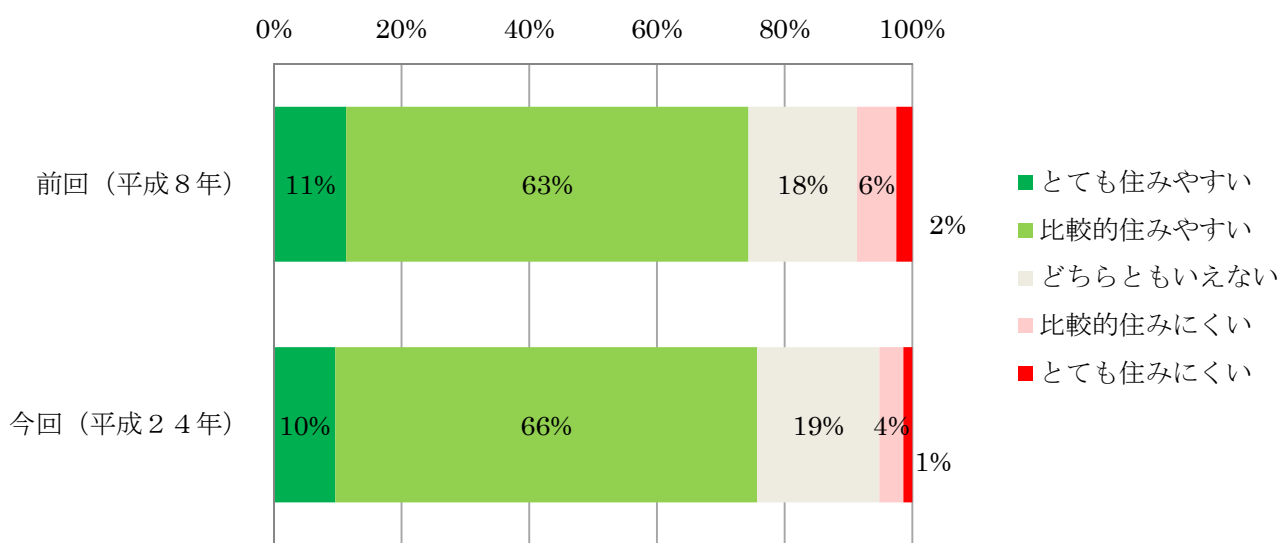
山形市では、平成24年度に「山形市都市計画マスタープラン見直しに係る市民アンケート」を実施し、その結果などに基づき、まちづくりに係わる市民ニーズを整理しました。

#### ① 居住満足度（住みやすい）

市民の76%が、山形市は住みやすいと評価しています。

「比較的住みにくい」「とても住みにくい」と評価する人は、わずか5%で、平成8年のアンケート実施時の8%と比べ、「住みにくい」と評価する市民は減少しています。

また、市街化区域に住む市民ほど、住みやすいと評価する人が多くなっています。



注) 前回 (平成8年) の不明は「どちらともいえない」に含めた  
 図 居住満足度 (住みやすさ) の比較

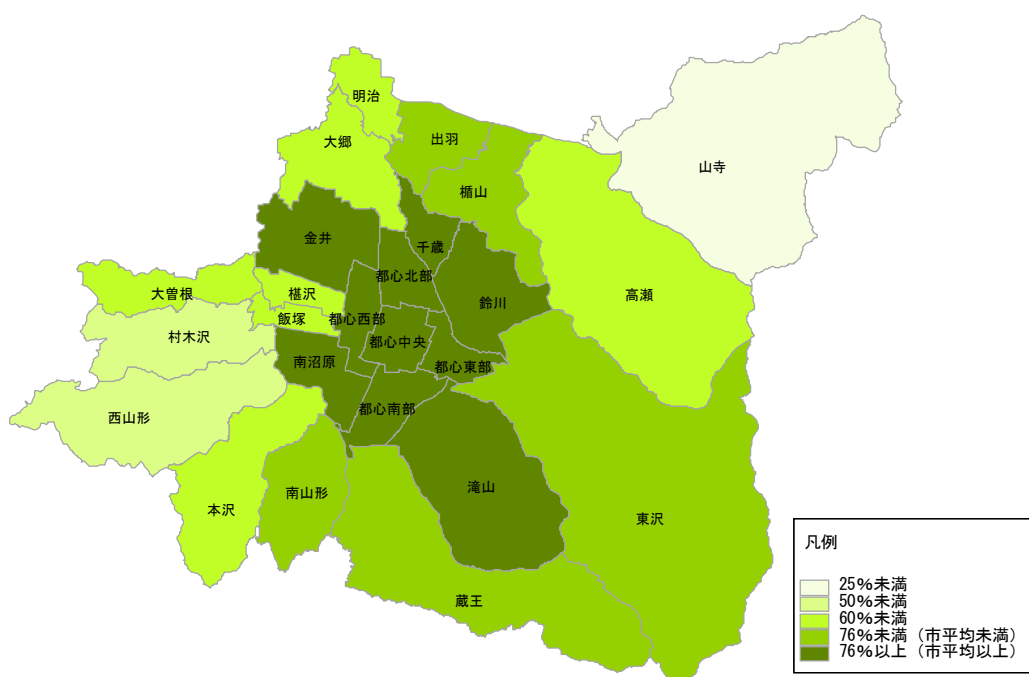


図 地域別の居住満足度 (住みやすさ)

注) 平成24年市民アンケート

## ② 定住志向

市民の65%が、山形市に住み続けたいと評価しています。

「住み続けたくない」と評価する人は8%で、平成8年のアンケート実施時の14%と比べ、「住み続けたくない」と評価する市民は減少しています。

また、地域別にみると、定住志向の高い地域は、市街化区域に限らず、市街化調整区域※にも分布しています。

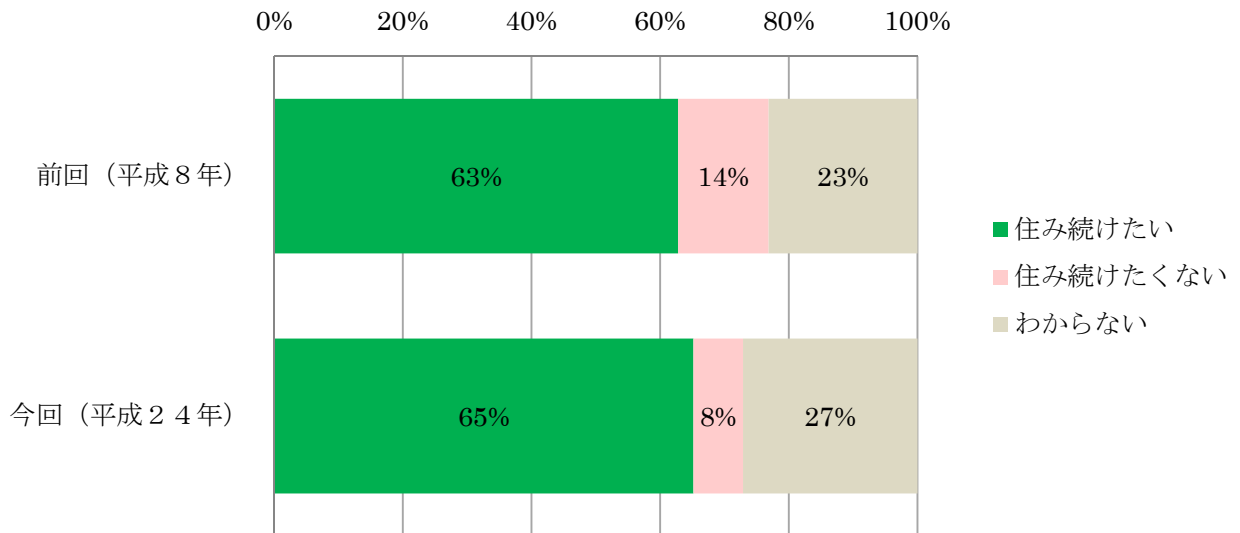
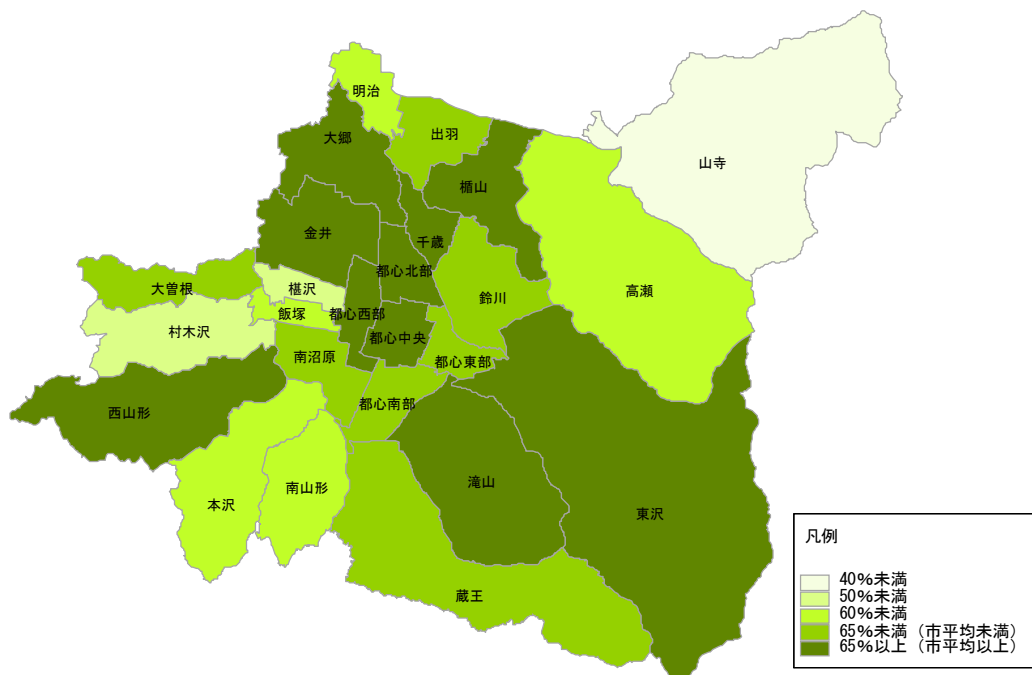


図 定住志向（住み続けたいか）の比較



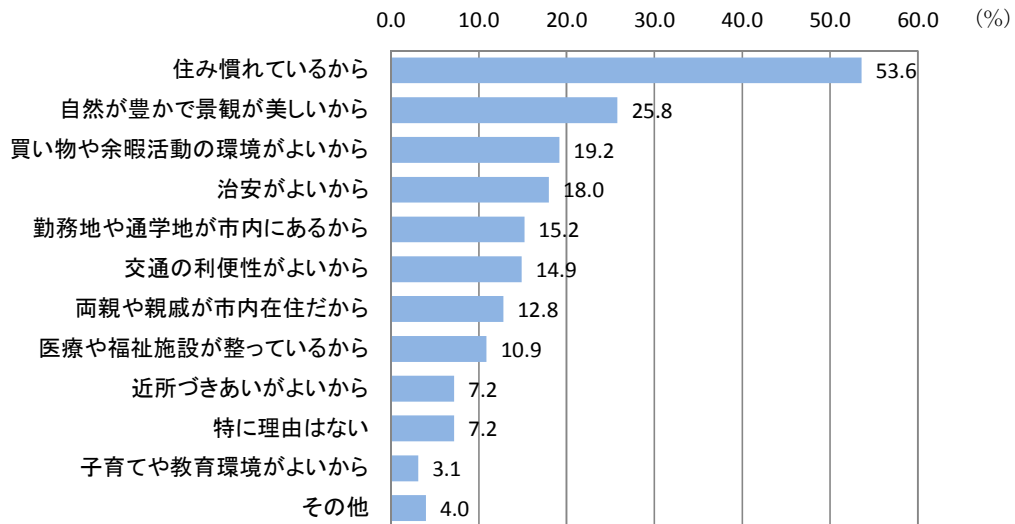
注) 平成24年市民アンケート

図 地域別の定住志向

### ③ 住み続ける理由と居住地区の満足度

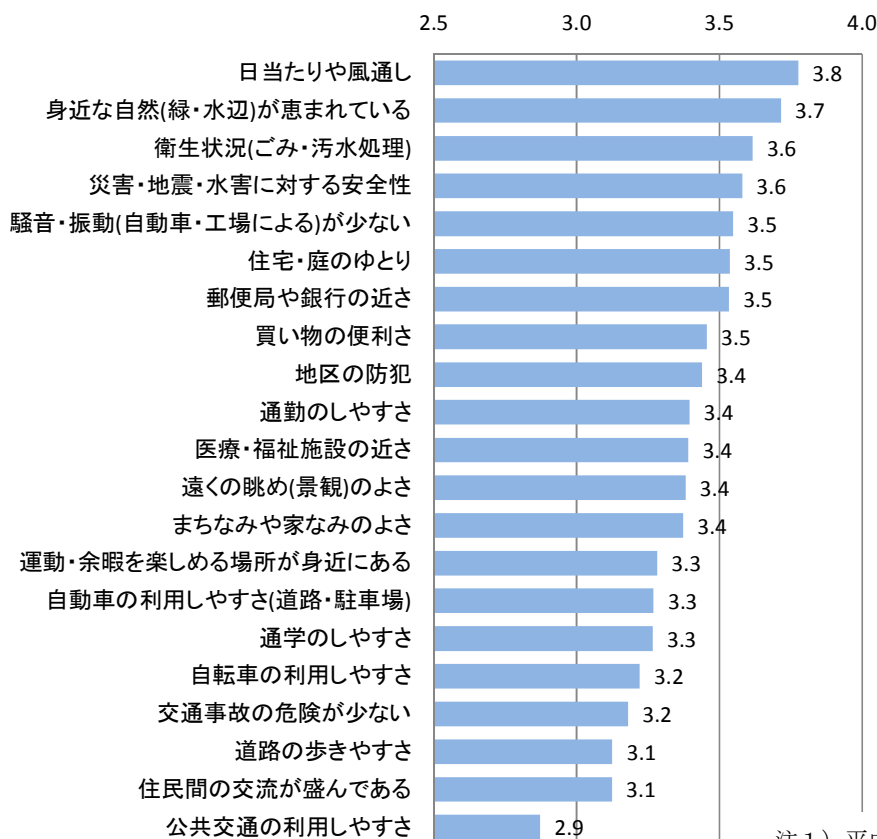
山形市に住み続ける理由には、「住み慣れているから」に次いで、「自然が豊かで景観が美しいから」が多く（総合計画市民意識調査より）、自然環境に恵まれていることが住みやすく、住み続けることのポイントとなっています。

一方で、公共交通の利用しやすさや歩きやすさなど、交通環境の面で満足度が、低くなっています。



注) 山形市市民意識調査結果（平成23年3月）

図 住み続けたい理由



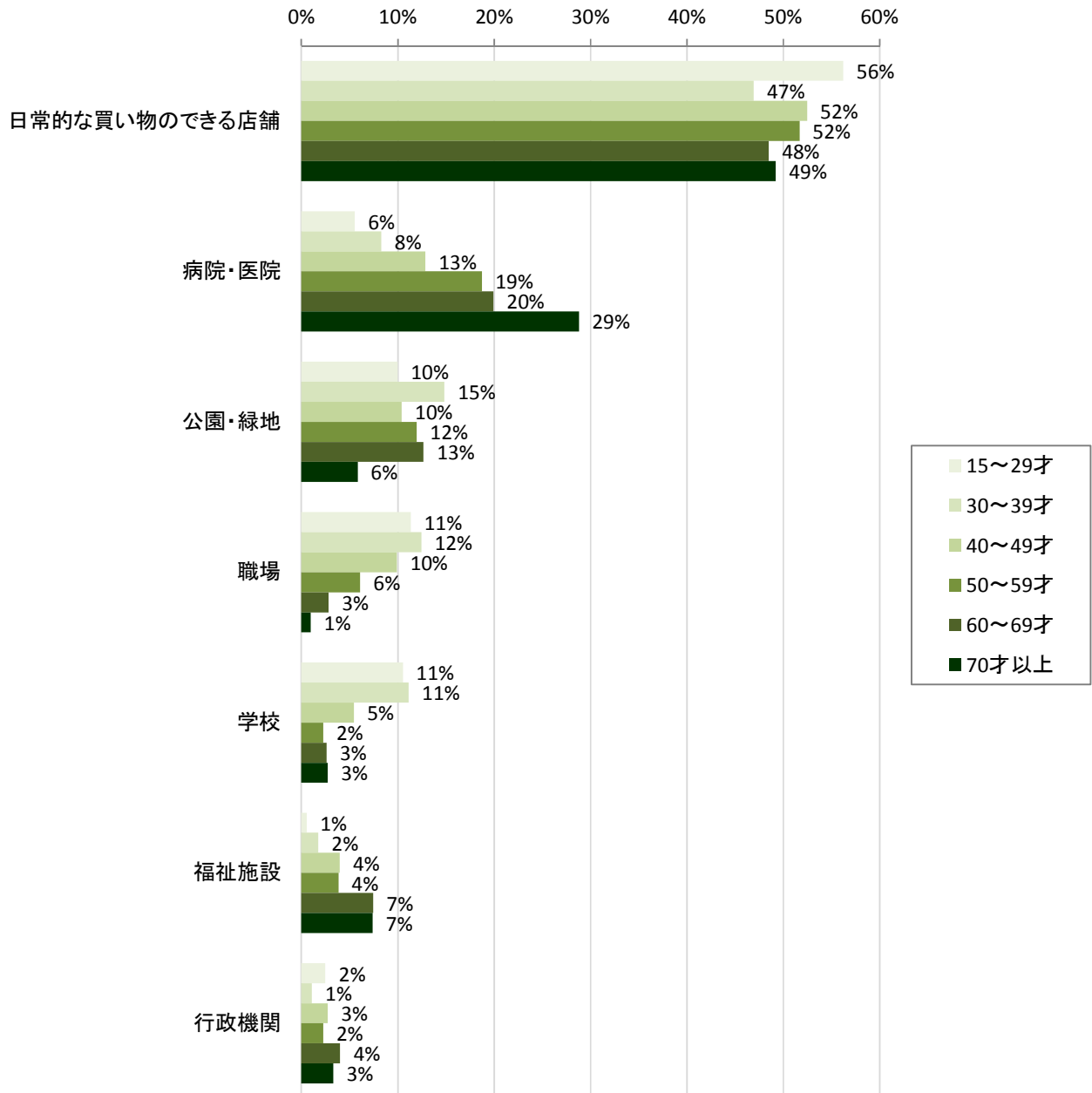
注1) 平成24年市民アンケート  
注2) 5段階評価の平均満足度

図 居住地区満足度

#### ④ 住替える場合、自宅のそばにあった方がよい施設

住替える場合、自宅のそばにあった方がよい施設は、年齢に関係なく、「日常的な買い物のできる店舗」が最も多くなっています。

年齢が高ければ高いほど、「病院・医院」や「福祉施設」を希望し、年齢が低い層は「職場」「学校」を重視する傾向があり、年齢に応じて自宅周辺にあることを希望する施設が異なっています。



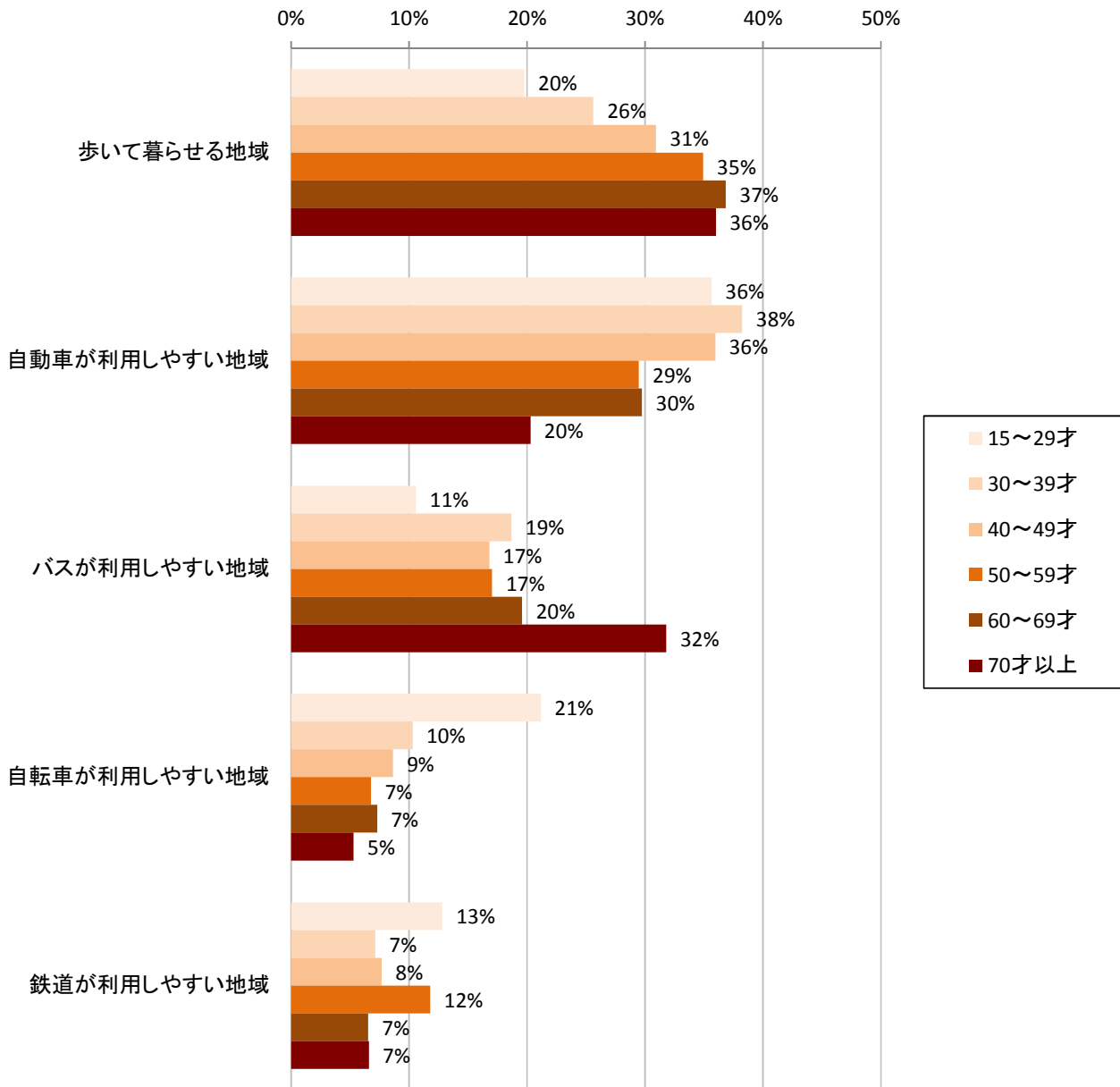
注) 平成24年市民アンケート

図 年齢別の「自宅のそばにあったほうがよい施設」

### ⑤ 住替える場合、自宅周辺に望む交通環境

住替える場合、自宅周辺に望む交通環境は、「歩いて暮らせる地域」「自動車が利用しやすい地域」が多くなっています。

年齢が高い層では、「歩いて暮らせる地域」が多く、年齢が低い層は「自動車が利用しやすい地域」が多く、年齢に応じて望む交通環境が異なっています。



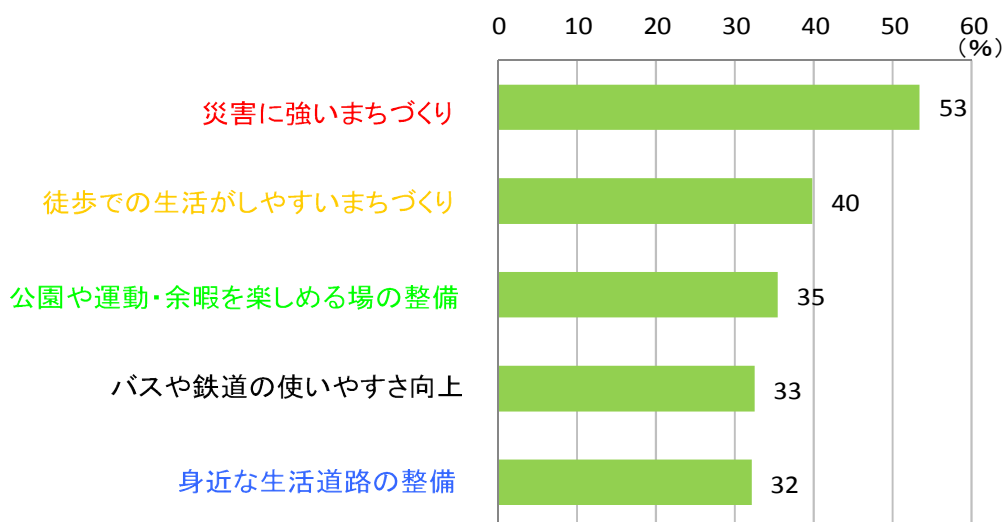
注) 平成24年市民アンケート

図 年齢別の「自宅周辺に望む交通環境」

## ⑥ 市民がまちづくりに望むこと

行政に力を入れてほしいことは、居住地や年齢に共通して「災害に強いまちづくり」が最も多くなっています。

その他は、居住地や年齢に応じて重視する点は変わりますが、上位5位は、「徒歩での生活がしやすいまちづくり」「公園や運動・余暇を楽しめる場の整備」「バスや鉄道の使いやすさ」「身近な生活道路の整備」で共通しています。



注) 平成24年市民アンケート

図 お住まいの地区で行政に力を入れてほしいこと（上位5項目）

	市街化区域居住者		市街化区域外居住者	
	65才未満	65才以上	65才未満	65才以上
1位	災害に強い (51%)	災害に強い (58%)	災害に強い (48%)	災害に強い (54%)
2位	公園や運動・余暇 (36%)	徒歩での生活 (52%)	バスや鉄道 (38%)	徒歩での生活 (44%)
3位	徒歩での生活 (34%)	公園や運動・余暇 (31%)	公園や運動・余暇 (35%)	身近な生活道路 (44%)
4位	バスや鉄道 (30%)	身近な生活道路 (28%)	身近な生活道路 (35%)	公園や運動・余暇 (34%)
5位	身近な生活道路 (29%)	バスや鉄道 (27%)	徒歩での生活 (35%)	バスや鉄道 (34%)

注) 平成24年市民アンケート

表 地域別・年齢別の「まちづくりに望むこと」

## (2) 企業アンケート

山形市では、工業振興計画を検討するため、平成24年度に「企業アンケート」を実施し、77社から回答を得ました。

### ① 企業のニーズ

リーマンショック後、経済は緩やかな回復傾向にあります。事業環境について不満を持っている企業が多くあります。その理由として、「優秀な労働力が確保できない」が最も多く、「事業用地が手狭」「助成制度が充実していない」などの意見が多く出されています。

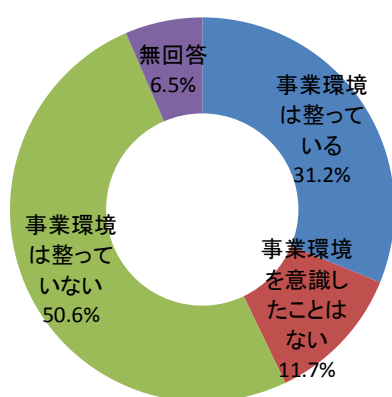
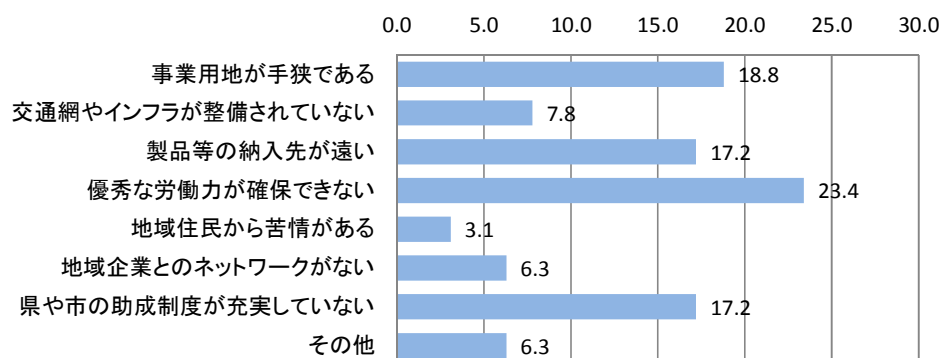


図 事業環境について



注) 平成24年企業アンケート

図 事業環境が整っていない理由

## (3) 事業者アンケート

山形市では、平成24年度に今後の市民生活の利便性向上などへの対策を検討するため、「事業者アンケート」を実施し、103社から回答を得ました。

### ① 事業者のニーズ

小売業者への買い物支援サービスアンケートでは、8割を超える小売店で配達サービス（81.6%）を行っており、次いでインターネット・電話・FAX注文（60.2%）、買い物代行サービス（16.5%）の順に高くなっています。

電話などで依頼があれば車で送迎サービスを行っているなど、買い物支援サービスに前向きに取り組む意見が寄せられています。

また、小売業者が困っていることは、集客や交通に関する意見が多く出されています。



### 第3節 都市計画マスタープラン（平成10年10月策定）の評価

都市計画マスタープラン（平成10年10月策定）で定められたまちづくりの5つの方針について、進捗状況及び市民アンケートの調査結果から評価を行いました。

#### ①土地利用

- ・中心商業業務地区では、中心市街地活性化基本計画を推進し、土地区画整理事業や市街地再開発事業<sup>※</sup>などによる魅力ある都心空間の形成が進められています。一方、回遊性のあるまちづくりについては、ネットワーク化の取組みが進んでいません。
- ・都市軸を形成する主要交通軸に沿った、新市街地の整備など良好な市街地の形成を計画的に進めていますが、既成市街地<sup>※</sup>における生活環境の整備については、進んでいないものもあります。
- ・工業・流通系の既存団地の空き区画が少なく、新たな立地需要に対応するための受け皿が不足していたため、新産業団地の整備を進めています。
- ・東西の里山・田園地域、山岳・丘陵地域は、環境を維持しながら良好な定住環境の整備や身近な自然にふれあうことのできる拠点づくりが進められており、市域の身近な自然（緑・水辺）に恵まれていることに対する市民の満足度は高くなっています。

#### ②交通体系

- ・広域圏域間を結ぶ広域幹線道路をはじめとした骨格道路の整備が順次進められ、アクセス性の向上が図られています。一方、整備が進まない道路については、地区から整備要望が寄せられています。
- ・山形駅周辺の基盤整備や中心市街地などへのアクセス性を高める道路整備、地域公共交通総合連携計画の策定などにより公共交通の利便性向上に向けた取組みが進められています。一方、山形駅以外の鉄道駅周辺の基盤整備やバスの定時性確保に向けた取組みなど、進んでいないものもあります。
- ・広幅員の歩道や自転車歩行者道の整備により、安全で快適な歩行者・自転車空間の確保が進んでいます。また、自転車・歩行者が回遊できるようなネットワークの確保については、取組みが順次進められています。

#### ③河川、公園・緑地、上水道・下水道

- ・市民生活を豊かにし、「緑」の空間の基盤となる、新たな公園や河川空間を活用した緑地の整備などが行われています。
- ・安定的な給水及び水資源の確保が進められ、また、公共下水道など排水処理施設の整備が順次行われています。

#### ④都市環境・緑・景観

・「緑の基本計画」や地区計画制度の活用などにより、都市の緑化への取組みが進められています。また、魅力的な景観の形成を図るため、景観条例に基づく指導や地区計画・高度地区の決定を行っています。この結果、住環境に係わる日当たりや風通しの市民の満足度は高いものになっています。

#### ⑤安全・安心なまちづくり

・市街地の災害時における被害拡大を防ぎ、緊急輸送道路<sup>※</sup>として機能する広幅員の道路やバリアフリー化など誰もが安心して利用できる施設整備が、街路事業などにより順次進められています。この結果、地震・大火・風水害、土砂災害などに対する安全性についての市民の満足度は比較的高い結果となっています。

表 事業進捗状況

項目		平成10年度	平成27年度
市街化区域	区域面積	4,096ha	4,093ha
土地区画整理事業	箇所数	80箇所	84箇所
	事業面積	1,864.15ha	2,016.63ha
地区計画決定	決定地区数	7地区	20地区
都市計画道路	整備延長	97.46km	155.8km
	整備率	40.2%	64.0%
都市公園・緑地	箇所数	179箇所	232箇所
	開設面積	218.91ha	394.09ha
下水道	整備率	67.5%	98.6%

## 第4節 都市計画を取り巻く情勢

社会経済情勢の変化に伴い、都市計画法などの法制度の改正をはじめ、国による新たな制度の制定が進められ、自治体では新たな制度に沿った都市計画に関連する取組みが行われています。

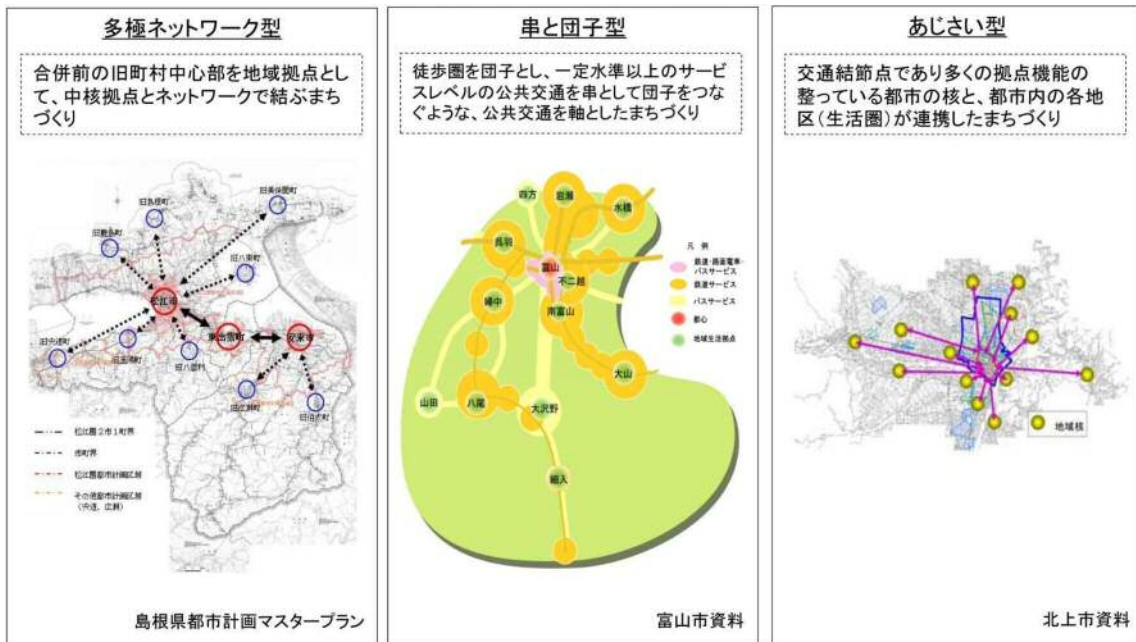
### (1) 人口減少・超高齢社会<sup>※</sup>

#### ①地方創生

・地方の人口減少の歯止めをかけ、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。地域の潤いある豊かな生活を安心して営むことができる社会を形成することと、地域における魅力ある多様な就業の機会を創出するために、地方の長期ビジョンとして、将来の目指すべき方向と人口の将来展望（地方人口ビジョン）を具体化しつつ、地域の実情に応じた具体的な施策をまとめる地方版総合戦略を策定し、地方創生の推進に取り組んでいます。

#### ②集約型の都市構造・中心市街地の活性化

・平成10年以降、まちづくり三法（「都市計画法」、「大規模小売店舗立地法」、「中心市街地活性化法」）の改正などが行われ、近年、国では集約型の都市構造の実現に向けた取組みが進められています。それらを踏まえ、多くの都市では、歩いて暮らせるコンパクトな集約型都市の構築が喫緊の課題となっています。なお、都市再構築戦略検討委員会<sup>※</sup>では地方都市の目指すべき都市構造のイメージとして、以下の3都市を示しています。



出典：国土交通省におけるコンパクトシティの取組について  
図 集約型都市構造の事例

・コンパクトなまちづくりの推進に向けて、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導し、誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和などの所要の措置を講ずる法律（「都市再生特別措置法」）が制定され、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」が連携した新しいまちづくり（立地適正化計画）が期待されています。

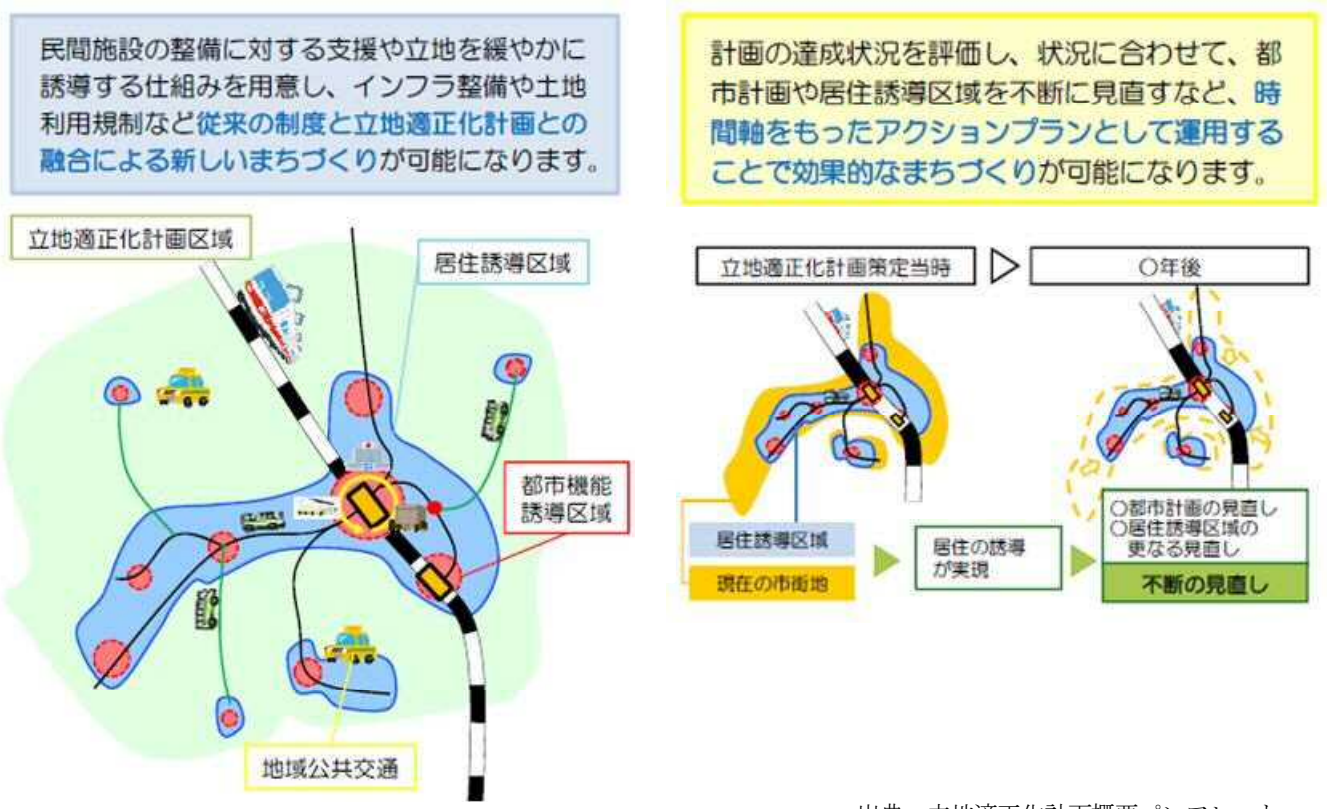
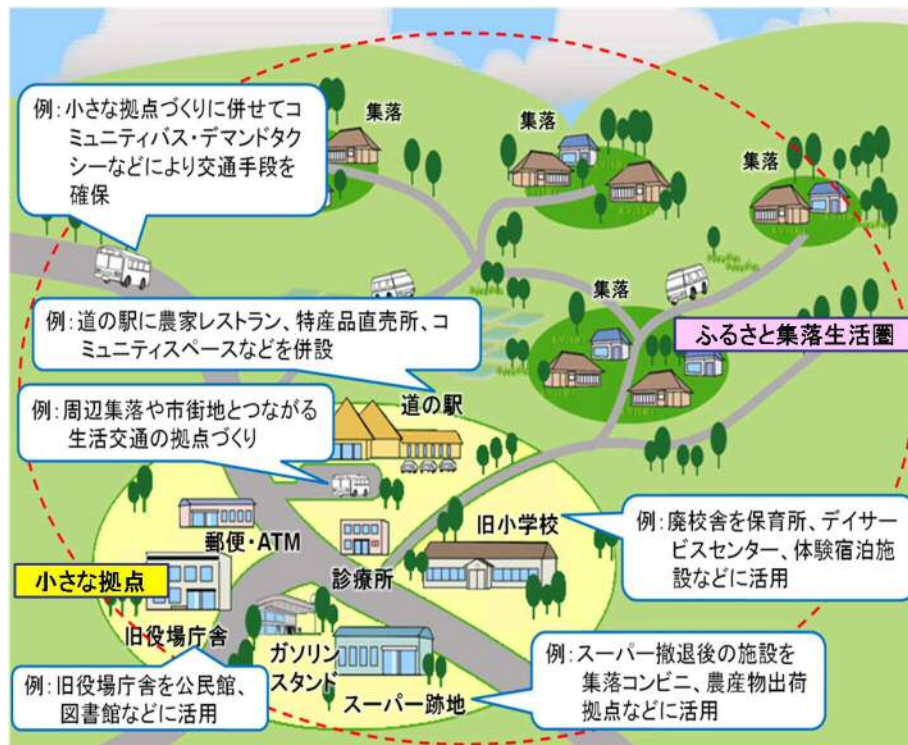


図 立地適正化のイメージ

・「鉄道沿線まちづくりガイドラン（第一版）」が平成27年12月に公表され、コンパクトな都市構造の実現に向け、鉄道を軸とした都市機能の再編を効果的に推進されるよう、地方公共団体・鉄道事業者等の連携に向けた場づくりを支援する取り組みが進められています。

・集落<sup>※</sup>地域においては、地域の生活サービスを維持するため、買い物や医療・福祉などの生活サービスを歩いて動ける範囲に集め、各集落との交通手段を確保する、「小さな拠点」づくりの取組みが進められています。複数の集落が散在する地域において、持続可能な地域づくりを推進するため、「小さな拠点」を核としたふるさと集落生活圏<sup>※</sup>の形成を促進することとしています。

「小さな拠点」とは、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設や、地域活動を行う場を、歩いて移動できる範囲に集めた地域の拠点であり、「ふるさと集落生活圏」とは、「小さな拠点」と周辺の集落とをコミュニティバスなどで結んだ圏域と位置付けられています。



出典：『小さな拠点』づくりガイドブック

図 「小さな拠点」と「ふるさと集落生活圏」

・山形県で策定した「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成24年8月策定）では、都市づくりの基本的な方向性として、都市機能の集積と利便性が高くコンパクトな中枢都市圏の形成を掲げています。山形県の中核都市圏として居住、産業、福祉など各種都市機能の充実を図り、市街地と郊外のバランスのとれた適正な配置と拠点の計画的な配置や充実を目指しています。

### ③公共交通の利用促進

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号、一部改正（平成26年法律第41号））や「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）の成立により、地域のニーズに適合した積極的な公共交通の導入や維持について自治体が計画策定や特定事業に係る認定などを行うことが可能になりました。それに伴い、地域公共交通総合連携計画の策定やコミュニティバス、デマンドバスなどの公共交通の利用促進の取組みが行われています。さらに、コンパクトシティの実現化に向けて公共交通ネットワークの再構築（地域公共交通網形成計画）の取組みも期待されています。

### ④効率的なエネルギーシステムによる低炭素都市づくり※

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）の制定に伴い、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、エネルギーの供給ネットワークの構築、緑地の保全などに関する市街地内の総合的な取組みについて、自治体が低炭素まちづくり計画を策定し、それに基づく事業を国が補助する仕組みが制度化されています。

また、温室効果ガスの大幅な削減など、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジするモデル都市を国は、「環境モデル都市」として選定し、重点的に支援する試みも実施されています。

### ⑤社会資本の維持管理

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）や指定管理者制度※により、公共施設の建設に対する民間資金の導入や公共施設の維持管理に際し、市民ニーズに応じたより効率的な運営を行うなどの取組みが進められています。

### ⑥地域の福祉・保健・医療の質の向上のための地域包括ケアシステム

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が進められています。

## ⑦健康医療福祉の視点からのまちづくり

「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」が平成26年8月に公表され、超高齢社会のもと、多くの高齢者が地域において活動的に暮らせるために、日々の暮らしで「街を歩くこと」「コミュニティ活動」といった生活活動を高める自治体の都市政策を支援する国土交通省による取り組みが進められています。



出典：健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン

図 健康・医療・福祉のまちづくりのイメージ（市街地イメージ）

## (2) 地方分権・裁量の拡大

### ①市町村への権限移譲

「都市計画法」の改正や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）の施行により、これまで都道府県知事の同意が必要であった地域地区の都市計画決定などについて、地方自治体が主体的に都市計画を定められるようになり、地域の特性に合った地域地区の見直しや地区計画の決定などが各自治体により進められています。

### ②市民・NPOなどと共に創るまちづくり

0.5ヘクタール以上の一団の土地の区域について、土地所有者の3分の2以上の同意を得ているなど一定の条件を満たしている場合に、土地の所有者やまちづくりに関するNPOなどが、都市計画の決定や変更の提案をすることができる都市計画提案制度などが創設され、市民が都市計画をはじめとする行政の施策に対して積極的に関わる機会が増えています。

背景	ねらい	制度	状況
人口減少・超高齢社会	再生戦略 地方の人口減少の歯止め 地方の多様な就業機会の創出	まち・ひと・しごと創生法	雇用創出、子育て支援、地方移住等、地方への新しい人の流れをつくる地方総合戦略の展開
	効率化 集約型の都市構造 中心市街地の活性化	まちづくり三法改正 都市再生特別措置法改正 (立地適正化計画) 鉄道沿線まちづくりガイドライン	多くの都市でコンパクトな都市づくりを推進
	効率化 公平性 日常生活に必要な交通手段の確保 コンパクトシティの実現に向けた 公共交通ネットワークの再構築	交通政策基本法 地域公共交通活性化法改正 (地域公共交通網形成計画)	全国で自治体バス、デマンドなど、地域に応じた取組みの増加、「コンパクトシティ+ネットワーク」の取組
	効率化 効率的なエネルギーシステム 低炭素都市づくり	都市の低炭素化の促進 に関する法律	環境負荷軽減に向けた取組みが増加
	効率化 社会資本の維持管理	PFI法 指定管理者制度	公共施設の維持管理に向けたマネジメントの萌芽
	充実 地域包括ケアシステムの構築	介護保険法 健康・医療・福祉のまちづくり の推進ガイドライン	高齢者の住み慣れた地域での生活を支える包括的、継続的支援の展開
分権・裁量拡大	分権 地域に応じた都市計画へ 市町村への権限移譲	中核市・連携中枢都市 特別用途地区 など	人口20万人以上の都市に対する支援の仕組み 地域特性にあった都市計画対応
	連携 住民・NPOなどとの 共に創るまちづくり	(都市計画法) 都市計画提案制度 など	住民主体のまちづくりの増加

図 都市計画を取り巻く情勢



## 第5節 今後のまちづくりの課題

山形市の現状、市民ニーズ、都市計画マスタープラン（平成10年10月策定）の評価及び都市計画を取り巻く情勢から、新たな都市計画マスタープランに求められる課題を以下のとおり整理しました。

### 【課題1】人口減少・超高齢社会

- ①人口の減少に伴う税収の減少も懸念される中、山形市の魅力を高め、人口減少に歯止めをかける取組みと、日常生活サービス機能や行政サービス水準の維持や向上のための、効率的・効果的なまちづくりが必要とされています。
- ②超高齢社会を迎え、高齢者をはじめとした市民の生活環境の維持や向上が求められています。

### 【課題2】土地利用

- ①身近な自然環境である市街地周辺の田園や森林、地域に点在する歴史・文化資源の保全と活用への取組みが必要とされています。
- ②県都として行政・教育・文化機能などの維持・向上、中心市街地の魅力向上、商業施設などに対する市民ニーズへの対応が必要とされています。
- ③世帯構成の変化と、価値観やライフステージ<sup>※</sup>など、ライフスタイルの多様化に応じた住宅需要への対応が必要とされています。
- ④市街地の空洞化を抑制するため、魅力ある居住環境を整備するとともに、人口減少が続く集落の活力の維持が必要とされています。
- ⑤若年層の人口流出を抑制し、既存産業の規模拡大や新たな需要に応えることのできる雇用の場の確保が必要とされています。
- ⑥蔵王や山寺などの観光地や観光資源の魅力を引き出し、交流人口<sup>※</sup>の増加と地域の活性化につながるまちづくりが求められています。

### 【課題3】交通

- ①自動車を持たない人や利用できない高齢者などの暮らしを支える交通環境の形成への取組みが必要とされています。
- ②地域の実情に応じた、生活の足の確保と地域同士のネットワーク化が求められています。
- ③徒歩や自転車など環境負荷の少ない交通手段が安全で快適に利用できる魅力ある道路空間が必要とされています。

#### 【課題4】都市環境・みどり

- ①地球温暖化などに対する国際的な要請や市民意識の高まりから、低炭素都市づくりなど、まちづくりにおいても総合的な取組みが求められています。
- ②市民ニーズから、身近な自然（緑・水辺）に対する満足度が高い一方で、公園や運動・余暇を楽しむ場の整備が望まれています。

#### 【課題5】安全・安心なまちづくり

- ①市民が健康でいきいきと暮らせ、今後もすみ続けたいと感じられるよう、買い物や医療、福祉などの日常生活サービス機能の維持と向上が必要とされています。
- ②災害に強いまちづくりと安全・安心に暮らすことができる環境づくりが求められています。
- ③市民の暮らしを支えている道路をはじめとした社会基盤や公共公益施設<sup>※</sup>の計画的な整備や維持管理などへの取組みが必要とされています。

#### 【課題6】地域・市民参加

- ① 地域コミュニティの活性化と地域での暮らしをさらに良いものとしていくため、地域の特性に応じた、市民の自主的な地域づくりやまちづくりへの参加が必要とされています。

## 第2章 まちづくりの方向性

### 第1節 将来都市像とまちづくりの目標

山形市基本構想では、『みんなで創る「山形らしさ」が輝くまち』を将来都市像に掲げています。

また、平成28年2月に策定した、2060年までの人口見通しを掲げた山形市人口ビジョンにおいて、出生率や移動率の改善などの目標を達成した場合には、2050年に人口30万人を達成できると推計しております。

山形市都市計画マスタープランは、総合計画が目指すまちづくりの実現に向けて、この将来都市像を踏襲し、2050年の人口30万人都市を見据えた、3つのまちづくりの目標を定めます。

※ 山形市都市計画マスタープランの計画期間最終年度（2035年）の推計人口：約27万3千人

#### ○ 目標の達成に向けた考え方

人口減少・超高齢社会が到来する中、人口減少に歯止めをかけ、活力と賑わいのある持続可能なまちづくり<sup>※</sup>を進めていくためには、周辺都市との連携を強化しながら、南東北の中核都市としての役割を果たすとともに、仙山圏が一体となって東北地方を牽引していくことが不可欠です。

人口の拡大にあたっては、基本となる「定住」の観点に、周辺都市や仙台市からの通勤・通学による「流入」や、観光などによる「交流」の観点を加え、2050年の人口30万人都市にふさわしい都市計画の施策を展開していきます。

- ・ 定住人口は、雇用の創出や交通ネットワークを意識した都市基盤の整備、子育て環境を支援する施策の展開などによる拡大に努めます。
- ・ 流入人口<sup>※</sup>は、高速道路網の進展などに伴う人々の移動範囲の拡大や、都市間交流などを考慮して、山形市外からの通勤・通学する人口の拡大に努めます。
- ・ 交流人口は、都市間交流を考慮した観光拠点施設の整備や機能の強化などによる拡大に努めます。

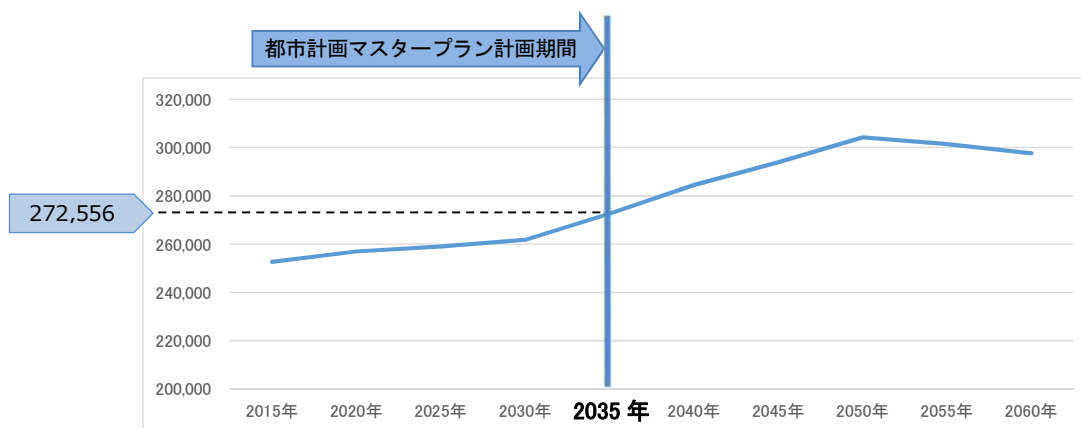


図 山形市人口ビジョンによる人口推計  
(出生率や移動率の改善などの各目標を達成した場合)

## 将来都市像

みんなで創る「山形らしさ」が輝くまち

## まちづくりの目標

活力と賑わいがある県都

人口30万人に対応したまちづくりを進めます

自然と調和したまち

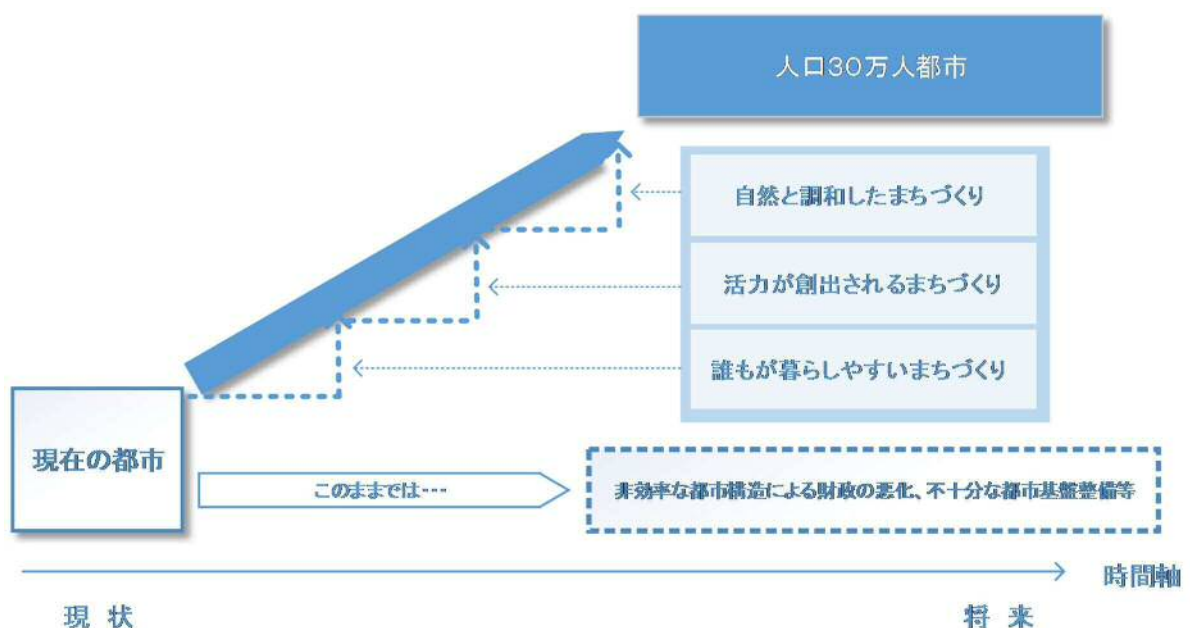
- ・豊かな自然資源である田園・森林を守り、育むことで自然と親しむことのできるまち
- ・歴史や文化などの地域資源を活かし、次世代に継承する魅力のあるまち
- ・地域住民が自ら生み出す、エネルギー地産地消のまち

活力が創出されるまち

- ・商業・工業・農業などの時代を担う若者の働く場が、安定的に確保されたまち
- ・楽しむ場や交流の場が充実した、賑わいのあるまち
- ・地域力が発揮され、人々の絆で地域同士が結ばれた共に創るまち

誰もが暮らしやすいまち

- ・誰もが健康で快適な暮らしができ、医療と福祉が充実した安全・安心のまち
- ・それぞれの地域で身近な生活サービスを受けることのできるまち
- ・地域特性に応じ、多様なライフスタイルを選択できるまち



## 第2節 まちづくりの視点

山形市基本構想の「将来都市像」と都市計画マスタープランの3つの「まちづくりの目標」の実現に向け、「まちづくりの課題」に対応し、地域に応じたまちづくりを展開してため、「まちづくりの視点」として、次の7つを定めます。

### 地域文化・風土

田園や森林などの自然資源、歴史ある寺社や山形城跡などの歴史・文化資源を保全し、次世代に引き継ぎ、魅力ある豊かな暮らしを育む、これらの地域資源を活用したまちづくり

### 豊かさ・賑わい

機能集積と基盤づくりによる中心市街地の賑わいを創出するまちづくりと、市街地・集落を問わず身近な地域の活性化と魅力の向上を図り、多様なライフスタイルに応じて地域が選択でき、誰もが健康で暮らしやすく、医療や福祉サービスが充実した豊かさを実感できるまちづくり

### 交流・連携

都市間や地域間の交流を促進し、暮らしに必要な機能を地域間などで連携・補完しあう、持続可能な交通体系の構築によるまちづくり

### 活力

雇用の場の確保などによる定住人口と観光拠点などの機能強化による交流人口が拡大し、地域活力が生み出される、山形の特性を活かしたまちづくり

### 強さ・しなやかさ

県都として都市の諸機能を集積し、活力と求心力が維持され、市民が安全・安心に暮らすことのできる、良好な市街地環境の形成と災害に強くしなやかなまちづくり

### 環境共生

都市の低炭素化と創エネルギー<sup>※</sup>への取り組みを市民と行政が共に進め、市民の暮らしやすさと市全体の持続的な発展が確保される、低炭素・循環型社会<sup>※</sup>の構築に向けたまちづくり

### 共に創る

市民・NPO、事業者、行政が互いに補完関係を築き、まちづくりの情報を共有し、地域に応じた暮らしやすい居住環境の形成に向けたまちづくり

### 第3節 まちづくりの考え方

まちづくりの視点に基づき、将来都市像の実現に向けた、まちづくりの考え方を次に示します。

これまで、山形市都市計画マスタープランは、南北方向の主要交通軸に沿った効率的なまちづくりを方針に掲げ、人口規模に見合った持続可能なまちづくりを念頭に置き、計画的に市街地の基盤整備や都市機能の配置を進めてきました。

新たな都市計画マスタープランでは、都市機能の集積と、自然資源等の保全のバランスが適切に保たれたまちづくりを計画的に進めていきます。

今後、人口30万人都市を見据え、産業振興による雇用創出、交流などを促進するための新たな受け皿づくりと、都市機能と住み慣れた地域の日常生活サービス機能を維持・向上させていくことが必要とされており、これまで整備された施設の有効活用や施策の重点化などにより、効率的かつ効果的なまちづくりを進めていきます。

また、無秩序な市街地の拡大を避け、中心部、地域、集落それぞれの特性や状況に応じて人口密度の維持・向上をあわせて図ります。

山形市が目指すまちづくりとは、人口や機能を一極集中させる都市構造ではなく、山形市の核となる中心部と南北・東西の主要な交通軸を踏まえ、中心部とその軸周辺地域及び集落において、山形固有の自然や歴史・文化資源の保全と、今ある資源（ストック）<sup>※</sup>を有効に活かしながら、地域の状況に応じた機能の集積・維持を行い、足りない機能を補完し合う多極的な都市構造とし、中心部、地域、集落のそれぞれを公共交通や道路で結ぶものです。

山形市の中心部は、都市活動を牽引する核として、様々な都市機能の集積・維持を図りながら、公共交通の利便性を向上させ、あわせて、都市機能への民間投資を呼び込むことなどにより、地域の特性に合わせた土地や建物の有効活用や高度利用などを行い、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。

南北・東西の軸周辺の地域は、都市機能と日常生活サービス機能の集積・維持を図り、空き家や低未利用地<sup>※</sup>の有効活用を図りながら拠点の形成につながるまちづくりを進めます。

集落は、自然豊かな環境のもとで、良好なコミュニティ<sup>※</sup>の維持や暮らしに必要な日常生活サービス機能などを充足・確保するとともに、既存集落内の空き地活用などにより地域活性化を支えるまちづくりを進めます。

山形市の中心部と、軸周辺の地域、集落が、連携・ネットワーク化され、魅力を高め合い、地域特性を最大限に活かして、人口30万人都市に対応した歩いて暮らせるまちづくりを展開します。

この市全域における総合的なまちづくりにより、市民が誇りを持ち、今後も住み続けられるよう、持続可能な都市を実現し、山形らしさを次世代に引き継いでいきます。

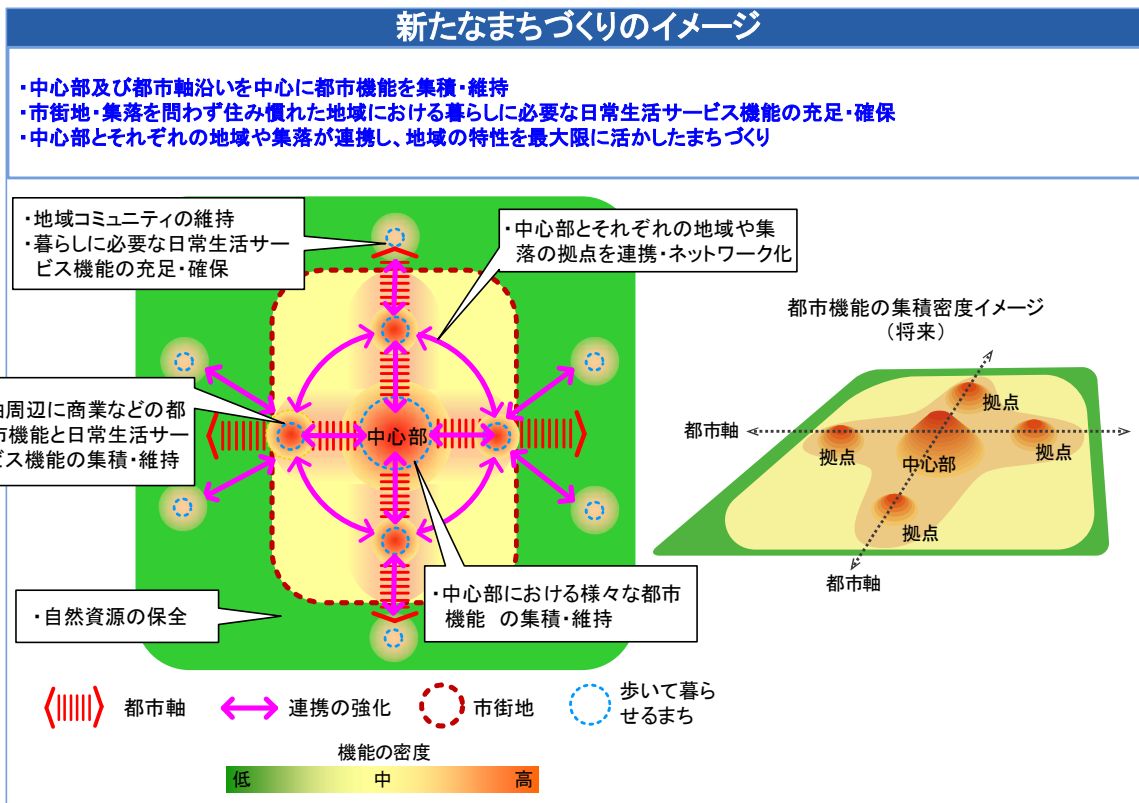
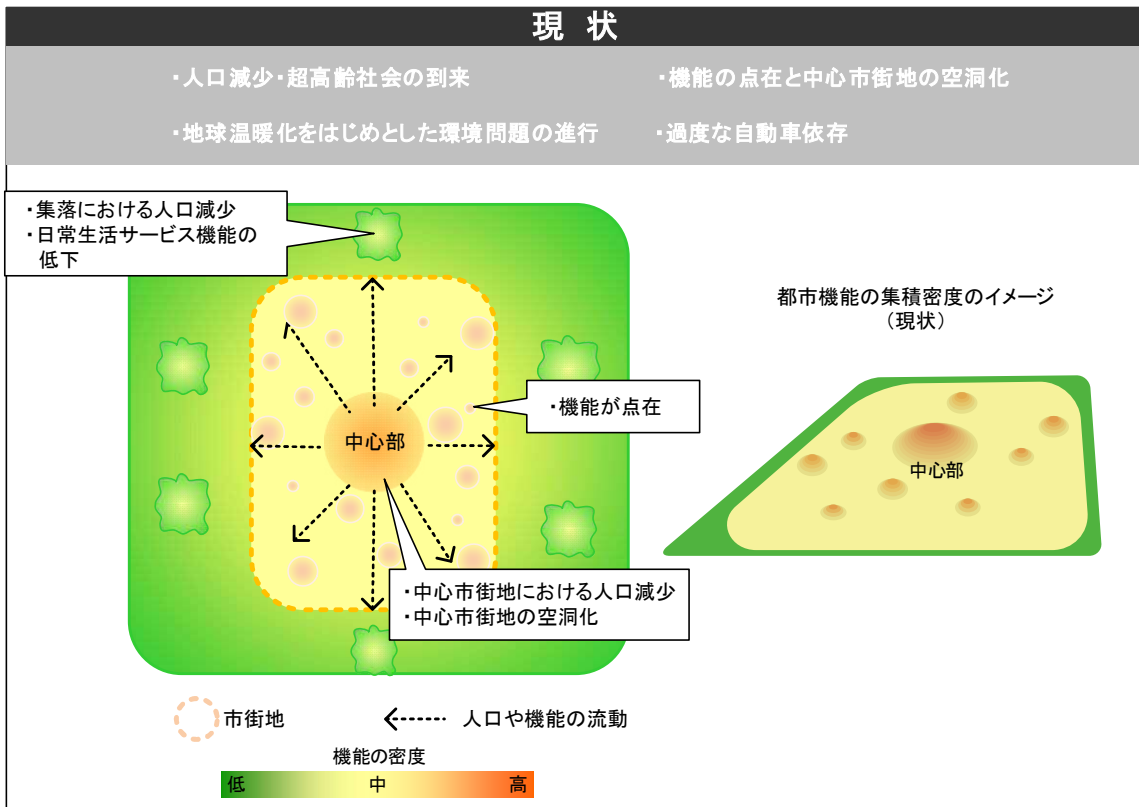


図 山形市における新たなまちづくりの概念図

## 第3章 都市構造

---

### 第1節 都市構造の考え方

将来都市構造は、将来のまちづくりの骨格であり、まちづくりの目標の実現化に向けて、構成要素の配置を具体化したものです。

「人口30万人都市」を実現するためには、新たな産業の創出による雇用の拡大と、交流の促進を図る必要があります。

このため、山形市の産業や交流の発展を牽引する2つの主要な交通軸を都市軸と位置付け、この都市軸を基軸とした都市構造に向け、「ゾーン」「都市核※」「機能拠点※」「生活圏」「ネットワーク」の5つの都市構造の考え方を示し、構成要素の配置、機能を位置付けます。

#### ① 南北軸

これまで山形市の発展を支えてきた都市軸であり、今後も、産業の振興と周辺市町との連携を図る基軸として、軸上に都市機能の集積・維持を図っていきます。

鉄道：奥羽本線

道路：東北中央自動車道、

(都) 上山山形天童線(国道13号)、(都) 上山山形西天童線

※ 「(都)」は都市計画道路名称を示します。

#### ② 東西軸

山形市の発展を支える新しい都市軸として位置付け、仙山交流による経済圏の拡大、また、県都としての周辺都市との連携を高める基軸として機能強化を図っていきます。

鉄道：仙山線、左沢線

道路：東北横断自動車道酒田線、

(都) 東山形長谷堂線(国道286号、国道348号)、

(都) 天童鮎洗線、(都) 榎沢山辺中山線、山形市と仙台市を結ぶ新たな道路



## (1) ゾーン『現在の都市構造を基礎としたまちづくり』

### ①基本的な考え方

超高齢社会が到来する中、都市機能と、住み慣れた地域の日常生活サービス機能を維持・向上させていくためには、施策の重点化や今ある資源（ストック）の有効活用などにより、効率的・効果的なまちづくりを展開する必要があります。

田園、森林で囲まれた現在の都市構造を基礎として、無秩序な整備を避け、都市軸上に計画的なまちづくりを展開します。

### ②構成要素

市域を土地利用の現状、役割及びまちづくりの観点から都市機能の集積・維持を図る地域、主に農業が展開されている地域、主に森林の保全を図る地域の3つのゾーンに区分し、それぞれの特性を活かしたまちづくりを進めていきます。

#### 1) 市街地機能集積ゾーン

現在の市街化区域及び市街化区域の隣接地で人口が集積した地域を『市街地機能集積ゾーン』と位置付け、利便性が高く、賑わいと活力が感じられる市街地環境の形成に向け、商業・業務などの都市機能と都市活動に必要な機能の集積・維持を図ります。

#### 2) 田園集落保全活用ゾーン

市街地機能集積ゾーンを取り囲む田園集落地を『田園集落保全活用ゾーン』と位置付け、人が自然と関わる農的な空間として保全を原則とし、地域のストックを活かして地域の魅力と活力の向上を図ります。

具体的には、農業振興地域整備計画<sup>※</sup>に位置付けられている農業振興地域を田園集落保全活用ゾーンとします。

#### 3) 自然環境維持保全ゾーン

森林地域は『自然環境維持保全ゾーン』として位置付け、その豊かな自然資源を次世代に継承するためにも保全を原則とし、市民や来訪者の交流促進と地域の活性化に向け、森林資源の活用を図ります。

具体的には、山形盆地を取り囲む森林や丘陵地などの適切な維持と保全を図る地域を自然環境維持保全ゾーンとします。

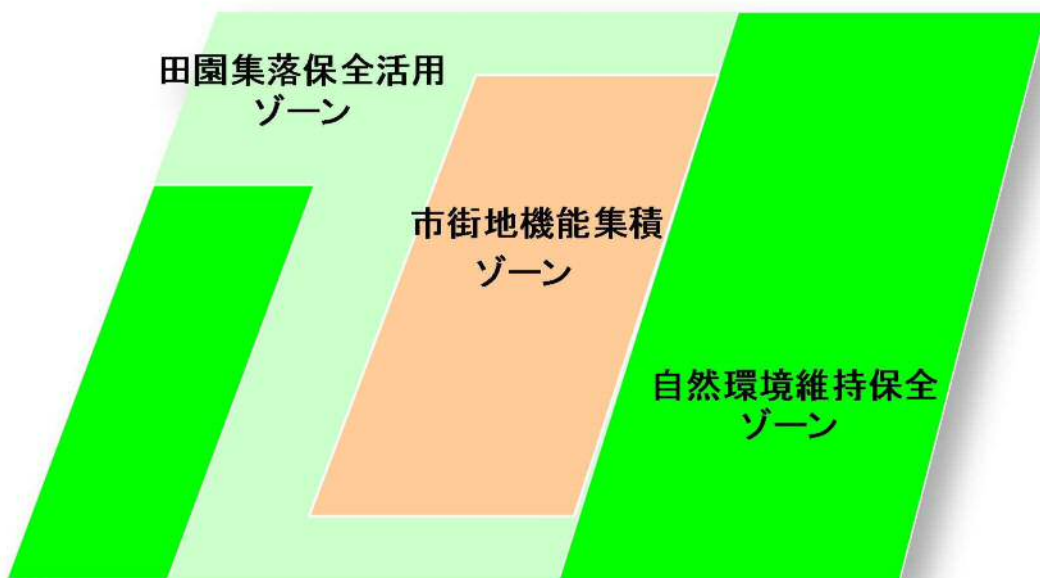
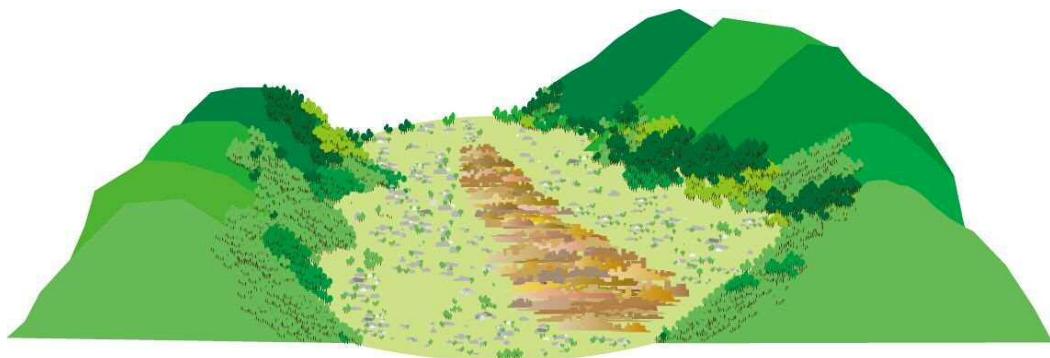


図 山形市のゾーンの概念



		
市街地機能集積ゾーン	田園集落保全活用ゾーン	自然環境維持保全ゾーン

図 ゾーンのイメージ

## (2) 都市核『求心力を高める都市核の形成』

### ①基本的な考え方

商業・業務・交流・医療など都市の諸機能が集積する市街地中心部を一層活性化させ、山形市の経済・交流の活力と魅力を高めていく必要があります。

このため、山形市の都市活動を牽引し、県都として市街地中心部の求心力を高めるまちづくりを展開します。

### ②構成要素

市街地中心部を「都市核」と位置付け、歴史的な資源が残り、生活利便施設<sup>※</sup>が整った多様な暮らし方を享受できる地域として、活力と賑わいの中核となる都市空間の形成を図ります。

都市核は、中心市街地活性化基本計画の対象区域を基本に、山形駅西地区及び霞城公園などを含んだ地域とします。

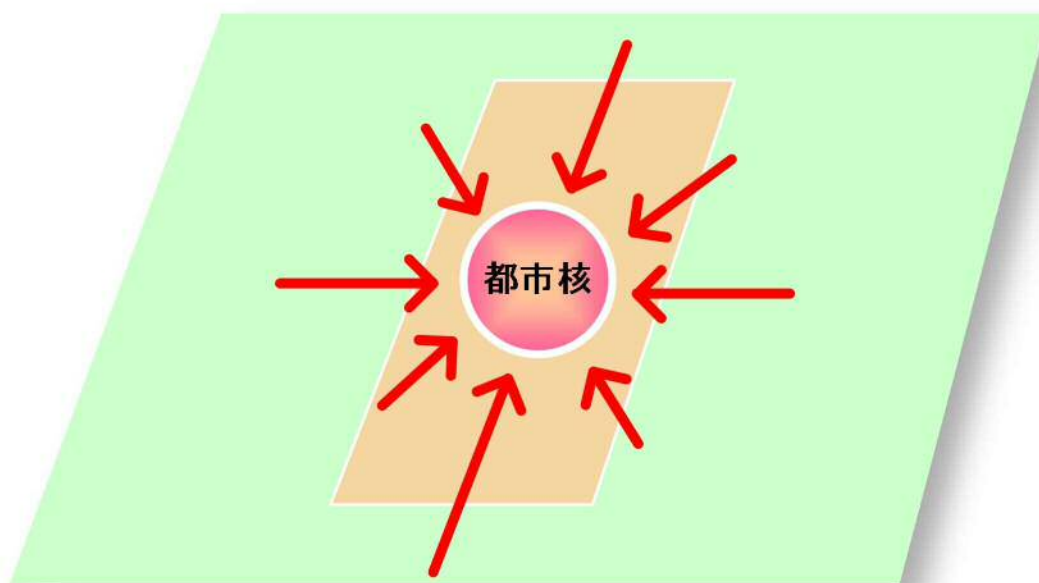


図 山形市の都市核の概念

### (3) 機能拠点『地域特性に応じた機能拠点の形成』

#### ① 基本的な考え方

超高齢社会に対応し、住み慣れた地域で豊かな日常生活を送るためには、日常生活サービス機能を身近に確保し、地域コミュニティ<sup>※</sup>を維持・活性化させ、地域の活力を維持・向上させる必要があります。

「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成24年8月）を踏まえ、暮らしに必要な日常生活サービス機能や雇用・交流を生み出す場などを「機能拠点」と位置付け、都市核との役割を分担・連携し、地域の特性に応じた都市機能を集積・維持するまちづくりを展開します。

#### ② 構成要素

機能拠点は、今ある資源（ストック）の活用と新たなストック形成により、必要な機能を確保するものとし、その機能の内容に応じて、次の5つとします。

##### 1) 産業拠点<sup>※</sup>

- ・産業・流通機能を高め、雇用を創出する拠点として位置付けます。
- ・企業誘致の受け皿や起業支援の場として、高速道路のインターチェンジなどの広域交通基盤と地域資源を活かし、経済活力の向上を図ります。
- ・具体的には、既存の工業・産業団地やその周辺部を中心として、高速道路のインターチェンジなどの広域交通基盤を活用できる区域とします。

立谷川工業団地、西部工業団地、蔵王産業団地、流通業務団地、山形中央インター産業団地、蔵王みはらしの丘、その他将来的な需要に対応した想定地域（既存の工業・産業団地周辺、インターチェンジ周辺等）

##### 2) 観光・レクリエーション拠点<sup>※</sup>

- ・魅力ある自然資源、歴史・文化資源を活かした交流と憩いの拠点として位置付けます。
- ・地域資源を活かし、市民の健康的な暮らしを支えるとともに郷土愛を育み、市内外の観光交流を促進させ、地域の魅力向上を図ります。
- ・具体的には、市内の主要な観光地、主なスポーツ・レクリエーション施設と、将来、スポーツ・レクリエーション系施設などの配置を検討すべき箇所とします。

蔵王温泉周辺、山寺周辺、西蔵王周辺、県民の森、面白山高原、西公園、鈴川公園、山形市総合スポーツセンター、蔵王みはらしの丘、都市核など

### 3) 交通拠点<sup>※</sup>

- ・都市核の中に含まれる交通結節点<sup>※</sup>のほか、交通ネットワーク上に位置し、結節機能を活かし地域活性化を図る拠点として位置づけます。
- ・交通ネットワーク機能を活かし、人や物の動きの面から、日常生活の利便性の向上、交流促進に向けた、都市機能や日常生活サービス機能の計画的な集積・維持を図ります。
- ・具体的には、鉄道駅のほか、周辺の土地利用状況及び公共交通網の整備状況に合わせて、今後想定される主要なバス停など、交通便利性の高さを活かした箇所とします。

山形駅、蔵王駅、東金井駅、北山形駅、羽前千歳駅、南出羽駅、漆山駅、楯山駅、高瀬駅、山寺駅、新たな駅、バスターミナルなど

### 4) 地域の拠点<sup>※</sup>

- ・「市街地機能集積ゾーン」においては、地域の特性を活かしつつ、都市軸周辺の地域の中心となる箇所を地域の拠点と位置付けます。
- ・商業・業務・交流・医療などの都市機能と日常生活サービス機能の集積・維持を図ります。
- ・地域の拠点となる場所は、既存都市基盤の活用といった観点から、商業・業務・居住・医療系の都市機能の集積が既に進んでいる箇所や、周辺の都市機能の状況を鑑み集積・維持を図ることを今後検討すべき箇所とします。

鳴地区、馬見ヶ崎地区、吉原地区、南館地区、白山地区、落合・大野目地区、成沢地区、県庁周辺地区、みはらしの丘地区など

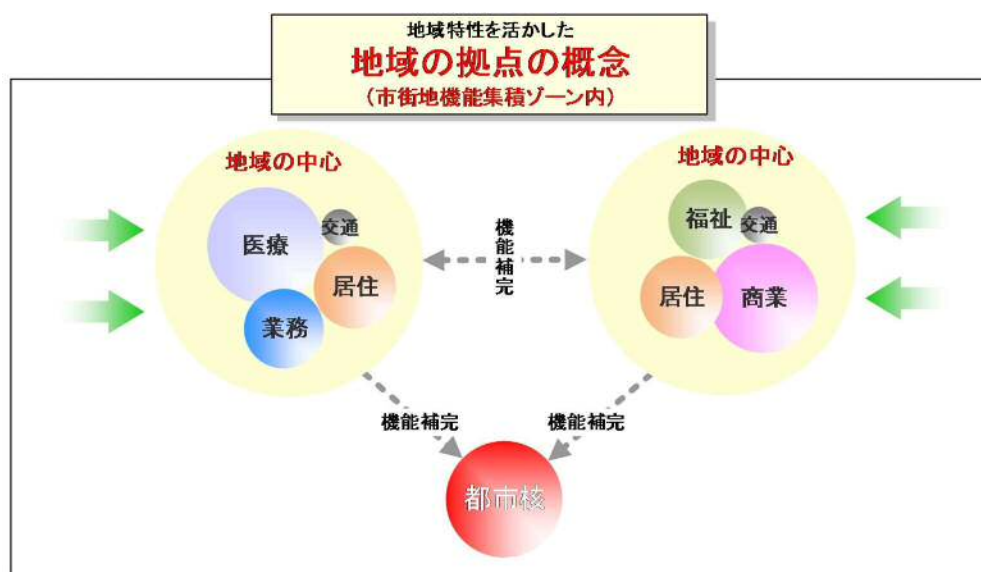


図 機能集積を図る地域の拠点の概念

## 5) 生活拠点\*

- ・「田園集落保全活用ゾーン」及び「自然環境維持保全ゾーン」においては、地域の中心となる集落を生活拠点と位置付けます。
- ・生活拠点は、公共施設や店舗などの今ある資源（ストック）が立地し、日常生活に必要な機能が確保された所、今後確保されることが期待できる所や集落のコミュニティの場などとしてします。
- ・生活拠点は、田園集落保全活用ゾーン及び自然環境維持保全ゾーンにおいて、一様な整備を目指すのではなく、それぞれの地域の実情に応じたものとします。
- ・生活拠点で補えない機能については、交通ネットワークを活かし、他の生活拠点や地域の拠点、都市核で補完していきます。

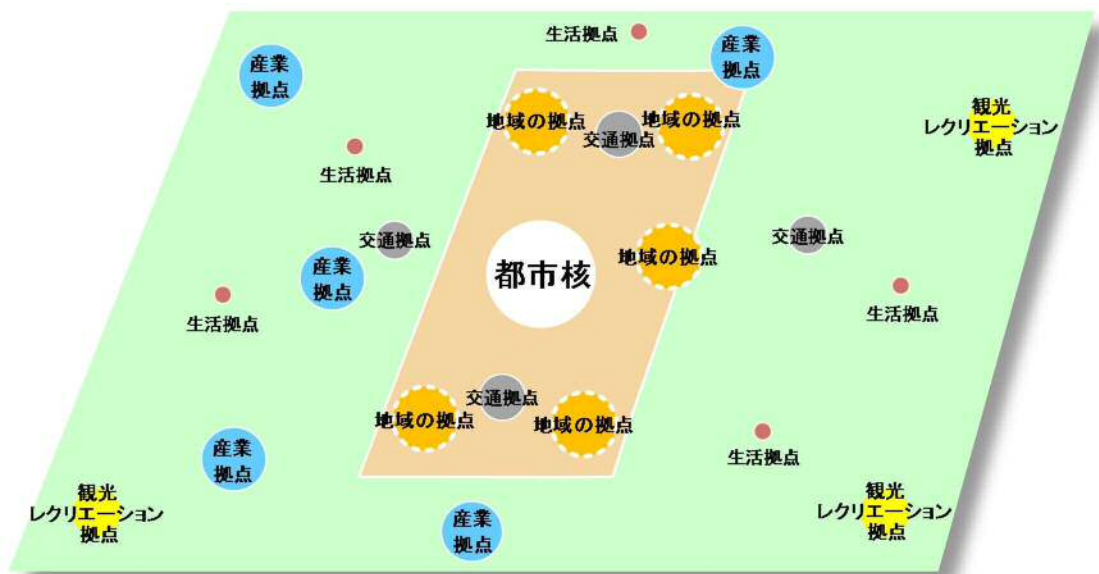


図 山形市の拠点の概念

#### (4) 生活圏『地域らしさを創出する生活圏の形成』

集落部においては、それぞれの地域特性を活かしながら、日常生活に必要な機能を充足・確保するとともに、地域の魅力や活力を高め、自然豊かな環境にあっても暮らしやすいと感じられる生活環境を構築することが必要です。

それぞれの地域において、日常生活サービス機能の分布や道路・ネットワークの状況から、地域コミュニティの維持が可能な圏域を生活圏と想定し、地域らしさを創出する生活圏の形成を目指したまちづくりを展開します。

生活圏は一様の整備を目指すのではなく、それぞれの地域の実情に応じたものとします。

地域住民の方と話し合いながら、日常生活サービス機能の充足・確保を進め、生活圏の中で主要な日常生活サービス機能を担う生活拠点を中心に、生活圏内の各集落と連携し、日常生活に必要な生活機能を補完していきます。

生活圏で補えない機能については、交通ネットワークを活かし、他の生活圏や都市核等で補完していきます。

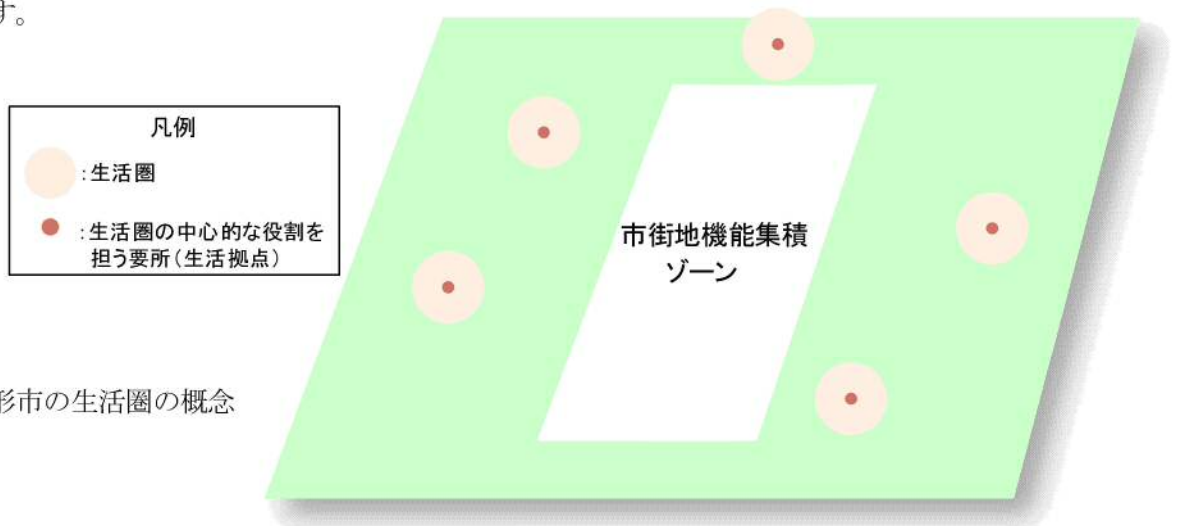


図 山形市の生活圏の概念

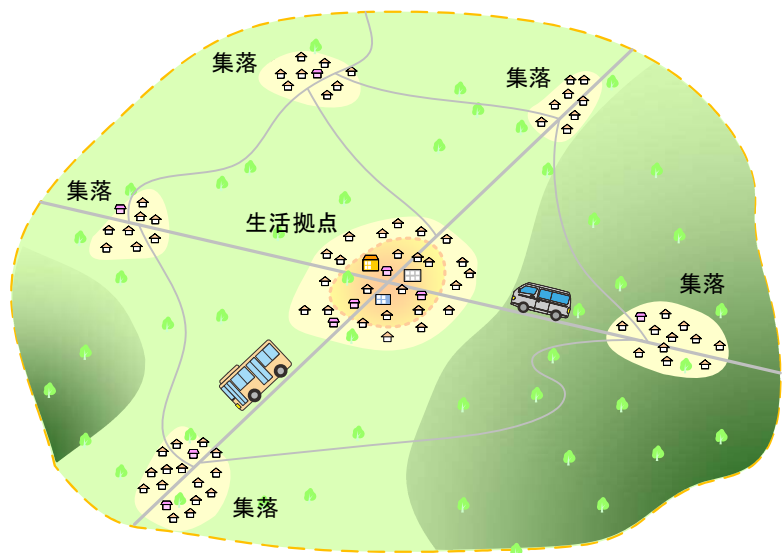


図 生活圏のイメージ

## (5) ネットワーク『相互連携ネットワークの形成』

### ①基本的な考え方

効率的・効果的なまちづくりを進めるためには、都市活動及び生活に必要な機能を各拠点がすべて備えるのではなく、各拠点がもつ機能、特性を活かし、不足する機能を相互に連携し補完することが必要です。また、まちの活力や賑わいなどが確保され、産業や交流の充実した持続可能なまちづくりを進めるためには、仙台市をはじめとする都市間連携や交流の強化を図る必要があります。

このため、都市核と拠点、県内外の主要都市との相互連携を促進し、ネットワークを形成するまちづくりを展開します。

### ②構成要素

相互連携ネットワークは、鉄道、路線バスなどの公共交通と、道路（高速道路、国道、県道、主要な市道）を基本に、人や物の交流を促進する交通系ネットワークとして、連携網と連携軸の2つとします。

#### 1) 拠点連携網<sup>※</sup>

- ・都市核と拠点、及び各拠点間を結ぶ主要道路や公共交通を拠点連携網として位置付けます。
- ・拠点同士の機能を補完し、相互連携を図ります。
- ・具体的には、都市核と拠点、拠点間を結ぶ国道、県道、市道などの幹線道路や鉄道、路線バスなど公共交通を拠点連携網とします。

#### 2) 都市間連携交流軸<sup>※</sup>

- ・都市軸に沿って、都市核と県内外の主要都市を結ぶ高速道路、国道及び公共交通を都市間連携交流軸として位置付けます。
- ・広域都市圏との連携を強化し、山形市の産業や交流の発展を牽引する軸として、軸周辺への都市機能の集積を図ります。
- ・都市間連携交流軸と拠点連携網の節点となる高速道路のインターチェンジは、広域的な玄関口として、機能が向上するよう、アクセス性の向上を図ります。
- ・具体的には、高速道路として東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線、主要幹線道路として国道13号、国道112号、国道286号、国道348号など、公共交通として山形新幹線、JR奥羽本線、JR仙山線、JR左沢線、また高速バスを都市核と県内外の主要都市を結ぶ都市間連携交流軸とします。また、関沢インターチェンジ、山形蔵王インターチェンジ、山形中央インターチェンジ、山形上山インターチェンジ、山形北インターチェンジをそれぞれ東、西、南、北の玄関口とします。



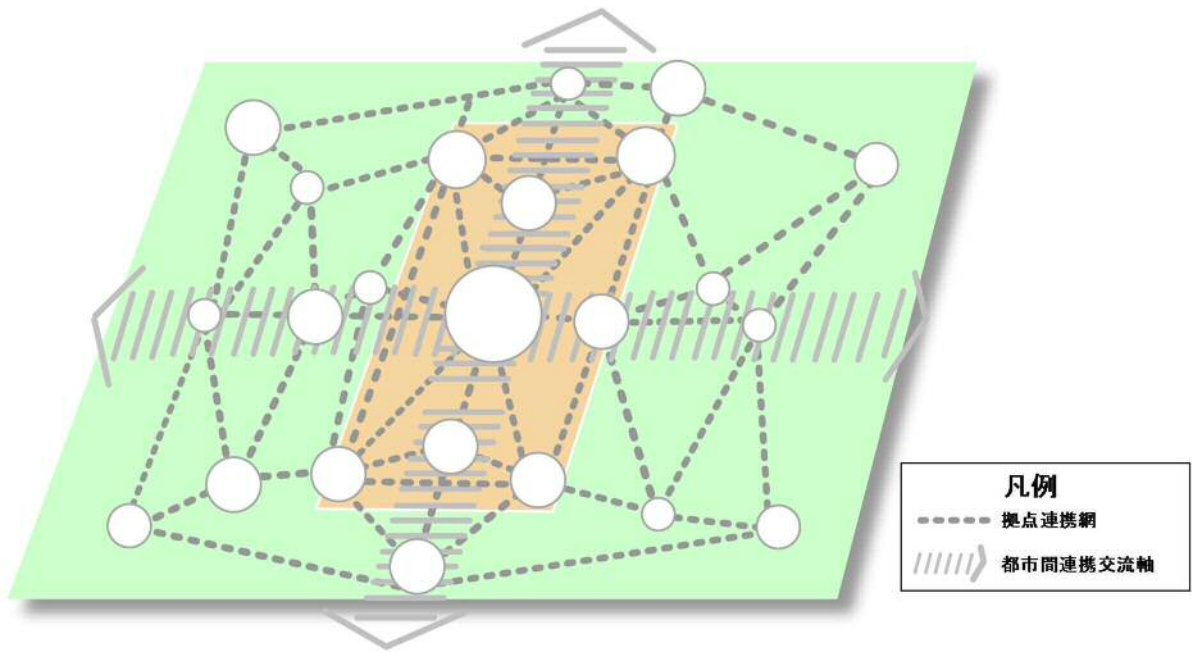


図 山形市の相互連携ネットワークの概念

## 第2節 将来都市構造

「ゾーン」「都市核」「機能拠点」「生活圏」「ネットワーク」の5つの都市構造の考え方と構成要素を組み合わせ、導き出された将来都市構造を「拠点ネットワーク型集積都市」とし、将来都市像とまちづくりの目標の実現を目指します。

現在の都市構造を基礎として、土地利用と交通を一体的にとらえ、都市核の活性化、機能拠点・生活圏の形成、さらに、多様な交通手段で各地域間の交流・連携を支える相互連携ネットワークの形成により、住み慣れた地域での定住を可能とし、地域コミュニティを活性化させ、地域及び市全体の活力と魅力を高めます。

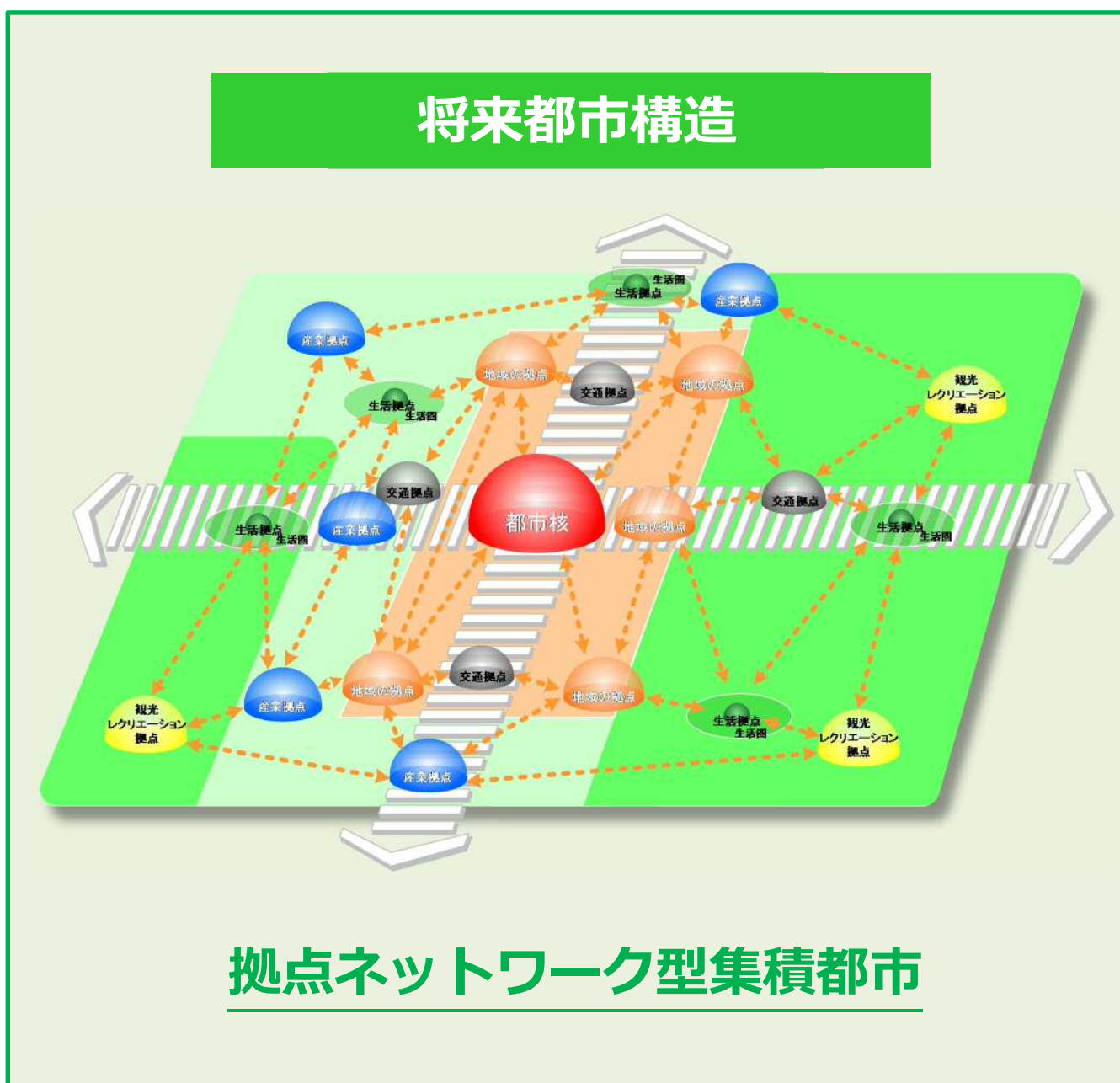


図 山形市の将来都市構造の概念

# 都市構造の考え方の整理

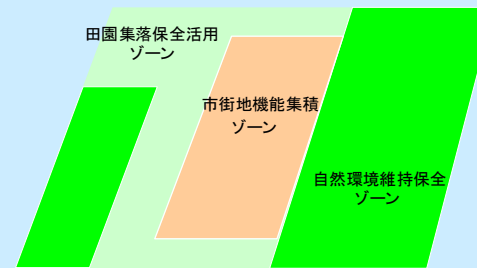
## 将来都市構造の基本的な考え方

## 構成要素

### ゾーン

#### 現在の都市構造を基礎としたまちづくり

田園、森林で囲まれた現在の都市構造を基礎として、無秩序な整備を避け、都市軸上に計画的なまちづくりを展開します。



#### 1) 市街地機能集積ゾーン

現在の市街化区域及び市街化区域の隣接地で人口が集積した地域を位置付けます。

#### 2) 田園集落保全活用ゾーン

市街地機能集約ゾーンを取り囲む田園集落地は、農的な空間が広がるエリアとして原則保全し、地域のストックを活かして地域の魅力と活力の向上を図ります。農業振興地域を位置付けます。

#### 3) 自然環境維持保全ゾーン

森林地域は、原則保全し、交流促進と地域の活性化に向け、森林資源の活用を図ります。山形盆地を取り囲む森林や丘陵地などの維持と保全を図る地域を位置付けます。

#### 都市機能の集積

都市機能の維持・向上のため、既存ストックの有効活用などにより、効率的・効果的な集積型のまちづくりを展開します。



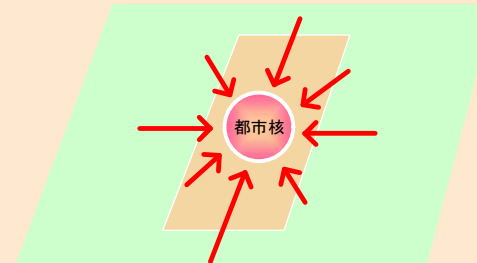
#### 市街地機能集積ゾーン

利便性が高く、賑わいと活力が感じられる市街地環境の形成に向け、商業・業務などの都市機能と都市活動に必要な機能の集積・維持を図ります。

### 都市核

#### 求心力を高める都市核の形成

商業・業務・交流など都市の諸機能が集積する市街地中心部を一層活性化させ、県都として市街地中心部の求心力を高めるまちづくりを展開します。



#### 都市核

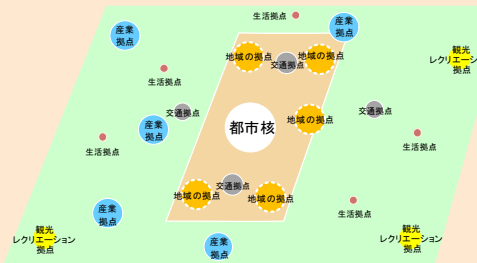
市街地中心部を「都市核」と位置づけ、歴史的な資源が残り、生活利便施設が整った多様な暮らし方を享受できる地域として、活力と賑わいの中核となる都市空間の形成を図ります。

都市核は、中心市街地活性化基本計画の対象地域を基本に、山形駅西地区及び霞城公園などを含んだ地域とします。

### 機能拠点

#### 地域特性に応じた機能拠点の形成

暮らしに必要な日常生活サービス機能や雇用・交流を生み出す場などを「機能拠点」と位置づけ、都市核との役割を分担・連携し、地域の特性に応じた都市機能を集積・維持するまちづくりを展開します。



#### 1) 産業拠点: 産業・流通機能を高め、雇用を創出する拠点

2) 観光・レクリエーション拠点: 魅力ある自然資源、歴史・文化資源を活かした交流と憩いの拠点

3) 交通拠点: 都市核の中に含まれる交通結節点のほか、交通ネットワーク上に位置し、結節機能を活かし地域活性化を図る拠点

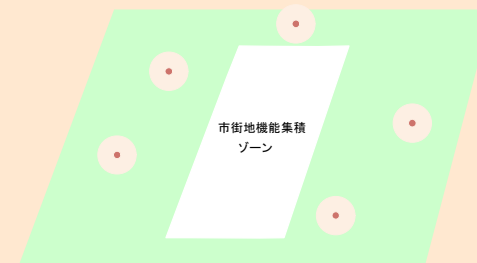
4) 地域の拠点: 「市街地機能集積ゾーン」において、地域の特性を活かしつつ、都市軸周辺の地域の中心となる箇所

5) 生活拠点: 「田園集落保全活用ゾーン」及び「自然環境維持保全ゾーン」において、地域の中心となる集落

### 生活圏

#### 地域らしさを創出する生活圏の形成

集落部においては、日常生活サービス機能の分布や道路・ネットワークの状況から、地域コミュニティを維持する圏域を生活圏と想定し、地域らしさを創出する生活圏の形成を目指したまちづくりを展開します。



#### 生活圏

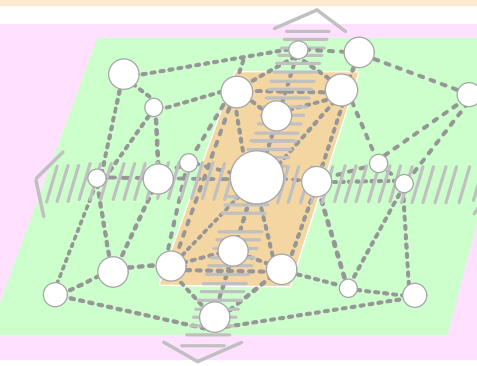
生活圏は一律な整備を目指すのではなく、それぞれの地域の実情に応じたものとします。

地域住民の方と話し合いながら、日常生活サービス機能の充足・確保を進め、生活圏の中で主要な日常生活サービス機能を担う生活拠点を中心に、生活圏内の各集落と連携し、日常生活に必要な生活機能を補完していきます。生活圏で補えない機能については、交通ネットワークを活かし、他の生活圏や都市核等で補完していきます。

### ネットワーク

#### 相互連携ネットワークの形成

都市核と拠点、県内外の主要都市との相互連携を促進し、ネットワークを形成するまちづくりを展開します。



#### 1) 拠点連携網

都市核と拠点、及び各拠点間を結ぶ主要道路や公共交通

#### 2) 都市間連携交流軸

都市軸に沿って、都市核と県内外の主要都市を結ぶ高速道路、国道及び公共交通

## 第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて

### 第1節 多様な主体が参加するまちづくりの進め方

#### (1) 市民・NPO、事業者、行政の役割

超高齢社会の到来や国民の価値観の多様化・複雑化などに伴う、公共サービス需要の増大と財政余力の低下により、すべての公共サービスを行政だけで担うことは困難であり、市民・NPOや事業者（企業、大学など）も含めて、三者が互いに連携し、それぞれが適切な役割を担いながら持続可能な循環型社会を構築していくことが必要とされています。

都市計画分野においても将来都市構造の実現に向けた効率的かつ効果的なまちづくりを行うためには、市民・NPO、事業者、行政が連携し、適切な役割分担を行いながら、共に創るまちづくりを進めていきます。

#### ① 市民・NPOの役割

- ・地域のまちづくり活動や美化活動への積極的な参加と協力
- ・行政の計画や施策に対する内容の理解と意見・考え方などの提案
- ・地域コミュニティ連携に向けた仕組みづくり
- ・地域のまちづくりに関する課題の共有化

#### ② 事業者の役割

- ・まちづくりの担い手として、事業者の様々な活動を通じたまちづくりへの取り組み
- ・専門的な知識を活かし、まちづくり活動への積極的な参加や提案

#### ③ 行政の役割

- ・将来都市構造の実現に向けた、都市計画の決定や具体的な計画づくりと事業の実施
- ・まちづくりに関する情報の積極的な発信
- ・市民の自主的なまちづくり活動に対する支援と意識啓発
- ・長期的かつ総合的な視点に立ったまちづくりのまとめ役
- ・地域においてまちづくり活動を先導する人材の育成



共に創るまちづくり

図 多様な主体が参加するまちづくりの進め方

## 第2節 効率的で効果的なまちづくり

### (1) 都市・地域マネジメント※の取り組み

まちづくりは、多大な時間を要するとともに継続性が重要であることから、安定した財源を確保することが必要です。

今後の超高齢化社会では、良好な都市基盤や少ない資源を大切にする経営的視点が重要であり、都市全体と地域ごとのマネジメントを進めていくことが必要です。

また、都市の魅力を高めながら、定住人口だけではなく、流入人口や交流人口を増加させる施策を展開し、多様な財源の確保を図るなどのマネジメントの仕組みを取り入れます。

さらに、都市全体の視点だけではなく、地域レベルの問題については、地域住民と連携したマネジメントを進め、将来にわたって魅力ある地域特性の維持・向上を図ります。

## 第3節 都市計画マスタープランの進行管理

### (1) 評価・見直し

社会・経済情勢の変化に柔軟に対応し、実効性のある計画とするため、必要に応じて評価・検証を行います。また、「山形市総合計画（基本構想）、山形市発展計画」、「山形市人口ビジョン」「国土利用計画」、山形県が策定する「山形広域都市計画区域マスタープラン」などの上位計画、その他、都市計画マスタープランに基づく各種事業や施策の進捗状況などを照らし合わせ、中間年において総合的に評価・検証を行います。

なお、評価の結果、見直しが必要な場合は、市民の意見や関係機関との調整を踏まえて見直しを進めていきます。

# 山形市都市計画マスタープラン分野別構想

## － 目 次 －

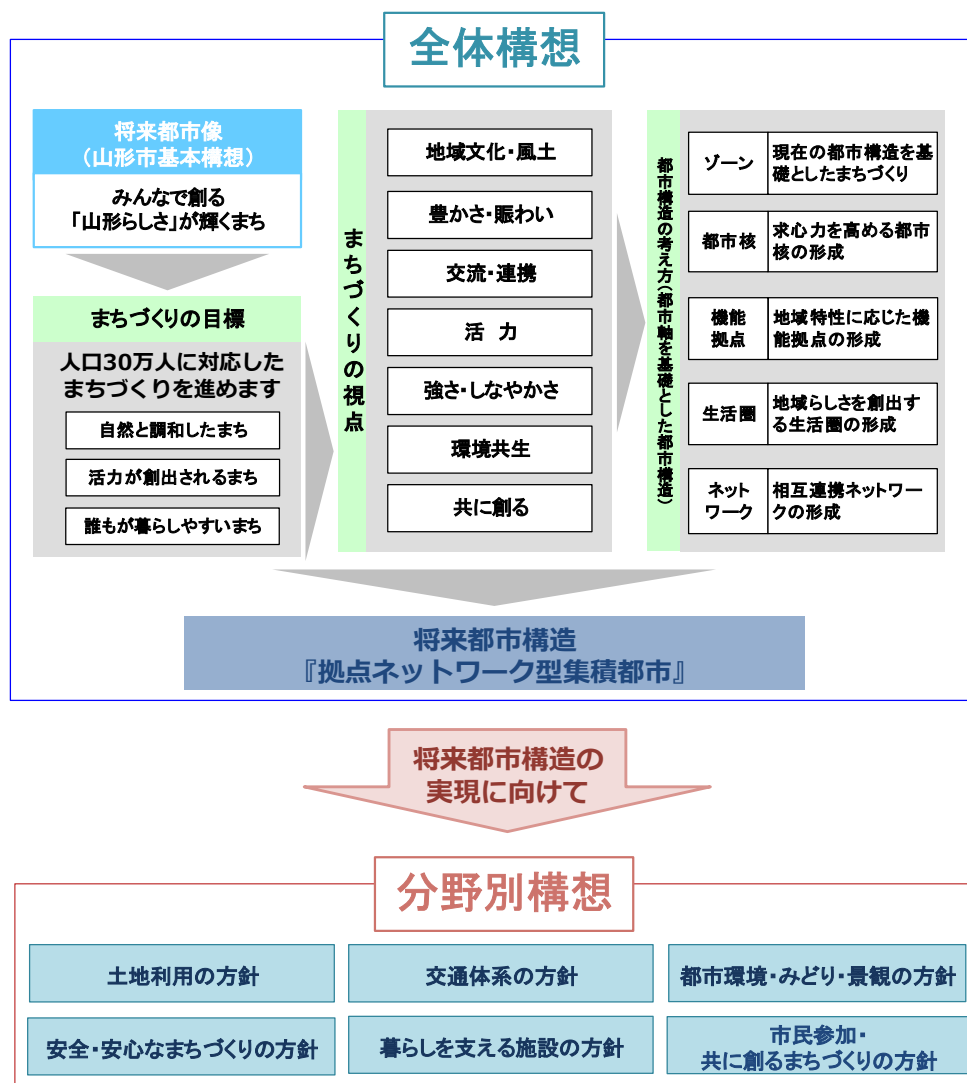
第1章	分野別構想について	・・・	1
第2章	分野別方針		
第1節	土地利用の方針	・・・	3
第2節	交通体系の方針	・・・	19
第3節	都市環境・みどり・景観の方針	・・・	33
第4節	安全・安心なまちづくりの方針	・・・	39
第5節	暮らしを支える施設の方針	・・・	44
第6節	市民参加・共に創るまちづくりの方針	・・・	46

# 第1章 分野別構想について

## (1) 基本的な考え方

分野別構想は、全体構想におけるまちづくりの目標とまちづくりの視点から導き出された将来都市構造に基づき、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくため、都市を構成する土地利用や交通体系などの6分野ごとにまちづくりの基本的な考え方や整備方針などを明らかにしたものです。

全体構想では分かりにくい個別分野ごとのまちづくりの考え方を示すものであり、都市計画マスタープランの考え方を踏まえて、個別計画の立案や各種施策を実行する際、総合的にまちづくりを推進していく指針として活用し、多くの人びとの交流を育くみ、暮らしやすさを追及していきます。また、地域の個性を十分に活かしながら、まちの魅力を地域内外に創造・発信していきます。





## (2) 個別の方針の考え方

前ページの方針（大項目）のもと、将来都市構造に対応した個別の方針（中項目）とその内容を以下のように設定します。

大項目	中項目	主な内容
土地利用の方針	商業・業務系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市核の求心力を高めるまちづくり</li> <li>・交通の結節機能を活かしたまちづくり</li> <li>・地域の拠点性を高めるまちづくり</li> <li>・防災機能を兼ね備えた沿道業務地の形成</li> </ul>
	住居系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市核を取り囲む複合住宅地の形成</li> <li>・緑と調和した低層住宅地の形成</li> <li>・地域活力や魅力のある集落内住宅地の形成</li> </ul>
	工業・流通系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市活力を創造する産業拠点の育成と形成</li> <li>・既存工業・産業団地の再編</li> <li>・市街地内工業地の環境整備</li> </ul>
	観光・レクリエーション系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・レクリエーション拠点の魅力を高めるまちづくり</li> </ul>
	田園系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園の保全・活用</li> </ul>
	森林系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の保全・活用</li> </ul>
交通体系の方針	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨格道路網の形成</li> <li>・地域活性化を支援する都市計画道路の整備</li> <li>・生活道路の質的向上</li> <li>・安全で快適な道路空間の創出</li> </ul>
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通ネットワークの形成</li> <li>・鉄道利便性の維持・向上</li> <li>・路線バスの活性化</li> <li>・生活交通の確保</li> </ul>
	歩行者・自転車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な歩行者空間の確保</li> <li>・自転車が利用しやすい交通環境の創出</li> </ul>
	総合交通マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の交通特性に応じた交通環境の構築</li> <li>・まちづくりと連携した交通体系の形成</li> </ul>
都市環境・みどり・景観の方針	低炭素社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない持続可能なまちづくり</li> <li>・地域特性に応じたエネルギー創出</li> </ul>
	緑と水の空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うるおいとやすらぎを与える緑と水の保全・活用</li> <li>・特色ある公園・緑地の整備と維持管理</li> <li>・緑と水のネットワークづくり</li> <li>・緑あふれる市街地環境の維持・充実</li> </ul>
	景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観の保全・活用</li> <li>・美しい市街地景観の形成</li> <li>・地域の個性を活かした景観形成と魅力づくり</li> </ul>
安全・安心なまちづくりの方針	都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強いまちづくり</li> <li>・災害発生時の安全確保</li> <li>・克雪対策</li> </ul>
	誰もが安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰にでもやさしいきめ細やかなまちづくり</li> <li>・防犯のまちづくり</li> </ul>
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の防止</li> </ul>
	健康・医療・福祉・子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康・医療・福祉・子育て環境づくり</li> </ul>
暮らしを支える施設の方針	公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点形成に資する施設の利活用</li> </ul>
	その他都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他都市施設の適正な配置と既存施設の機能維持</li> </ul>
	計画的な施設の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会基盤の長寿命化、施設の維持・管理</li> </ul>
市民参加・共に創るまちづくりの方針	市民参加・共に創るまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、市民・NPO、事業者などのまちづくり活動への支援</li> <li>・まちづくりのルールづくりや情報共有</li> </ul>

## 第2章 分野別方針

---

### 第1節 土地利用の方針

#### (1) 基本的な考え方

超高齢社会の到来、地球温暖化などの環境問題を踏まえて、都市的な土地利用が行われている区域を有効に活用しながら、県都として利便性の高い都市機能を維持・向上させるため、効率的、効果的なまちづくりを展開します。

このため、土地利用では、無秩序な市街地の拡大を避け、中心部、地域、集落それぞれの特性や状況に応じて人口密度の維持・向上を図っていきます。

南北・東西の都市軸周辺の地域及び機能拠点では、都市機能と日常生活サービス機能の集積・維持を進めるとともに、広域交通基盤が活用できる区域等では産業振興による雇用創出・交流などを促進するための新たな受け皿を整備し、市街地周辺の田園・森林を保全しながら、地域の特性に応じ、誰もが安心して快適に暮らすことができるよう、豊かで特色ある土地利用の実現を図ります。

#### (2) 土地利用の方針

土地利用については、全体構想で示す都市構造の考え方を踏まえ、機能別に「商業・業務系土地利用」「住宅系土地利用」「工業・流通系土地利用」「観光・レクリエーション系土地利用」「田園系土地利用」「森林系土地利用」の6つに区分し、適切な土地利用誘導を図ります。

※ 商業・業務・その他様々な機能が高度に集積した都市核については、「商業・業務系土地利用」として整理します。

##### ①商業・業務系土地利用

商業・業務系土地利用を、地域の特性に応じて、以下のように位置付けます。

- 「都市核」は、中心市街地活性化基本計画の対象区域を基本として、山形駅西地区及び霞城公園などを含めた箇所とします。
- 「交通拠点」は、市街地機能集積ゾーンの鉄道駅を中心にした周辺地域とするほか、周辺の土地利用状況及び公共交通網の整備状況に併せて、今後想定される主要なバス停など、交通利便性の高さを活かした箇所とします。

- 「地域の拠点」は、都市軸上に位置し、商業・業務・居住・医療などの都市機能の集積が既に進んでいる箇所、及び周辺の都市機能の状況を鑑み、集積・維持を図ることを今後検討すべき箇所とします。
- 「沿道業務地<sup>※</sup>」は、市街地機能集積ゾーンにおいて、山形県緊急輸送道路ネットワーク計画で、第1次緊急輸送道路として位置付けられている骨格道路の沿道などとします。

## ●都市核の求心力を高めるまちづくり

### 【目標】

都市核は、県都の商業・業務機能の中核的な役割を担うとともに、都市活力を牽引していくことが期待されることから、商業・業務・その他の様々な機能が高度に集積した、求心力や魅力を高めるまちづくりを目指します。

### 《方針》

- ・県都としての求心力維持や、広域的な都市間連携や交流の強化を見据えながら、商業・業務機能、交流機能、文化・芸術機能や居住機能などの多様な都市機能を集積・維持し、より一層の充実を図ります。
- ・今ある資源（ストック）の有効活用を促す観点から、機能集積の立地に対して支援などを検討し、様々な機能が集積した都市核の形成を図ります。
- ・空き地や移転跡地などの低未利用地を対象とした土地の高度利用と、建築物などの機能の複合化やリノベーション<sup>※</sup>などを推進し、高密度市街地<sup>※</sup>として維持します。
- ・多様なライフスタイルに対応した街なかの居住空間形成を推進し、新規定住人口の拡大を図ります。
- ・街なか観光などの起点となる山形駅や市役所前などの主要なバス停は、観光・交流機能の要衝であるため、魅力ある空間として活用し、まち全体の回遊性と活力向上を図ります。
- ・山形城跡、歴史的建造物や山形五堰など、既存の観光資源の保全と有効活用を進め、街なか観光の拠点施設として、更なる充実を図ります。
- ・新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、街なか観光の拠点施設や観光イベントなどと結び付け、魅力ある空間と街なかを回遊するネットワークの形成を図ります。
- ・地域住民のアイデアやNPOのノウハウなどを活かした空き店舗や空き地の活用、新しい事業者の誘致などの取組みに支援を行い、地域主体のまちづくり活動を促進します。

- ・地域コミュニティを維持する観点から、良好な居住環境を有している住宅地を保護する手法の検討を進めます。
- ・賑わいの創出と魅力の向上を図るため、居住機能と商業・業務機能が調和した質の高い商業地域<sup>※</sup>の在り方の検討を進めます。

＜具体的な取組例＞

- ・市街地再開発事業による未利用地、空き建物等の土地利用転換<sup>※</sup>
- ・優良建築物等整備事業<sup>※</sup>の誘導
- ・移住者向け住環境の整備（空き家バンク<sup>※</sup>の開設、住宅リフォーム支援等）
- ・公民連携によるリノベーションまちづくりの推進
- ・歴史・文化資源を活かした公園整備や憩いの空間づくり

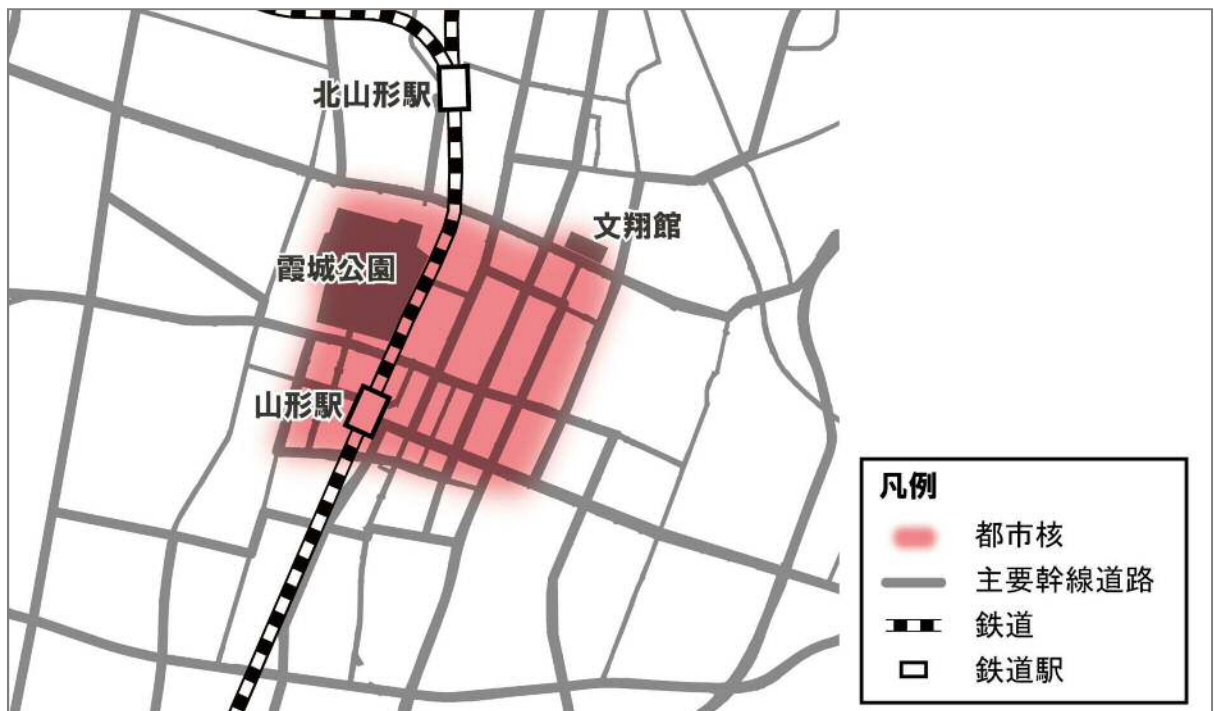


図 商業・業務系土地利用<都市核>の配置方針

●交通の結節機能を活かしたまちづくり

【目標】

都市核を除く交通ネットワークの結節点がある地域については、人と物の移動性を高めるとともに、交流促進に向けた生活利便性を高める機能の集積・維持を図り、交通機能と都市機能が一体となった拠点形成を目指します。

《方針》

- ・交通拠点は、鉄道駅等の周辺において、子供から高齢者まで誰もが移動できる交通

環境を整備するとともに、安心して暮らせる場所として、食料品店舗や医療機関など暮らしに必要な機能の集積・維持を進めます。

- ・鉄道駅やバス停等の交通要所を有効活用することで、拠点同士や県内外の都市間を連携させ、さまざまな機能を補完しながら、それぞれの地域特性に応じた拠点形成を図ります。

<具体的な取組例>

- ・鉄道駅周辺に相応しい土地利用への検討
- ・路線バス、コミュニティバスなどとの乗り換えの円滑化、情報提供の改善
- ・新たな駅の整備検討

## ●地域の拠点性を高めるまちづくり

### 【目標】

住み慣れた地域で誰もが安心して快適に暮らすために、生活利便性と交通利便性の機能の集積・維持を図った地域の拠点形成を目指します。

### 《方針》

- ・地域の拠点は、超高齢社会を念頭に置き、市民が気軽に訪れ、買い物や交流などができる生活を支える場所として、食料品店舗や医療機関など暮らしに必要な機能の集積・維持を進めます。
- ・日常生活を支える商業施設だけではなく、市民の交流、若年層の憩いの場などをはじめとした、地域コミュニティの維持・増進に寄与する施設の立地誘導と、居住空間の適正な配置に配慮し、将来都市構造に適応した一体的かつ総合的な取組みを進めます。
- ・自動車だけではなく、公共交通、徒歩や自転車の利用にも配慮した空間の形成と、交通環境の質の向上を図ります。
- ・病院などの医療施設を活かした、健康医療先進都市<sup>※</sup>に相応しいまちづくりを進めます。

<具体的な取組例>

- ・福祉や利便性の向上につながる公共施設の配置
- ・コミュニケーションやレクリエーションの場となる公園や緑地の整備



図 商業・業務系土地利用<交通拠点・地域の拠点>の配置方針

## ●防災機能を兼ね備えた沿道業務地の形成

### 【目標】

幹線道路沿道は、交通利便性を活かして、それぞれの拠点の機能を補完する「沿道業務地」として位置付け、周辺環境との調和に配慮しつつ、防災機能を兼ね備えた業務機能の維持・充実を目指します。

### 《方針》

- ・沿道業務地は、市全体の都市機能の配置の考え方を踏まえ、地域の拠点や産業拠点などを補完するものとし、中心市街地の活性化や都市機能の集積・維持を阻害しないものとしします。
- ・インターチェンジ周辺部などの極めて交通利便性が高い地区は、山形市の玄関口としてふさわしい土地利用を検討し、産業の活性化、物流の効率化や観光・交流の広域ネットワークなどを強化します。

- ・緊急輸送道路として機能する骨格道路の沿道などは、災害発生時のネットワークを考慮して、防災機能と業務機能が一体化した土地利用を誘導します。
- ・災害発生時の防災機能を強化するため、沿道業務地における建築物などの不燃化や耐震化を推進します。
- ・戸建て住宅の抑制や中層住宅などの建築の際は低層部へ業務機能を配置するなど、沿道業務地として適正な誘導を行います。
- ・周辺住宅地との調和を図り、道路後背地に対する騒音や振動を防ぐ緩衝機能の確保を図ります。
- ・良好な沿道景観を保持するため、周辺地域の状況にあった建築物の高さの統一や制限、建築物の色彩や形態、広告物などの意匠の制限などの検討を進めます。
- ・沿道業務地周辺における自動車交通が円滑に保たれ、業務機能の維持・充実に繋がる、交通処理機能の向上を推進します。

<具体的な取組例>

- ・防災機能と業務機能の維持・充実のための地域特性や実態に応じた適切な用途地域等の見直し

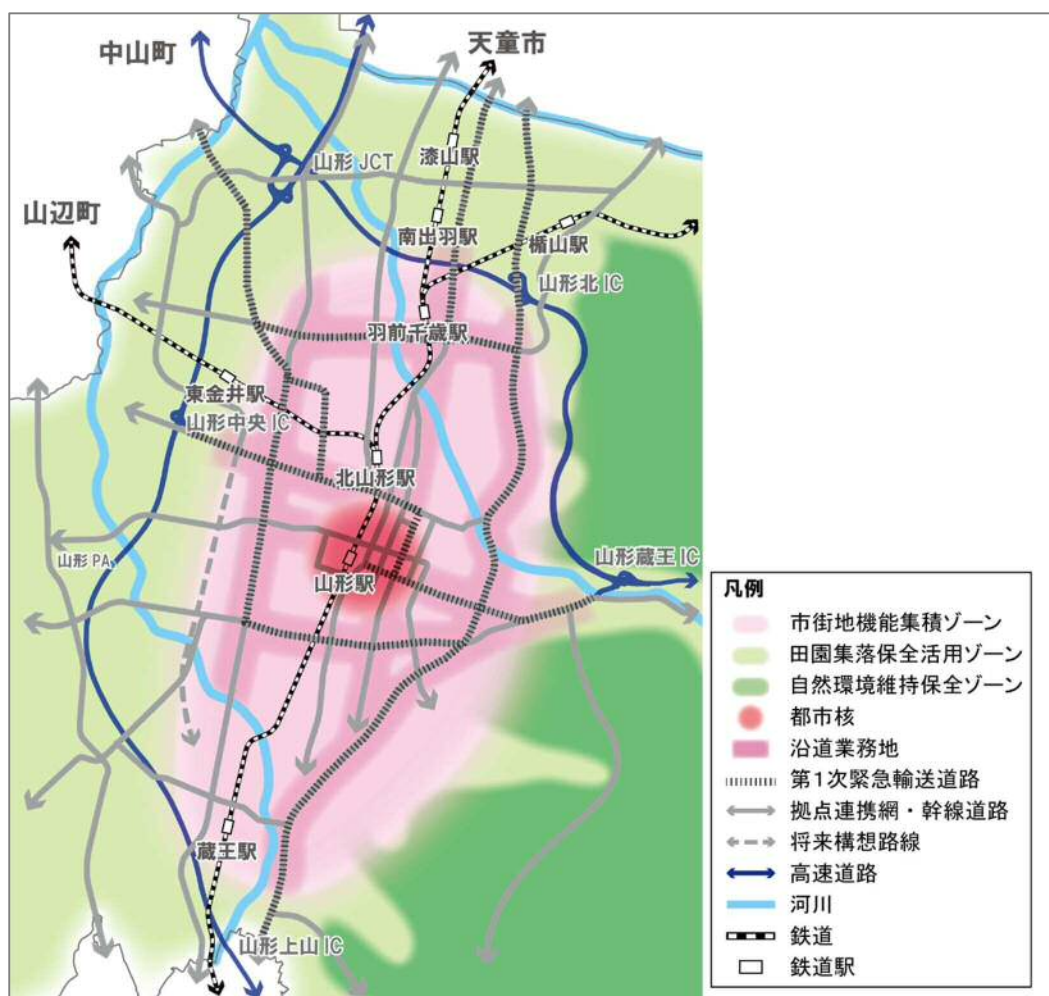


図 商業・業務系土地利用<沿道業務地>の配置方針

## ②住宅系土地利用

住宅系土地利用を、地域の特性に応じて、以下のように位置付けます。

- 市街地機能集積ゾーンにある、都市核を取り囲む既成市街地内の住宅地を「複合住宅地<sup>※</sup>」と位置付けます。
- 市街地機能集積ゾーン縁辺部において、計画的に整備が進められた住宅地を「低層住宅地<sup>※</sup>」と位置付けます。
- 田園集落保全活用ゾーンや自然環境維持保全ゾーンの住宅を中心としたまとまりを「集落内住宅地」と位置付けます。

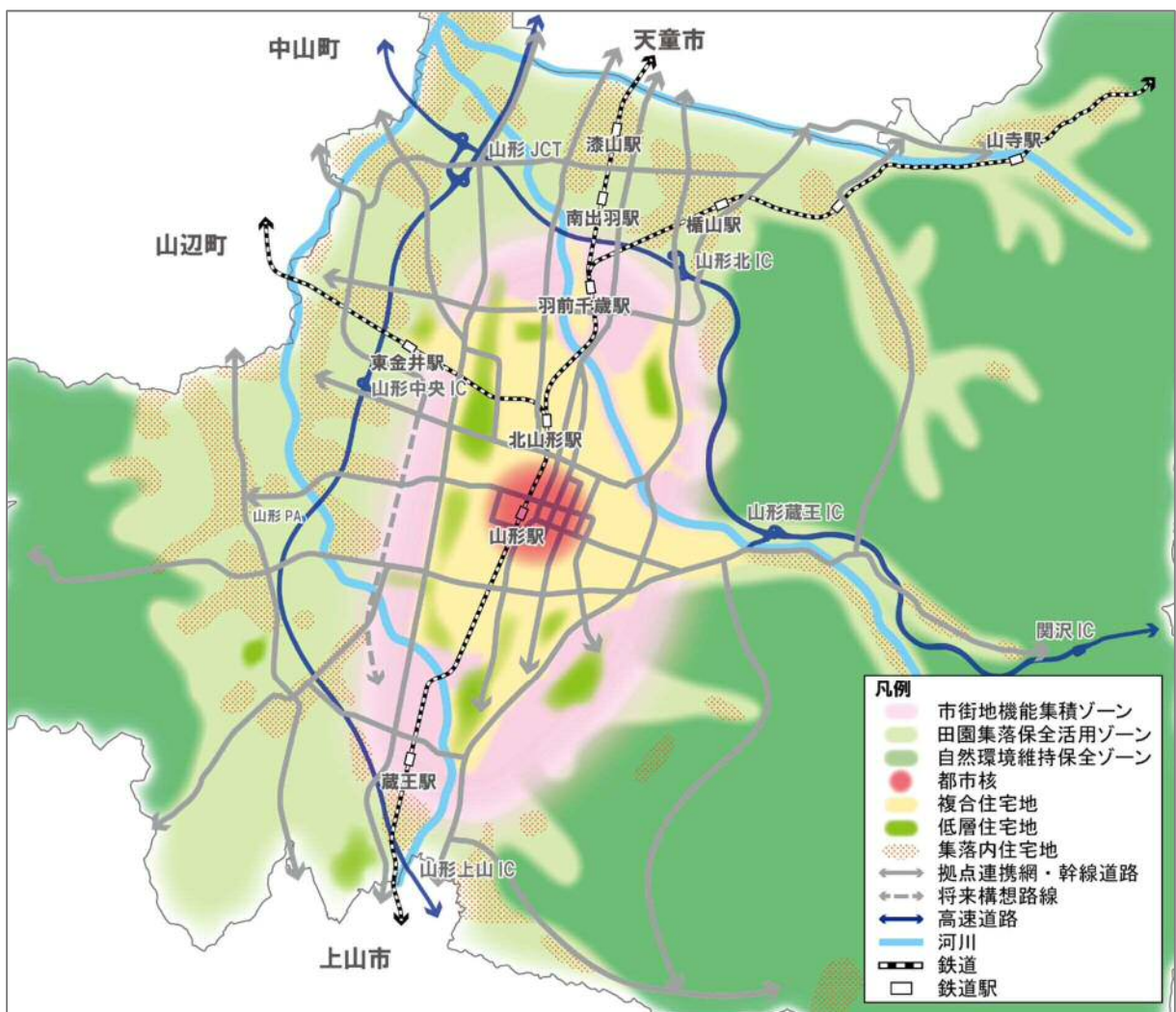


図 住宅系土地利用の配置方針



## ●都市核を取り囲む複合住宅地の形成

### 【目標】

都市核を取り囲み、既成市街地内に広がる住宅地は、商業・業務・工業などの土地利用が調和した地域の特徴を活かしながら、良好な居住環境が確保される複合住宅地としての形成を目指します。

### 《方針》

- ・土地区画整理事業などによる基盤整備が行われていない住宅地は、長期的視点に立ち、地域主導により、最低限必要な道路用地の確保、壁面の位置の制限、高さ制限や形態・意匠の制限など、居住環境の向上を図ります。
- ・既に基盤整備が行われている住宅地については、都市核に近接しているなどの地域の特徴を最大限活かしながら、定住人口の拡大に努めます。
- ・商業・業務・工業などの他の土地利用との調和を図るため、必要に応じて居住環境の保全に努めます。
- ・日常生活に必要な機能が確保される拠点の周辺部は、歩いて暮らせる居住環境を踏まえて、中密度<sup>※</sup>の住宅地として土地利用を誘導・推進します。
- ・老朽化した木造建築が密集する地区の改善や空き家・低未利用地の有効活用を図るため、地域のまちづくりルール<sup>※</sup>の検討・制定の支援を図ります。
- ・人口減少が目立つ住宅地では、若年層をはじめとした、新しい居住者の拡大を図るための対策などを行います。

### <具体的な取組例>

- ・移住者向け住環境の整備（空き家バンクの開設、住宅リフォーム支援等）（再掲）
- ・地区計画制度を活用した災害に強い市街地への転換
- ・周辺との調和を図るための地域特性や実態に応じた適切な用途地域の見直し
- ・市街地農地の土地利用誘導
- ・歴史的な風情の残る地域特性に配慮した街並み形成や地域コミュニティの維持・育成を図るためのまちなみデザイン協定<sup>※</sup>の策定支援

## ●緑と調和した低層住宅地の形成

### 【目標】

土地区画整理事業等により計画的に整備が進められ、良好な都市基盤が整っている低層住宅地は、緑豊かでのびやかな居住環境の維持と向上を目指します。

## 《方針》

- ・市街地縁辺部において、計画的に整備された低層住宅地については、戸建住宅を基本とした土地利用を維持します。
- ・高さ制限や敷地分割などのルールを定め、統一感のある住宅地景観を形成するなど、きめ細かいまちづくりを進めます。
- ・緑豊かでのびやかな居住環境を維持するため、敷地内の緑化を推進し、緑溢れる質の高い空間形成を図ります。
- ・バスなどの公共交通の充実に努め、生活利便施設などが集積している拠点などとの連携を図ります。

### <具体的な取組例>

- ・市街地農地の土地利用誘導（再掲）
- ・地区計画制度の活用などによる、高さの制限、緑化の推進や敷地分割などについてのルール制定

## ●地域活力や魅力のある集落内住宅地の形成

### 【目標】

田園地域や中山間地域の生活拠点となる集落内住宅地は、良好な営農環境を永続的に確保し、農地や森林といった自然資源の保全を図りながら、地域の活性化と魅力ある居住環境の維持・充実に目指します。

### 《方針》

- ・良好な集落環境や自然に恵まれた地域特性を活かしながら、集落の魅力や活力向上に向けた開発許可制度<sup>※</sup>の緩和による定住人口や二地域居住<sup>※</sup>の誘導や、地区計画制度などを活用した新たな集落内住宅地のまちづくりを進めます。
- ・集落内住宅地の維持・充実に図るため、日常生活に必要な機能の充足や確保を図ります。
- ・都市軸に沿った地域または産業振興等を進める地域周辺については、周辺環境との調和を図りつつ、計画的な土地利用を行います。
- ・交通拠点となる鉄道駅周辺地域や、今後想定される主要なバス停などの交通利便性が高い地域については、日常生活サービス機能の集積・維持を図ります。
- ・都市と集落の交流を推進するとともに、空き家などの有効活用により、集落コミュニティの維持・活性化を図ります。

<具体的な取組例>

- ・ 既存集落内の空き地活用のための開発許可制度の基準の見直し
- ・ 移住者向け住環境の整備（空き家バンクの開設、住宅リフォーム支援等）（再掲）
- ・ 新規就農者の受け入れに向けた支援体制の確保  
（就農相談会・農業体験研修の開催等）

③工業・流通系土地利用

工業・流通系土地利用を、地域の特性に応じて、以下のように位置付けます。

- 産業拠点である既存の工業・産業団地などを「工業地・流通業務地」と位置付けます。  
また、今後、最先端医療や航空・宇宙関連産業等の新たな産業の受け皿として期待され、都市活力を創出する地域を、既存の工業・産業団地の周辺部を含め「産業系業務地想定地区」と位置付けます。
- 市街地機能集積ゾーンにおいて地場産業などが集積している地域を「市街地内工業地」と位置付けます。



図 工業・流通系土地利用の配置方針

## ●都市活力を創造する産業拠点の育成と形成

### 【目標】

産業拠点である工業地・流通業務地及び新産業を担う業務地は、企業の強みを更へのばす支援策や産業振興による新たな市民の雇用の場を確保することにより、社会増※による人口拡大を図り、活力ある都市の実現を目指します。

### 《方針》

- ・極めて交通利便性が高く、災害の恐れが低い地区など、企業のニーズに合致するエリアは、今後の工業・流通系土地利用の需要にあわせ、複合機能※を有する産業拠点として、適切な規模による計画的な整備を行います。
- ・新たに進出する企業の受け皿づくりとして、産業系業務地を確保する際は、周辺環境との調和に配慮し、計画的な基盤整備を行います。
- ・山形自動車道・東北中央自動車道の既存インターチェンジなどの交通結節点周辺地域では、広域交通の利便性を活かし、複合機能を有する産業拠点として、産業機能の拡充を図ります。
- ・既存の工業・産業団地を補完するため、周辺環境との調和や地域特性に配慮しながら、必要に応じた工業・産業団地の区域の拡大などの検討を行います。
- ・流通センター地区は、インターチェンジに近接する優位性を活かして、多様化する企業ニーズへの対応に努めます。

### <具体的な取組例>

- ・最先端医療、医療機器、製薬、食品産業をはじめとした医療関連産業や航空宇宙産業など、今後成長が見込める産業の誘致
- ・企業誘致や地元企業の事業拡大に適した新たな産業団地整備

## ●既存工業・産業団地の再編

### 【目標】

既存の工業・産業団地については、雇用維持と創出のため、企業の競争力向上等の経営基盤の安定強化のための適切な土地利用の実現を目指します。

### 《方針》

- ・既存工業・産業団地内において新たな産業振興、機能向上に対応していくため、工業・産業団地内外の遊休地等を活用した新たな用地の確保や、事業環境の整備などを検討し、市外への企業流出防止に努めます。

## ●市街地内工業地の環境整備

### 【目標】

地場産業が集積している市街地内工業地では、地域の特性や工業需要に応じて、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な土地利用の実現を目指します。

### 《方針》

- ・住宅と工場などが近接している市街地内工業地では、居住機能の保全を進めるとともに、地域の育成や発展を促す産業の場として、その維持を図ります。
- ・工場移転跡地などから、他の土地利用へ転換が進んでいる地区は、地区の特性に応じて、適切に土地利用が共存可能となる、新たな土地利用のルールづくりを進めます。

### ＜具体的な取組例＞

- ・住・商・工それぞれの環境の向上を目指すための地域特性や実態に応じた適切な用途地域の見直しや地区計画制度の活用

#### ④観光・レクリエーション系土地利用

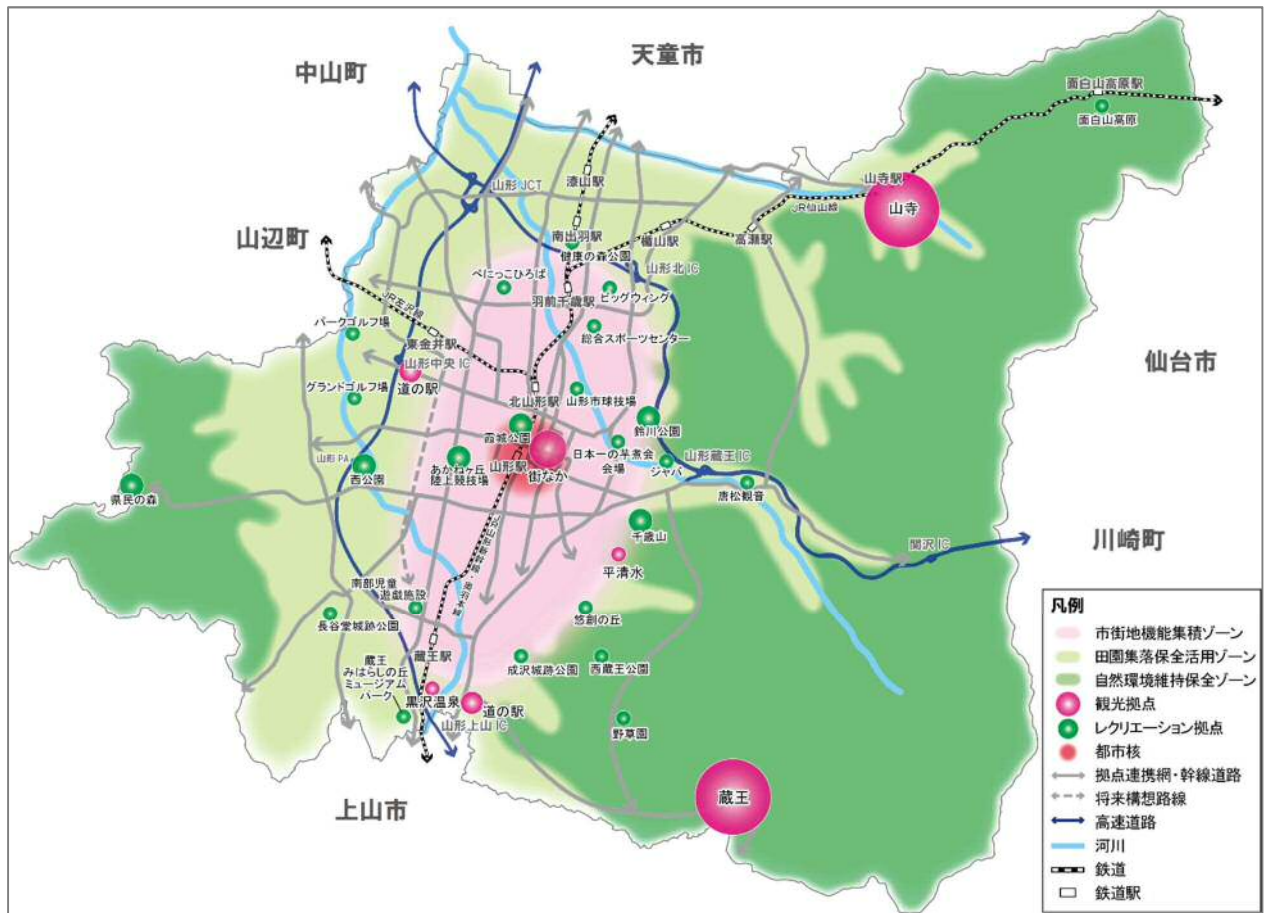


図 観光・レクリエーション系土地利用の配置方針

#### ●観光・レクリエーション拠点の魅力を高めるまちづくり

##### 【目標】

観光地、観光イベントや歴史・文化・自然資源などを積極的に活用し、市民や来訪者が楽しむことができる観光・レクリエーション拠点の形成と、機能の強化と充実を目指します。

##### 《方針》

- ・全国的に知名度の高い蔵王温泉や山寺をはじめとした既存の観光地は、外国人観光客への対応を促進するとともに、機能の充実・維持を図ります。
- ・観光客の利便性や回遊性を高める観光案内所の充実のほか、街並み景観整備や案内表示の充実、周辺観光施設との連携などにより、観光地としての機能強化を進めます。
- ・新たな観光拠点の形成を進めるほか、新たな観光資源の掘り起こしや複数の観光資源を結びつけた観光ルートの開拓を行い、交流人口の拡大を図ります。
- ・観光・レクリエーション拠点への二次交通<sup>\*</sup>の整備を促進します。

- ・鈴川公園、西公園、県民の森や西蔵王周辺などは、市民のためのレクリエーションの場として、既存施設の機能維持・活用を図ります。
- ・山形市総合スポーツセンターなど体育施設の機能維持・活用により、多種多様なスポーツやレクリエーション活動の市民ニーズに対応できる拠点の形成と機能の強化を図ります。

<具体的な取組例>

- ・山形城跡の復原を含めた霞城公園の整備
- ・日本一の観光案内所の整備
- ・街なか観光に向けた旧羽州街道沿道の街並み形成
- ・大規模直売所や地元農産物を活用したレストラン、加工品販売などの機能を有する道の駅の整備
- ・レクリエーション拠点と一体となったパーキングエリアの整備
- ・広域観光ネットワークの形成
- ・コンサートなどのイベント開催も可能なサッカースタジアムの市内整備の調査・検討

## ⑤田園系土地利用

### ●田園の保全・活用

#### 【目標】

豊かな田園は農業の生産基盤であるうえに、都市の営みに潤いを与える山形市の大切な財産であり、後継者や担い手の確保や育成を図りながら、農地の保全・活用を目指します。

#### 《方針》

- ・農業振興地域整備計画を踏まえて、耕作放棄地の発生防止と農地の利活用を促進し、優良農地の保全を図ります。
- ・後継者や担い手の確保に向け、集落における居住環境の維持・充実を図ります。
- ・工業・流通系などの新たな土地利用を行う場合は、周辺の営農環境との調和に努めます。
- ・農業の6次産業化<sup>※</sup>や地産地消<sup>※</sup>による農業振興を図るため、地域営農者の意向を踏まえ周辺環境と調和した加工・販売施設などの立地に係る土地利用の調整に努めます。

- ・グリーンツーリズム<sup>※</sup>などの促進の観点から、関連する施設の立地に係る土地利用の調整に努めます。

<具体的な取組例>

- ・新規就農者の受け入れに向けた支援体制の確保（再掲）  
（就農相談会・農業体験研修の開催等）
- ・地域の実情に応じた法人化の推進
- ・農地所有適格法人<sup>※</sup>等の連携強化

## ⑥森林系土地利用

### ●森林資源の保全・活用

#### 【目標】

市街地の東西方向に広がる山岳や丘陵地の豊かな自然環境を保全するとともに、森林の持つ多面的な機能の維持と有効活用を目指します。

#### 《方針》

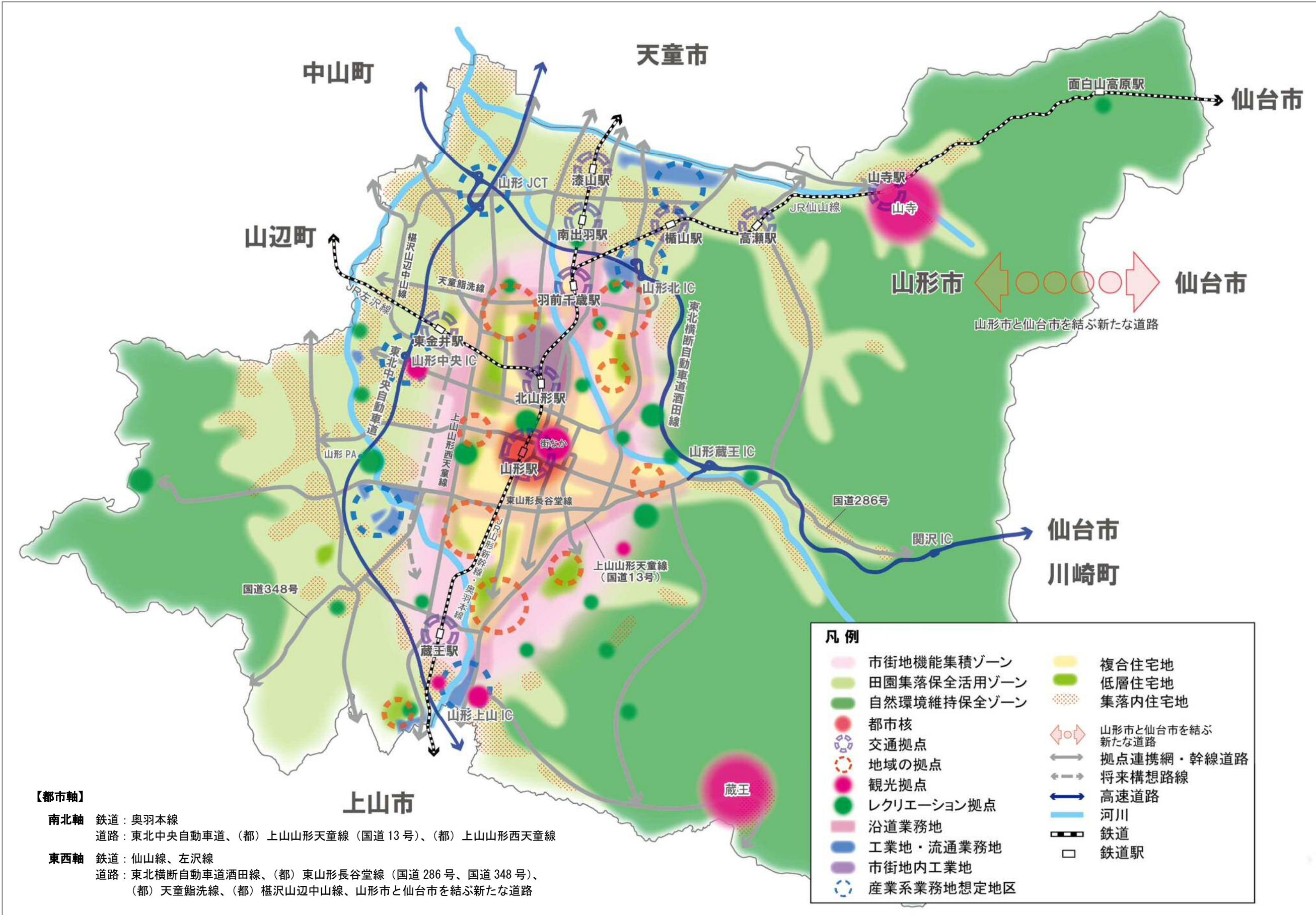
- ・豊かな自然環境を保全するとともに、森林の持つ保健休養<sup>※</sup>などの機能を活用し、市民の保養やレクリエーションの場として、更なる充実を図ります。
- ・森林の持つ木材生産、災害防止、水源かん養<sup>※</sup>などの機能を維持し、効果的・総合的に発揮しうるように、必要な森林整備と林道整備などを行います。
- ・生態系における森林の重要性を踏まえ、生物多様性<sup>※</sup>の保全と野生動物との共存にも配慮して、森林の整備、利活用及び保全の適切な組み合わせを推進します。

<具体的な取組例>

- ・市産材の安定供給に向けた森林整備
- ・市産材の利用拡大促進



# 土地利用構想図



## 第2節 交通体系の方針

### (1) 基本的な考え方

自動車やバス、徒歩、自転車など多様な交通手段により利用されている道路は、生活に最も身近な交通施設であり、超高齢社会の到来や地球温暖化など環境問題への対応、東日本大震災を契機とする防災意識の高まりなどから、道路機能が持つ役割も変化しているため、都市計画道路の見直し等を行い、このような社会経済情勢に対応するとともに、自動車だけでなく、自動車以外の利用者にも配慮した道路空間の形成を図ります。

また、自動車を持たない人や利用できない高齢者などの移動手段の確保や低炭素社会の構築に向けた市民の公共交通などへの利用転換を促すため、誰もが安全で快適に移動できるよう公共交通網の形成や、歩行者、自転車に配慮した交通環境の構築を図ります。

あわせて、地域の特性に応じて、多様な交通手段が適切に利用できる仕組みづくりや過度に自動車に依存しない社会づくりを進めるため、基盤整備とソフト施策の両面の取り組みや、複数の交通手段がつながれた使いやすい交通結節点（交通拠点）を整備する等、総合的な交通マネジメントとして展開します。

### (2) 交通体系の方針

#### ①道路

#### ●骨格道路網の形成

##### 【目標】

山形市の経済的発展を促し、市民の生活、産業、地域間の交流と連携を支える骨格道路は、社会経済情勢の変化に対応した計画的な整備とネットワーク化を目指します。

##### 《方針》

- ・都市計画道路見直し計画<sup>※</sup>を策定し、都市計画道路の計画的な整備を進めます。

##### <具体的な取組例>

- ・スマートインターチェンジ<sup>※</sup>の整備
- ・仙山連携交通網の整備

区分		内容	該当する主な路線
東北主要都市間骨格道路		都市間連携交流軸として東北の主要都市間・圏域間を連携する	東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線、国道13号、国道112号、国道286号、国道348号 山形市と仙台市を結ぶ新たな道路
都市間連携道路	南北軸	都市圏を南北に縦貫し、都市圏の都市軸となる	東北中央自動車道、上山山形天童線（国道13号）、上山山形西天童線
	東西軸	都市圏を東西に横断し、都市圏の都市軸となる	東北横断自動車道酒田線、東山形長谷堂線（国道286号、国道348号）、天童鮎洗線、榎沢山辺中山線、山形市と仙台市を結ぶ新たな道路
市内連携道路	大環状道路	南北軸と連携して都市間の交通を分散・誘導するとともに圏域間を連携	漆山船町線（延伸）、榎沢山辺中山線（延伸）、上山山形天童線（国道13号）ほか
	外環状道路	市街地内交通の骨格となる	天童鮎洗線、上山山形西天童線、東山形長谷堂線（国道286号、国道348号）、上山山形天童線（国道13号）
	都心リング	七日町周辺～十日町周辺の伝統的商業・業務地を支える	双月志戸田線、諏訪町七日町線、旅籠町八日町線、山形停車場松波線
	駅環状道路	山形駅周辺の連携を強化する	東原村木沢線、旅籠町八日町線、十日町双葉町線、南追手前南館線、
	都心直結道路	大環状道路や外環状道路から都心リング、駅環状道路へ結び、市街地周辺と都心地区を直結するとともに、高速交通網へのアクセス性を高める	双月志戸田線、山形停車場松波線、東原村木沢線、薬師堂上桜田線、山形停車場医学部線、美畑天童線、旅籠町千歳橋線
	地域間接続道路	市内の各拠点間・集落間を結び、上記の骨格道路と連携する	国道286号、天童鮎洗線、城北天童線、漆山船町線（延伸）、榎沢山辺中山線、山形山寺線、妙見寺西蔵王公園線、山形永野線、東部広域環状線、国道348号、国道458号、山形白鷹線、山形朝日線、成沢長谷堂線、蔵王公園線

図 骨格道路網の位置付け



図 骨格道路網

- ・市内を南北や東西に縦貫または横断する高速道路や主要な国道などは、都市間連携交流軸として山形市と山形県内外とを結ぶ重要な道路であるため、広域の流動を受け止めながら、円滑な交通を支える道路網の整備促進を図ります。
- ・仙台市との連携、交流による経済圏の拡大を目指し、天候に左右されない山形市と仙台市を結ぶ新たな道路の整備の検討を進めます。
- ・高速道路のインターチェンジは、広域的な圏域間を連携するための重要な結節点であり、山形市の玄関口として、都市核や観光拠点などとのアクセス性の向上を図るとともに、スマートインターチェンジの設置など新たな玄関口の検討を進めます。

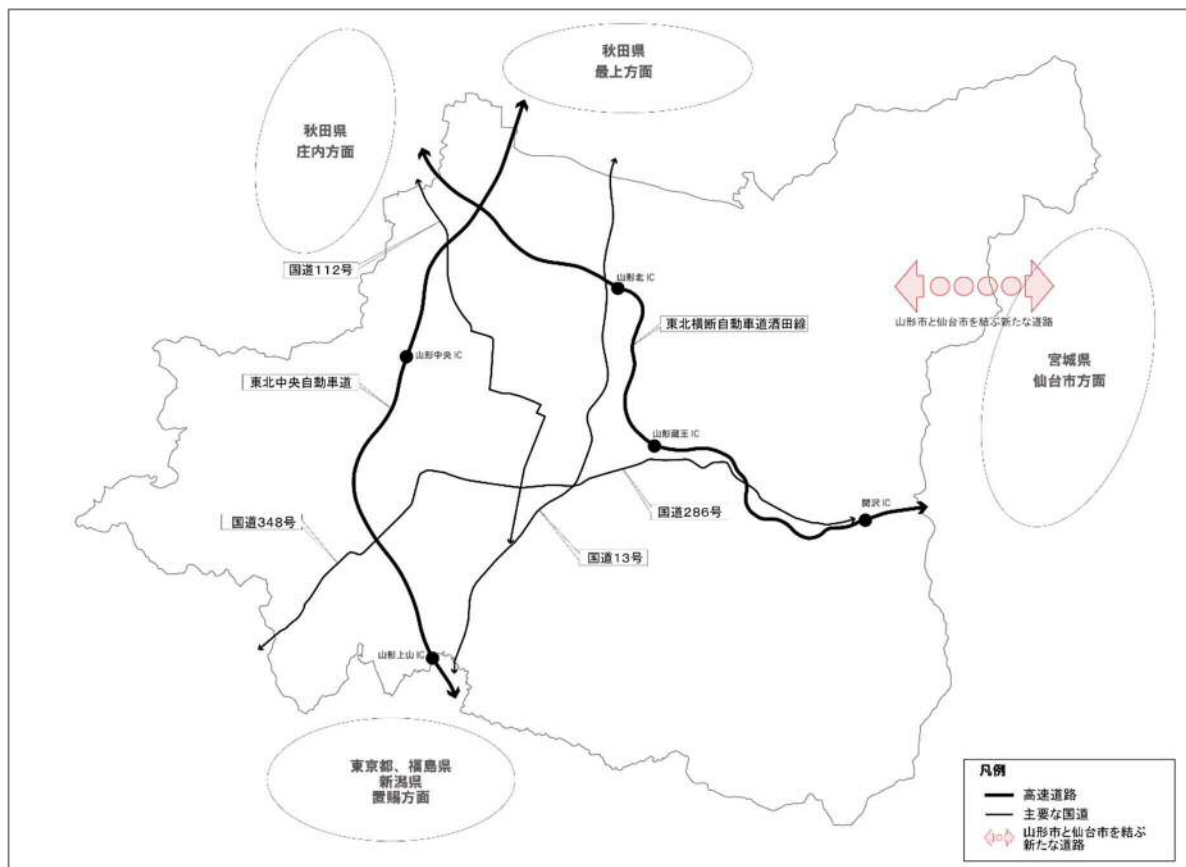


図 広域的な圏域間を連携する道路

〈具体的な道路〉

東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線、  
国道13号、国道112号、国道286号、国道348号、  
山形市と仙台市を結ぶ新たな道路

〈玄関口としてのインターチェンジ〉

山形蔵王インターチェンジ、山形中央インターチェンジ、  
山形上山インターチェンジ、山形北インターチェンジ、  
関沢インターチェンジ、新たなスマートインターチェンジ（検討）

- ・都市核と拠点、各拠点間を結ぶ拠点連携網の形成に資する道路は、移動性の確保と改善に努めます。



図 他の市町や都市核と各拠点間を結ぶ道路

〈具体的な道路〉

- (都) 漆山船町線 (延伸)、(都) 榎沢山辺中山線、(都) 上山山形天童線、
  - (都) 天童鮎洗線、(都) 上山山形西天童線、(都) 東山形長谷堂線、
  - (都) 双月志戸田線、(都) 山形停車場松波線、(都) 東原村木沢線、
  - (都) 薬師堂上桜田線、(都) 山形停車場医学部線、(都) 美畑天童線、
  - (都) 旅籠町千歳橋線、(都) 城北天童線、(都) 成沢長谷堂線、
- 主要な県道や市道など

※ 「(都)」は都市計画道路名称を示します。

- ・都市核の商業・業務地などを支える道路は、円滑な交通処理と沿道と一体となった魅力ある道路空間の形成を図ります。

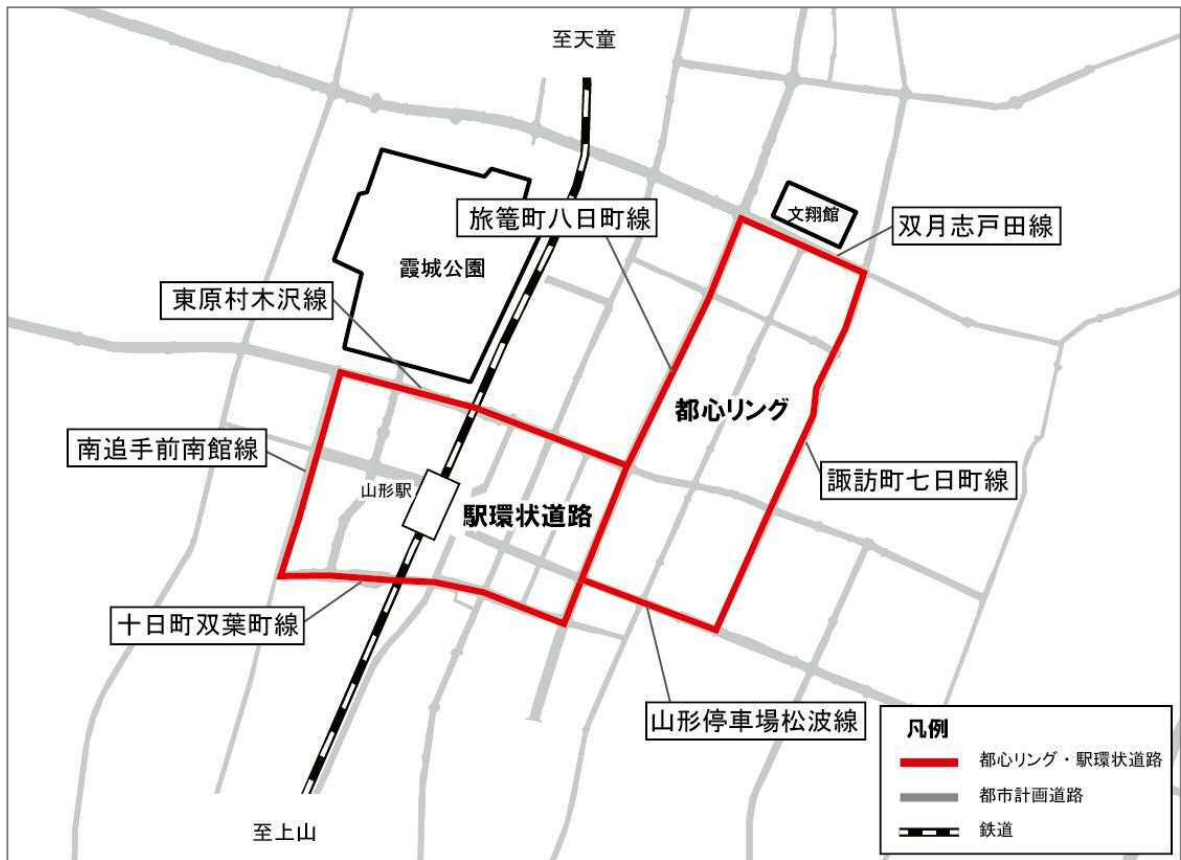


図 都市核の骨格道路

〈具体的な道路〉

- (都) 双月志戸田線、(都) 諏訪町七日町線、(都) 旅籠町八日町線、
- (都) 山形停車場松波線、(都) 東原村木沢線、(都) 十日町双葉町線、
- (都) 南追手前南館線

## ●地域活性化を支援する都市計画道路の整備

### 【目標】

都市計画道路の整備では、道路交通の関わる量的・質的な問題の解消を図るとともに、沿線の歴史・文化的資源及び住環境と調和し、地域の活性化に資する道路網の形成と整備を目指します。

### 《方針》

- ・都市計画道路は、円滑な交通流の確保と、安全性の高い道路環境、下水管等の都市基盤の収容空間として整備を進めます。
- ・今後の都市計画道路の整備では、歴史・文化的な山形市固有の資源の魅力が失われないよう十分配慮して整備を進めます。
- ・都市計画道路見直し計画において、長期未着手路線区域内の建築許可における制限の緩和や、優先的に事業着手する都市計画道路の位置付けを検討します。

## ●生活道路の質的向上

### 【目標】

市民の日常生活における利便性と安全性が確保された、良好な居住環境の形成を図るため、身近な生活道路の質的向上を目指します。

### 《方針》

- ・住宅地内における身近な生活道路は、地域住民と行政が適切な役割分担のもと、地域の実情に応じた快適な道路の維持・充実に努めます。
- ・都市基盤が十分に整っていない住宅地などでは、地域住民と行政が連携しながら、移動性と安全性の高い生活道路の確保を検討し、良好な居住環境への改善を図ります。
- ・冬期間における道路の適切な除排雪を行い、市民の安全な通行確保を図ります。

## ●安全で快適な道路空間の創出

### 【目標】

多様な交通手段が共存する、地域にふさわしい安全で快適な道路空間の再配分を目指します。

### 《方針》

- ・自動車やバス、徒歩、自転車など、多様な交通手段が集中する都市核などは、社会経済情勢の変化に伴う交通需要の変化に対応し、それぞれが安全で快適に移動ができるよう、道路幅員を有効的に活用した道路空間の形成を推進します。

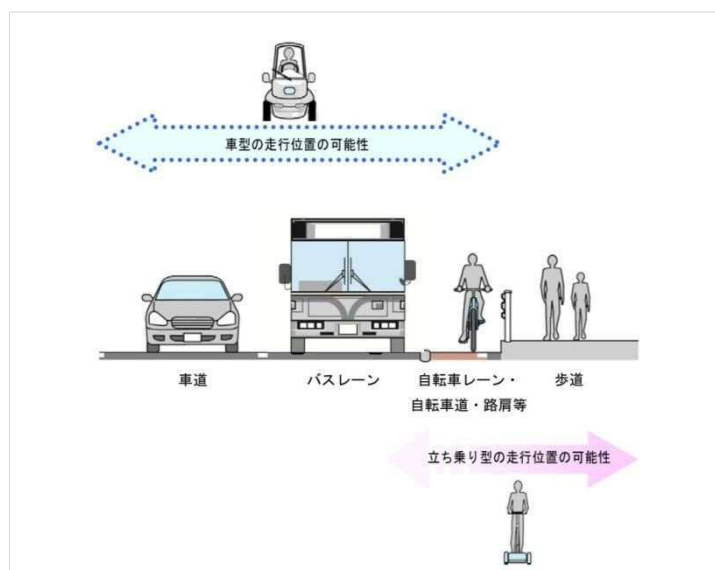


- ・都市核は、都心リングなどの環状道路や主要幹線道路の整備による自動車交通の分散などを行い、都市核の魅力と賑わいの向上に資する道路のトランジットモール<sup>※</sup>化など、公共交通と歩行者、自転車優先の道路空間形成に向けた検討を進めます。



公共交通や歩行者、自転車優先の道路空間

- ・観光拠点や歴史的な街並みにおいては、沿道の景観整備や地域の活性化対策と一体となり、観光客などが快適に回遊することができる道路空間の再配分を進めます。
- ・通学路は、地域の実情と交通安全対策の必要性に応じ、歩行者や自転車に配慮した道路空間の創出を図ります。
- ・超小型モビリティ<sup>※</sup>などの新たな交通手段の普及に対応した走行空間を確保する際は、社会実験などにより必要性の検証と地域の合意形成を図り、他の交通手段と共存した道路空間の検討を進めます。



超小型モビリティと他の交通手段との関係

(図 超小型モビリティの利活用に関する実証実験等による調査業務報告書・国土交通省 都市・地域整備局)

## ②公共交通

### ●広域的な公共交通ネットワークの形成

#### 【目標】

山形市の経済や観光の活性化に向け、県内の各市町をはじめ、東北・全国との連携や交流を支える広域的な公共交通ネットワークの形成と、市域内で誰もが安全で快適に移動できる地域公共交通網を形成し、市域内外間及び市域内の公共交通ネットワークの充実を目指します。

#### 《方針》

- ・航空機、鉄道（新幹線）、高速バスなどの広域的な公共交通サービスの利便性向上や路線の確保に向けた支援、空港など広域交通結節点へのアクセス性の向上を促進し、山形市の経済や観光の活性化を図ります。
- ・市域内では、鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通網を一体的にとらえ、複数の交通手段が円滑に乗り換えできる交通環境を形成し、市域内の移動性を向上させ、地域の活性化を図ります。

<具体的な取組例>

- ・コミュニティバス東部循環線の導入
- ・道路整備と一体となったバスベイ<sup>※</sup>・バス優先レーンの設置検討

### ●鉄道利便性の維持・向上

#### 【目標】

鉄道は、都市間連携交流軸を担う公共交通の基軸であるため、機能強化を図るとともに鉄道駅周辺の交通環境の整備により、既存鉄道の利便性の向上を目指します。

#### 《方針》

- ・仙台市との連携を強化するため、仙山線の高速化の検討を進めます。
- ・広域的な連携や交流を支える山形新幹線のフル規格化<sup>※</sup>の促進を図ります。
- ・鉄道の利用促進に向け、鉄道駅へのアクセス性を改善する基盤整備を進めます。
- ・鉄道利用者の需要に見合った、駅周辺への自動車駐停車施設や駐輪場の確保などの検討を進め、鉄道の利用環境の向上を図ります。
- ・鉄道と路線バスやコミュニティバスなど多様な交通手段との乗り継ぎ強化による、市民の鉄道利用の促進と都市核などへのアクセス性の確保を進めます。

<具体的な取組例>

- ・鉄道駅など交通拠点へのアクセス道路の整備
- ・駐輪場の整備
- ・モビリティ・マネジメント<sup>※</sup>による鉄道利用の促進
- ・新たな駅の整備検討

## ●路線バスの活性化

### 【目標】

路線バスは、市域内交通に欠かすことのできない生活交通の基盤として、より一層の活性化を目指します。

### 《方針》

- ・路線バスは、都市核と拠点、及び拠点間を結ぶ拠点連携網を支える主要な交通手段であるため、より一層の活性化とバス路線の見直しや維持・存続に努めます。
- ・路線バスの利便性向上を図り、地域同士の交流と活力あるまちづくりを進めます。
- ・自動車交通量が多い都市核などは、広幅員道路の整備に合わせ、バス優先レーンの設置などによる定時性の確保や待合空間の快適性の向上を図ります。
- ・路線バスと中心街循環バスが重複しているバス路線を見直し、都市核の回遊性を支えるための効率的なバス路線の再構築を目指します。
- ・高齢者や運転免許返納者の路線バス利用を支援し、高齢者などの外出や社会的活動への参加促進を図ります。

### <具体的な取組例>

- ・主要バス停におけるベンチ、上屋などのバス待ち環境の改善
- ・バス停表示、路線図の改善、バス接近情報の利用普及など、わかりやすいバス情報の提供
- ・交通事業者や商店街との連携による割引サービスの導入検討
- ・モビリティ・マネジメントによるバス利用の促進
- ・低床バスの積極的導入や低炭素型バスの導入推進

## ●生活交通の確保

### 【目標】

鉄道や路線バスの利用が困難な地域においても、誰もが安心して暮らせるよう、地域に根ざした生活交通の確保を目指します。

### 《方針》

- ・路線バスの廃止などによる公共交通空白地域においては、市民、交通事業者、行政が連携し、コミュニティバスの運行など、地域の特性に応じた生活の足の確保を図ります。
- ・まとまった公共交通需要が見込めない地域においては、地域住民が主体となった小規模需要に応じたデマンド型乗合タクシー<sup>※</sup>などの導入に対し支援を図り、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

<具体的な取組例>

- ・コミュニティバス東部・西部循環線の運行
- ・公共交通網維持のための赤字バス路線対策
- ・住民による自主運行バスへの支援

③歩行者・自転車

●安全で快適な歩行者空間の確保

【目標】

歩行者が安全で快適に移動できる道路空間が確保されたまちを目指します。

《方針》

- ・市街地の幹線道路などでは幅の広い歩道や消融雪歩道などの整備を進め、歩行者が安全で快適に移動できる道路空間の確保を図ります。
- ・都市核や観光拠点など多くの人が集まる地域は、活性化や交流人口拡大につながる回遊性に優れた、歩行者ネットワークの形成を図ります。
- ・都市核では、歩行者専用道路や通り抜けが可能な公共的な空間の利用など、市民や観光客が歩いて楽しい、魅力的な歩行者空間の創出を図ります。



公共的な空間を利用して整備された御殿塚

- ・市街地内の鉄道駅や主要なバス停などの交通拠点周辺では、冬期間でも歩行しやすい消融雪歩道の整備などによる、歩行者の安全性やアクセス性の向上を図ります。
- ・通学路や生活道路は、歩道の整備や路側帯の設置など交通安全対策を促進し、歩行者の安全性確保を図ります。

<具体的な取組例>

- ・ネットワーク上での小広場、ベンチの設置
- ・市街地の幹線道路や交通拠点周辺における消融雪道路整備

- ・あんしん歩行エリア<sup>※</sup>の指定やゾーン30<sup>※</sup>などの交通事故対策による安全性の確保

## ●自転車が利用しやすい交通環境の創出

### 【目標】

利便性、安全性が確保された、自転車が利用しやすい交通環境の創出を目指します。

### 《方針》

- ・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン<sup>※</sup>」を参考に、道路管理者、警察など関係機関と一体となった取組みを促進します。
- ・自転車・歩行者・自動車の3者が調和し、安全に安心して自転車が走行できるよう、自転車道など地域の特性に応じた自転車走行空間の確保とネットワーク化を図ります。
- ・都市核など自転車が集中する地域では、駐輪場の新たな整備や既存駐輪場の改善、空き地や幅の広い歩道の活用、建築物への附置<sup>※</sup>の推進などによる駐輪スペースの確保を図ります。

## ④総合交通マネジメント

### ●地域の交通特性に応じた交通環境の構築

### 【目標】

地域の交通特性に応じ、基盤整備とソフト施策の両面から総合的な取組みを展開し、誰もが安全で快適に移動できる交通環境の構築を目指します。

### 《方針》

- ・超高齢社会の到来など社会経済情勢に対応した都市計画道路網への見直し、都市計画道路整備プログラム<sup>※</sup>などの策定を検討し、計画的かつ効率的な都市計画道路の事業実施を図ります。
- ・まちづくりと連携した持続可能な公共交通網の構築を図るため、地域の交通特性と将来像を見据えた公共交通施策の推進に取り組めます。
- ・都市核では、低炭素社会の実現、まちなかの賑わい創出や歩行者の回遊性、安全性の向上を図るため、駐車施策の検討を進めます。
- ・鉄道駅やバスターミナルなどの交通拠点は、多様な交通手段との結節機能の強化や周辺環境の整備を促進し、安全かつ円滑な交通の確保と交通機関相互の乗り継ぎの利便性向上を図ります。
- ・市民・NPO、事業者、行政などが連携し、道路交通混雑の緩和や環境負荷の軽減に向けた、交通需要マネジメント<sup>※</sup>の検討を推進します。

- ・モビリティ・マネジメントの取組みを検討し、市民が公共交通や徒歩、自転車など多様な交通手段を適度に利用できる環境づくりを進めます。

<具体的な取組例>

- ・市民の交通行動把握のためのパーソントリップ調査<sup>※</sup>の実施による交通施策の検討

## ●まちづくりと連携した交通体系の形成

### 【目標】

まちづくりと連携した交通体系の形成を図り、魅力と活力ある山形市の将来都市像の実現を目指します。

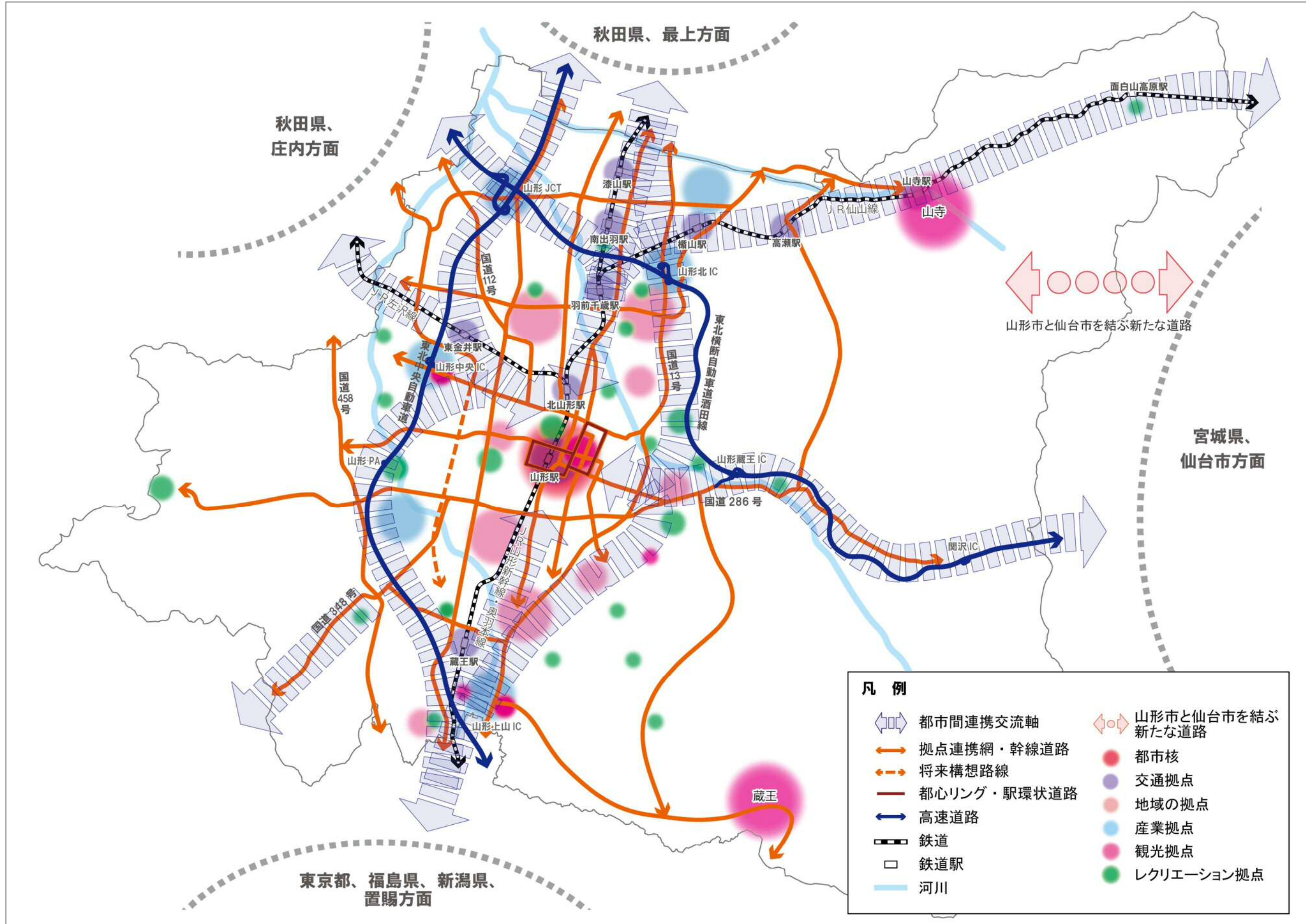
### 《方針》

- ・歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、都市核と拠点、各拠点間、または拠点と住宅地や集落を結ぶ利便性の高い公共交通網の形成を図ります。
- ・鉄道駅や主要なバス停周辺など交通利便性に優れた交通拠点は、その特徴を活かし、交通計画と土地利用計画が一体となったまちづくりを進めます。
- ・観光拠点へのアクセス性向上、観光バスなどの駐停車施設の確保や快適に回遊できる歩行者空間の形成など、観光客の誘致に繋がる交通施策の検討を進めます。
- ・都市の低炭素化、拠点ネットワーク型集積都市の実現、超高齢社会への対応など持続可能なまちづくりに向け、超小型モビリティなどをはじめとする電気自動車や高度道路交通システム（ITS）<sup>※</sup>などの新たな交通技術の活用について、検討を進めます。

<具体的な取組例>

- ・電気自動車、燃料電池自動車の需要に対応した充電・充填施設の配置・整備の検討
- ・超小型モビリティなど、車両サイズに対応した駐車空間の検討

# 交通体系方針図



凡例

	都市間連携交流軸		山形市と仙台市を結ぶ新たな道路
	拠点連携網・幹線道路		都市核
	将来構想路線		交通拠点
	都心リング・駅環状道路		地域の拠点
	高速道路		産業拠点
	鉄道		観光拠点
	鉄道駅		レクリエーション拠点
	河川		

## 第3節 都市環境・みどり・景観の方針

### (1) 基本的な考え方

市街地の規模や交通体系などの都市構造は、二酸化炭素排出量に大きな影響を与えており、地球温暖化をはじめとした環境問題への対策について、まちづくりの面においても取り組んでいくことが重要となっています。このことから、環境負荷の軽減を図りながら、次世代に継承すべき山形市の豊かな自然資源や歴史・文化資源を保全・有効活用し、緑と水の良好な都市空間の創出による市民が暮らしやすい持続可能なまちを構築することにより、自然環境と調和した山形らしい景観の形成を図ります。

### (2) 都市環境・みどり・景観の方針

#### ①低炭素社会の構築

##### ●環境負荷の少ない持続可能なまちづくり

###### 【目標】

低炭素社会の構築に向け、できるだけ環境負荷の少ない、持続可能で活力あるまちづくりを目指します。

###### 《方針》

- ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、総合的かつ計画的な低炭素化への取組みを図ります。
- ・移動に伴うエネルギー使用の削減に向けて、都市機能の集積・維持、公共交通などの利便性向上と利用促進を推進します。
- ・二酸化炭素の吸収源となる緑地などの保全と緑化の推進に努めます。
- ・市民や事業者などが行う建築物の省エネルギー化の取組みへの支援と市民・NPO、事業者、行政が連携して取り組む低炭素都市づくりを推進します。

###### <具体的な取組例>

- ・LEDの活用推進
- ・太陽光発電装置などの省エネルギー型の住宅に対する支援

##### ●地域特性に応じたエネルギー創出

###### 【目標】

地域の特性に応じ、市民・NPO、事業者、行政が一体となってエネルギーが創出されるまちづくりを目指します。



## 《方針》

- ・太陽エネルギーやバイオマスエネルギー※など再生可能エネルギー※の利活用を促進し、エネルギーを地産地消する仕組みの構築を図ります。
- ・再生可能エネルギーやガス燃料などを活用し、地域内の熱需要に対応した容量のコージェネレーション※設備の導入など、地域の面的なエネルギー事業を推進します。
- ・公共施設の屋上などを活用した太陽光発電、地下水を利用した無散水消雪など、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・市民主体によるエネルギー創出の取組みに対し支援を図り、市民のエネルギーを通じた自治意識とまちづくり意識の醸成を促進します。

### <具体的な取組例>

- ・山形の自然を活かした再生可能エネルギー導入検討
- ・事業系再生可能エネルギー発電設備導入支援
- ・防災拠点施設への再生可能エネルギー導入検討

## ②緑と水の空間

### ●うるおいとやすらぎを与える緑と水の保全・活用

#### 【目標】

市域の東側に広がる蔵王連峰、西側の西部丘陵地、市内を縦貫している馬見ヶ崎川など、緑と水の自然環境は、市民にうるおいとやすらぎを与えるものであり、より一層の保全と活用を目指します。

#### 《方針》

- ・馬見ヶ崎川、須川、立谷川など都市の骨格を形成する河川は、親しみやすい緑と水の空間であり、市民のふれあいの場としてより一層の保全と活用を図ります。
- ・生物多様性が適切に保たれ、自然と調和したまちづくりに努めます。

### <具体的な取組例>

- ・河川公園再整備の検討

### ●特色ある公園・緑地の整備と維持管理

#### 【目標】

公園や緑地は、市民の憩いの場であるとともに、都市環境の維持・改善機能を有するほか、地域の魅力を高める資源として活用できることから、特色ある施設整備の推進と適正な維持管理を目指します。

### 《方針》

- ・市民のレクリエーションや交流の場として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した公園づくりと市街地内の公園空白区域※解消を推進します。
- ・歴史・文化資源や今ある資源（ストック）を有効に活用し、周辺の状況と調和した公園や空間の整備を進めます。
- ・市民が利用しやすい公園とするため、市民やボランティアの協力を得ながら既存公園の適正な維持管理に努めます。

### ＜具体的な取組例＞

- ・時代のニーズ即した都市公園のあり方検討と機能の再編

## ●緑と水のネットワークづくり

### 【目標】

山形城跡や山形五堰など山形市固有の歴史・文化資源は、山形らしさを演出する重要な緑と水として保全・活用し、回遊性や緑と水の持つ機能の向上を目指します。

### 《方針》

- ・馬見ヶ崎川などの河川や山形五堰を活用し、緑の拠点である山形城跡や薬師公園など市街地に点在する歴史・文化資源を相互に結ぶ、緑と水のネットワークの形成を図ります。
- ・山形市が保有する豊かな自然資源、公園・緑地、街路樹や緑道などを維持・保全し、生態系の基盤となる緑と水の連続性が確保された都市空間の創出を図ります。

### ＜具体的な取組例＞

- ・山形五堰や霞城公園の整備

## ●緑あふれる市街地環境の維持・充実

### 【目標】

市民・NPO、事業者、行政が一体となって緑化を推進し、緑あふれる市街地環境の維持・充実を目指します。

### 《方針》

- ・公共公益施設の緑化をより一層進めるとともに、住宅地・商業地・工業地など民有地においても緑化を推進し、花と緑にまつまれた豊かな市街地環境の形成を図ります。

- ・地域の合意のもと、地域の特性や個性を印象付ける街路樹の整備などにより、潤いや安らぎのある道路空間の創出に努めます。
- ・市民が気軽に農業体験できる市民農園などについては、まちの小さな庭として捉え、緑地機能を補完し、あわせて延焼防止などの防災機能などを有するオープンスペース<sup>※</sup>として、より一層の創出を進めます。
- ・市民主体の緑化活動を促進し、地域の身近な緑の維持充実と地域コミュニティ育成やまちづくり意識の醸成を図ります。
- ・保存樹制度<sup>※</sup>を活用し、保存樹などの所有者への支援を図りながら、緑を維持・保全します。

<具体的な取組例>

- ・みどりのスポットづくり、花苗生産活動、花苗生産支援により緑化推進
- ・環境美化活動や緑化推進活動に対する表彰・顕彰

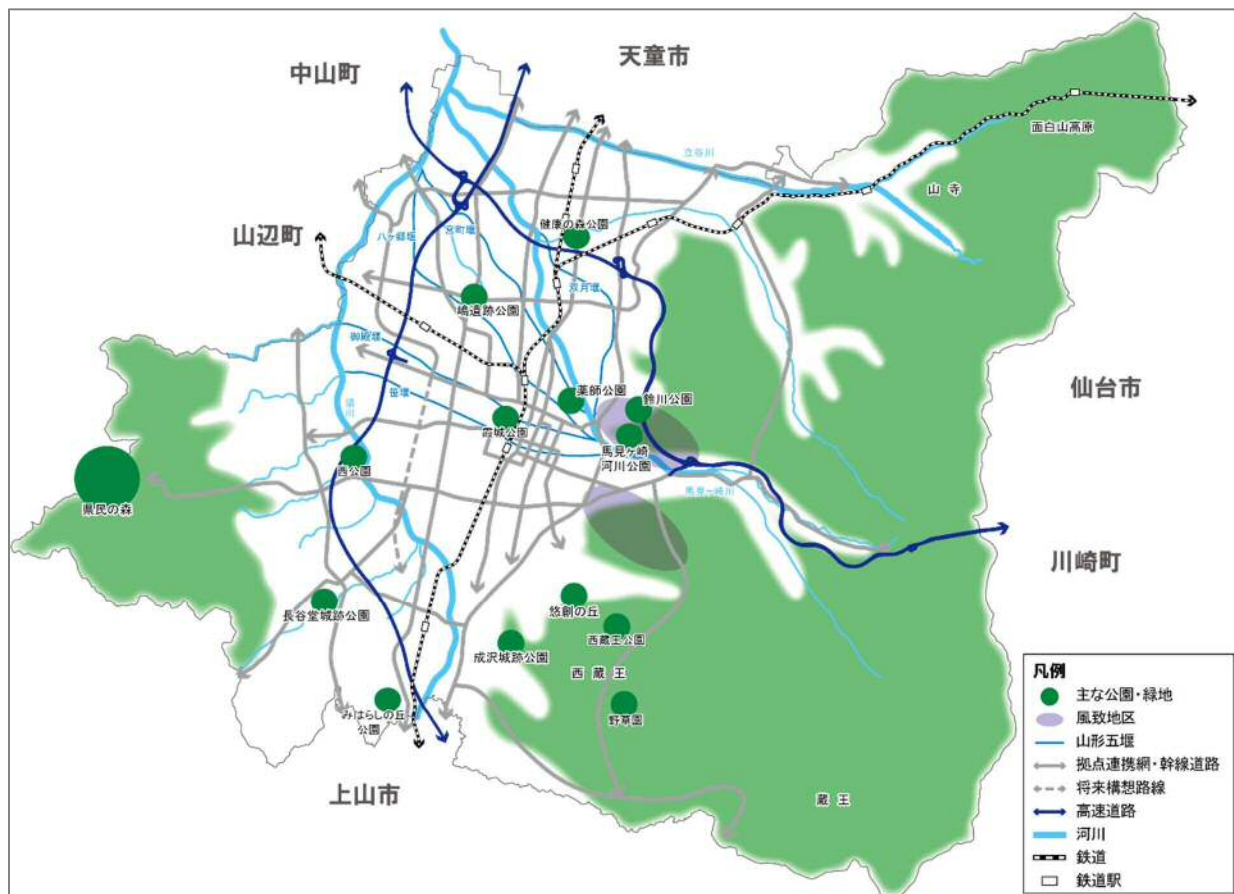


図 都市環境・みどりの方針

### ③景観

#### ●自然景観の保全・活用

##### 【目標】

山形市の景観を形づくる美しい山並みや緑豊かな田園風景と調和した景観の保全・活用を図り、心に残る風景づくりを目指します。

##### 《方針》

- ・里山など山裾については、緑地の保全・活用のほか、建築物を建築する際は背景の自然への調和に配慮するなど、山形市全体のイメージ構造におけるふちどりの明確化を図ります。
- ・「山形市民の歌」に歌われる蔵王連峰などの山並みを、ランドマーク<sup>※</sup>としてより一層象徴するため、多くの人々が訪れる市街地から眺望することのできる視点場<sup>※</sup>づくりを進め、美しい風景を望めるまちづくりを図ります。
- ・観光・レクリエーション拠点などと一体的な活用を図ることで、周囲の山々から田園風景や市街地を一望できる視点場の魅力を高め、田園と都市が調和した、山形市の印象的な姿を多くの人々が共有する、美しい風景の保全に努めます。
- ・馬見ヶ崎及び千歳山風致地区<sup>※</sup>は引き続き保全を図ります。

##### <具体的な取組例>

- ・市街地から美しい風景を望める視点場づくりの設定に向けた検討・協議
- ・風致地区の指定や景観法の活用などについての検討

#### ●美しい市街地景観の形成

##### 【目標】

歴史・文化資源や市街地内のみどりを生かし、山形市の財産として市民が誇りに感じられる美しい市街地景観の形成を目指します。

##### 《方針》

- ・人口30万人都市に相応しい景観計画を策定し、都市景観の向上を図ります。
- ・都市核では、みどりの保全と緑化の推進などにより、来訪者をもてなす都市景観の創出と魅力的な景観の形成を図ります。
- ・歴史・文化資源が数多く点在する都市核では、調和のとれた美しい景観の形成と良好な市街地環境の向上を図るため、歴史的な風情や街並みの保全と建築物の色彩・高さの統一、屋外広告物の規制・誘導などを進めます。

- ・霞城公園をはじめとした公園や寺院などに点在する樹木は、まちに潤いと曲線の持つやわらかさを与え、美しい景観に資する緑として、保全・活用するとともに、アイストップ<sup>※</sup>やまちのシンボルとなるような、緑の効果的な配置に取り組めます。

＜具体的な取組例＞

- ・山形市景観条例の見直しの検討  
（景観地区<sup>※</sup>の指定、景観重要建築物や景観重要樹木<sup>※</sup>の指定等）
- ・電線類の地中化

## ●地域の個性を活かした景観形成と魅力づくり

### 【目標】

地域ごとの個性を踏まえ、市民が親しみをもてる地域の景観形成と魅力づくりを目指します。

### 《方針》

- ・市民・NPO、事業者、行政における景観形成に対する認識の共有のもと、「山形市景観条例」におけるまちなみデザイン活動<sup>※</sup>に対する助成や、適切なまちづくり手法の提示などの行政支援により、市民主体の個性ある地域景観の形成を図ります。
- ・景観に大きな影響を与える大規模な建築物に対する色彩の誘導、駐車場をはじめとした敷地内空地の緑化の推進、また、景観に関するガイドライン等に沿った景域ごとの課題の提示などにより市民が親しみをもてる景観の形成を図ります。
- ・住宅地では建築物の高さ制限、敷地内緑化などによる、緑豊かな住宅地景観の形成を図ります。
- ・山寺地区や蔵王温泉地区などの観光拠点は、来訪者をもてなす景観づくりを進めるとともに、まちなみデザイン協定の策定支援などにより、観光施設と一体化した魅力的な景観づくりを図ります。

＜具体的な取組例＞

- ・景観資産の発掘と保全を目的とした表彰・顕彰

## 第4節 安全・安心なまちづくりの方針

### (1) 基本的な考え方

平成24年度に実施した「山形市都市計画マスタープラン見直しに係る市民アンケート調査」では、市民が行政に対して最も望むことは「災害に強いまちづくり」であり、その対応が求められているため、更なる都市の防災性向上を図り、万が一、災害が起きても被害を最小限に食い止めることができる災害に強いまちづくりを進めます。

また、子ども、高齢者や障がい者にやさしく、市民一人ひとりが地域社会の豊かさを感じ、今後も安全に安心して暮らし続けることができるまちづくりを展開します。

### (2) 安全・安心なまちづくりの方針

#### ①都市防災

##### ●災害に強いまちづくり

###### 【目標】

地震、大火、風水害、土砂災害や火山噴火などに対応するため、都市基盤の強靱化を進め、災害に強いまちづくりを目指します。

###### 《方針》

- ・計画的かつ効率的な都市施設の整備を図り、大規模災害に対応できる強靱な都市基盤の形成を推進します。
- ・建築物の不燃化や延焼遮断機能を確保するために、防火地域<sup>※</sup>や準防火地域<sup>※</sup>の指定について、土地利用の動向や地域の実情にあった内容への見直しを行います。
- ・液状化が想定される地域の洗い出しを行うとともに、民間建築物の耐震診断や耐震化への支援・啓発の取り組みを行います。
- ・住宅が密集し消防防災活動などが困難な地域は、民間主導による地区計画制度の活用を働きかけ、避難経路や地区避難場所の確保を誘導するなど、防災機能の向上と居住環境の改善を支援します。
- ・近年のゲリラ豪雨といった局地的な大雨や台風などによる風水害や土砂災害に備えて、関係機関と連携し、雨水排水対策、河川改修などの治水対策及び砂防対策の充実に努めます。
- ・蔵王山の噴火に備え、関係機関と連携し、火山対策の充実に努めます。
- ・各種ハザードマップの普及・周知に努め、防災意識の高揚と啓発を図ります。

- ・避難所となる公共施設の建て替えに際しては、既存の施設の位置や地域の居住人口などに配慮します。
- ・延焼の防止や避難場所としての機能を有する都市公園の整備を進めます。

<具体的な取組例>

- ・公共施設の耐震化
- ・下水管（雨水）の整備

## ●災害発生時の安全確保

### 【目標】

市民の生活を守るため、災害発生時の交通ネットワーク確保や防災性の一層の向上を目指します。

### 《方針》

- ・都市計画道路などの道路整備において、災害発生時の通行遮断の防止や避難時の安全性を考慮した、適切な幅員と交通ネットワークの確保を図ります。
- ・災害発生時の避難の際に支障となり得る囲障物などの撤去を推奨し、緊急車両などの円滑な通行を確保するとともに、地域住民に対し、更なる安全確保に向けた迂回ルートなどの事前検討について啓発を行います。
- ・骨格道路沿いは、人的被害の低減や延焼の遮断を目的として、建築物の不燃化や耐震化、電線類の地中化、落下物対策の強化などを働きかけます。
- ・緊急輸送道路沿いの沿道業務地は、災害発生時に一時避難が可能な地区避難場所や地区避難所となる施設、緊急物資の搬送拠点となる施設などの立地を促進します。
- ・延焼防止の役割を兼ね備えた都市計画道路などの骨格道路、公園や緑地は、適正な維持管理に努めます。

<具体的な取組例>

- ・無電柱化
- ・一時避難場所に指定されている公園のバリアフリー化

## ●克雪対策

### 【目標】

雪に強い都市基盤の整備や交通ネットワークの確立などにより、快適な定住環境の実現を目指します。

## 《方針》

- ・冬期における安全で円滑な道路交通が確保されるよう、道路網の整備を計画的かつ効率的に行います。
- ・幹線道路などの主要な道路、路線バスの運行経路や通学路は、雪に強い交通ネットワークの確立を図ります。
- ・多くの市民や観光客が集まる中心市街地などの道路や、歩行者ネットワークの確保が必要である道路は、必要に応じた消融雪設備の整備を推進します。
- ・除排雪体制を補完するため、地域による除排雪作業に対し引き続き支援を図ります。
- ・地域間のバランスを考慮した、排雪場の適正な配置と確保を検討します。
- ・既存の都市基盤を活用した雪処理施設整備について、技術面、コスト面などの状況を踏まえた可能性を検討します。

### <具体的な取組例>

- ・市街地の幹線道路や交通拠点周辺における消融雪道路整備（再掲）

## ②誰もが安心して暮らせる環境づくり

### ●誰にでもやさしいきめ細やかなまちづくり

#### 【目標】

ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>に配慮したまちづくりを進め、誰もが安全で豊かに暮らすことのできる生活環境と移動環境の形成を目指します。

#### 《方針》

- ・「山形県みんなにやさしいまちづくり条例<sup>※</sup>」を踏まえ、誰もが生活を円滑に営むことのできるまちづくりを推進します。
- ・外国人や観光客を含むすべての人に配慮した公共的な空間の質の向上に努めます。
- ・多様な人々が利用する、公共公益施設や集客施設、鉄道駅やバス停などは、使いやすさと移動しやすさなどに配慮し、より一層のバリアフリー化を推進します。
- ・電線類の地中化を推進し、誰もが安心して歩ける歩行者環境の確保を図ります。

### ●防犯のまちづくり

#### 【目標】

防犯活動とまちづくりを相互に組み込むことで防犯性の向上を図り、安心して暮らせる生活環境づくりを目指します。



## 《方針》

- ・道路、公園や緑地などの整備や維持管理に際しては、見通しや照度を確保し、防犯性の向上を図ります。
- ・町内会などの地域住民が主体となって管理している公衆街路灯について、防犯上欠かすことのできない重要な設備として継続して支援します。
- ・犯罪を抑止するため、日頃から快適で活力あるまちをつくることが防犯にも効果を有するという観点に立って、景観形成や地域の活性化など幅広い視野からまちづくりに取り組みます。

### <具体的な取組例>

- ・中心市街地における防犯カメラの設置

## ③交通安全

### ●交通事故の防止

#### 【目標】

様々な交通手段の利用者が安全に利用できる交通環境の確立と、交通安全に関する活動を進め、交通事故のない安全で安心なまちづくりを目指します。

#### 《方針》

- ・道路は、危険箇所の改良や交通安全施設の充実など計画的な整備を推進します。
- ・都市核などの歩行者通行量が多い地域を中心として、歩車分離の推進など面的な整備を進め、交通安全の向上に努めます。
- ・通学路などは、児童、生徒や高齢者などの歩行者の安全を守るため、段差の解消や交通規制（最高速度制限・流入制限）の適正化を推進します。
- ・住宅地内の生活道路は、通過交通<sup>※</sup>の抑制など面的な交通事故防止対策を行い、安全が確保されたまちづくりを進めます。
- ・日常生活において誰もが安全に道路を通行するため、交通安全に関する教育や啓発活動による市民意識の向上を図ります。

### <具体的な取組例>

- ・市道における交通事故防止対策（道路標識・カーブミラー・ガードレールの設置、交差点における路面カラー化・ドットライン<sup>※</sup>等路面表示）
- ・あんしん歩行エリアの指定やゾーン30などの交通事故対策による安全性の確保（再掲）

#### ④健康・医療・福祉・子育て

##### ●健康・医療・福祉・子育て環境づくり

###### 【目標】

誰もが健康で安心して暮らせるために、健康増進を支援する環境づくりを目指すとともに、子ども、高齢者、障がい者及びその家族にとっても、安心して住み、働くことができる地域規模の医療・福祉・子育て環境づくりを目指します。

###### 《方針》

- ・身近な歩行環境、健康づくりができる都市基盤を整備することにより、市民の健康増進を支援し、健康寿命を延ばしていきます。
- ・豊かな自然環境にあっても、安心して子育てができる生活環境を維持するため、適切な土地利用を推進します。
- ・高齢者や障がい者を対象とするサービスの充実に向けて、適正な施設配置が可能となる土地利用の検討を進めます。
- ・都市核、各拠点及び拠点周辺部における子育て支援関連施設の整備・充実により、安心して働くことができる環境づくりに努めます。
- ・日常生活サービス機能の集積・維持を図り、地域包括支援センター<sup>※</sup>や障がい者相談支援センター<sup>※</sup>などの福祉関係機関と連携しながら、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めます。
- ・子ども、高齢者、障がい者及びその家族が健やかに暮らすため、広場などのオープンスペースを、健康づくりや地域の交流の場として活用できる環境づくりを支援します。
- ・山形大学医学部附属病院といった最先端施設を活かしながら、国内外からの医療観光<sup>※</sup>を受け入れる交通ネットワークの整備やその他必要な基盤づくりと、雇用創出につながる医療関連産業の振興を進めます。

###### <具体的な取組例>

- ・歩きやすい環境の整備（歩道の整備、道路改良、街歩きマップ等）
- ・みどりに親しむ環境整備（公園・緑地の整備、園芸福祉<sup>※</sup>・花育活動・健康ウォーキングの実施等）
- ・外出を促す環境整備（バス定期券補助、ICカード導入等）
- ・必要な介護サービスが受けられる施設の整備
- ・南部への児童遊戯施設の整備

## 第5節 暮らしを支える施設の方針

### (1) 基本的な考え方

市民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、暮らしを支える公共公益施設やその他都市施設※におけるサービス機能の維持・充実を図るとともに、地域の拠点などの拠点形成に向けて、教育、医療、福祉施設などの機能が適切に確保されたまちづくりを行います。

### (2) 暮らしを支える施設の方針

#### ①公共公益施設

#### ●拠点形成に資する施設の利活用

##### 【目標】

公共公益施設の更新や移転、新設時にあわせて、拠点形成に資する今ある資源（ストック）の有効活用、複数機能の合築や多機能化を目指します。

##### 《方針》

- ・超高齢社会に対応した、効率的・効果的で持続可能なまちづくりの視点を踏まえて、公共公益施設の新設や移転を行う際は、今ある資源（ストック）を有効活用し、拠点形成に資する適正な機能の配置と、これと連携した交通体系の形成を図ります。
- ・既存の公共公益施設の更新の際は、地域の実情など総合的な観点を踏まえて、拠点形成の際の重要な要素となる、複数機能の合築や多機能化を検討します。
- ・公共公益施設に関する建替え計画などの情報を共有化し、複数の機能の合築や多機能化に活かします。

##### <具体的な取組例>

- ・周辺市町との相互利用

## ②その他都市施設

### ●その他都市施設の適正な配置と既存施設の機能維持

#### 【目標】

安全で快適な暮らしを支えるために、新たに都市施設を整備する場合は、適正な配置に努めるとともに、既存施設の機能維持を原則として、施設の効率的な利活用を目指します。

#### 《方針》

- ・新たにその他都市施設を配置する場合は、周辺状況を勘案し、適正な配置に努めるとともに、あわせて、既存の施設は機能維持を原則とし、効率的な利活用を進めます。
- ・清潔で衛生的な暮らしを支えるため、整備が概ね完成している上水道、公共下水道などの機能を維持し、安全で良質な水の供給と、適切な汚水排水処理を行います。
- ・安全で快適な暮らしを支えるため、雨水排水処理は、河川改修にあわせて管渠の整備を図ります。
- ・上下水道施設やごみ処理施設などの施設を活用した、資源循環やエネルギー循環の取組みを進めます。

## ③計画的な施設の維持・管理

### ●社会基盤の長寿命化、施設の維持・管理

#### 【目標】

道路、橋梁、上下水道や公園などの社会基盤や公共公益施設については、計画的な維持・管理により、長寿命化によるコスト縮減と日常生活サービス機能の確保を目指します。

#### 《方針》

- ・老朽化した道路、橋梁、上下水道、公園などの社会基盤の計画的な機能維持を進めます。
- ・公共公益施設の長寿命化を図り、日常生活サービス機能の確保を図ります。
- ・「山形市公共施設等総合管理計画」<sup>※</sup>に基づき、公共公益施設の新設、維持管理、建替えや廃止などについて、市民ニーズの変化に対応した最適な方法を検討します。

#### <具体的な取組例>

- ・P F I<sup>※</sup>や指定管理者制度の導入拡大

## 第6節 市民参加・共に創るまちづくりの方針

### (1) 基本的な考え方

今後のまちづくりにおいては、地域ごとのまちづくり活動が必要不可欠となるため、支援の強化を行い、市民・NPO、事業者、行政が互いに補完関係を築き、協力しながら暮らしやすい地域社会の形成に向けた共に創るまちづくりを推進します。

### (2) 市民参加・共に創るまちづくりの方針

#### ●地域、市民・NPO、事業者などのまちづくり活動への支援

##### 【目標】

地域、市民・NPO、事業者などのまちづくり活動への支援の強化を行い、地域、市民・NPO、事業者と行政が連携したまちづくりの仕組みづくりと拠点の形成を目指します。

##### 《方針》

- ・自治会、町内会などの自治組織が相互に連携を図り、地域や市民の連帯意識の醸成やコミュニティ活性化を図ります。
- ・地域、市民・NPO、事業者などに積極的なまちづくり活動への参加を働きかけ、地域規模のまちづくり活動の活性化を図ります。
- ・地域の自主的なまちづくりの活動に対する支援や、まちづくりの専門家派遣などによる研修や情報提供などの取組みを進めます。
- ・地域同士のネットワークを構築し、まちづくり活動に関して周知と理解を促し、活動の拡大や質の向上につながる支援を行います。



## ●まちづくりのルールづくりや情報共有

### 【目標】

地域が主体となったまちづくりを進めるとともに、地域力を高めるため、山形市の将来都市像やまちづくりの方針を共有し、地域にふさわしいルールづくりを目指します。

### 《方針》

- ・山形市の将来都市像やまちづくりの方針を周知するため、専門家の紹介や派遣などにより、地域のまちづくり意識の醸成を図ります。
- ・地域が主体となったまちづくりを支援するため、地域に関するデータなど基礎資料の共有化を図ります。
- ・都市計画マスタープランに位置付けられた施策の実現に向け、地域が主体となった課題解決への取組みを、行政や専門家などとともに行うことを通じて、地域住民の連帯意識の醸成やコミュニティの活性化を進めます。
- ・地域のよりよいまちづくりに向けて、住民主体のまちづくりルールの制定支援を図ります。
- ・都市計画提案制度などの新たな都市計画制度の周知を徹底し、その活用と支援を図ります。

## 参 考 資 料

---

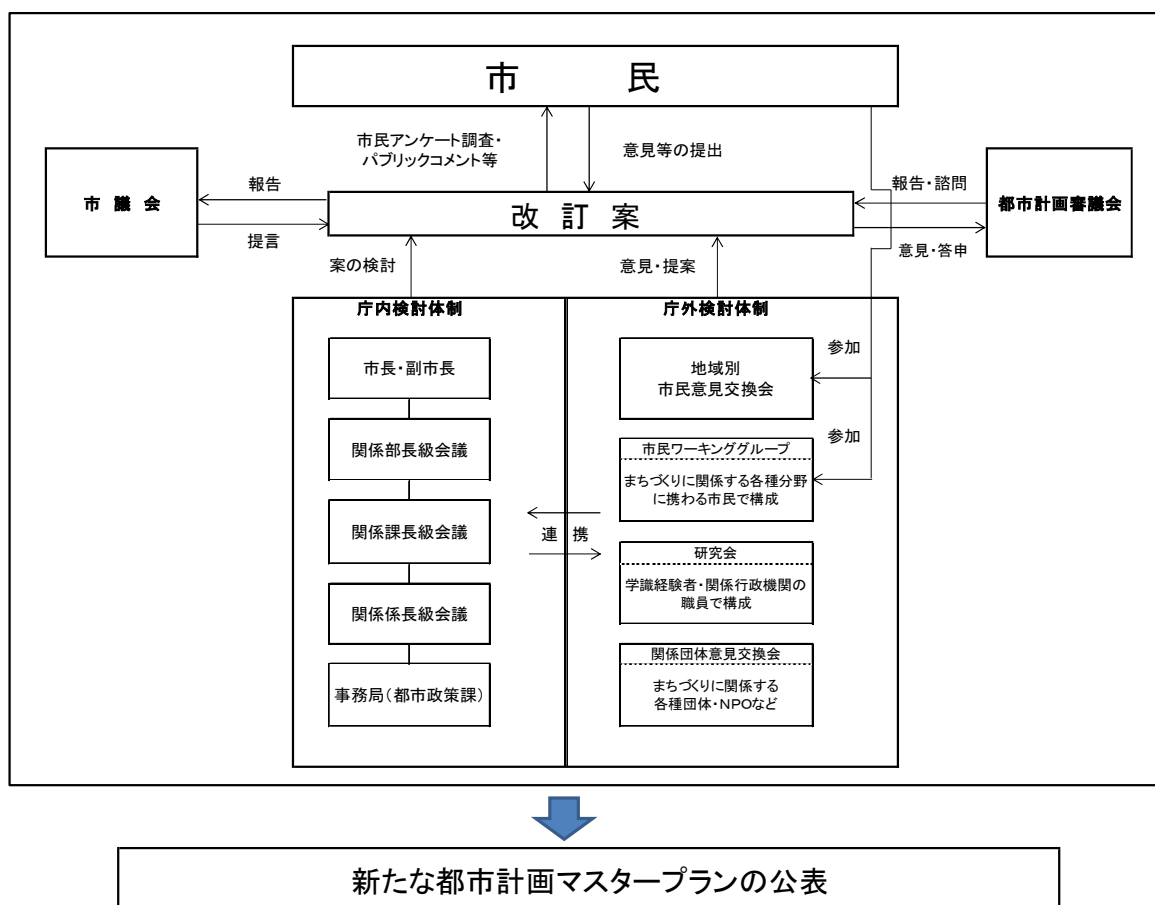
山形市都市計画マスタープラン見直しの検討経緯

## 山形市都市計画マスタープラン見直しの検討経緯

### 1 検討の進め方

- 都市計画マスタープラン見直しの検討にあたっては、市民参加のもと、「各地区での意見交換会」や「市民ワーキング」を通してまちづくりの課題を整理し、素案及び原案の作成を進めました。
- 専門的な視点からの課題を整理するために、学識経験者・関係行政機関による「研究会」を開催するとともに、関係部署との調整により検討を進めました。
- 市民アンケート調査の結果や、素案及び原案については、「市議会」へ報告し、意見を伺い、内容などの修正を行いました。
- 原案については、「パブリックコメント」を実施し、今後、地域のまちづくりや個別計画の策定、施策を推進する際の参考となる意見をいただきました。
- 平成28年度には、平成28年2月に策定した『山形市発展計画』及び『山形市人口ビジョン』が目指す目標やビジョンを反映させるために、再度見直しを行いました。

### 山形市都市計画マスタープランの見直し検討体制





## 2 地域別意見交換会の経緯

●延べ1,004人の市民の方々から参加していただき、市全体及び各地区で抱えるまちづくりの課題について意見交換を行いました。今後、全体構想及び分野別構想から地域のまちづくりに繋げていくため、各地区において引き続き意見交換会を開催する予定です。

### [開催状況]

地区名	第1回		第2回		第3回	
	開催日	参加人数	開催日	参加人数	開催日	参加人数
明治	平成25年10月28日	8人	平成26年10月3日	12人	平成28年10月12日	16人
滝山	平成25年10月28日	2人	平成26年10月3日	11人	平成28年10月12日	7人
大郷	平成25年10月29日	12人	平成26年10月7日	17人	平成28年10月14日	29人
南山形	平成25年10月29日	14人	平成26年10月7日	20人	平成28年10月14日	16人
出羽	平成25年10月31日	16人	平成26年10月9日	15人	平成28年10月19日	21人
西山形	平成25年10月31日	3人	平成26年10月9日	8人	平成28年10月19日	21人
千歳	平成25年11月1日	19人	平成26年11月4日	28人	平成28年11月14日	29人
本沢	平成25年11月1日	8人	平成26年10月15日	10人	平成28年10月21日	5人
鈴川	平成25年11月6日	8人	平成26年11月10日	20人	平成28年11月16日	39人
南沼原	平成25年11月6日	2人	平成26年10月15日	13人	平成28年10月21日	17人
楯山	平成25年11月7日	7人	平成26年10月17日	13人	平成28年10月25日	20人
山寺	平成25年11月7日	15人	平成26年10月17日	3人	平成28年10月25日	13人
高瀬	平成25年11月12日	6人	平成26年10月31日	6人	平成28年11月9日	14人
飯塚	平成25年11月12日	3人	平成26年11月14日	9人	平成28年11月28日	15人
村木沢	平成25年11月13日	12人	平成26年10月29日	12人	平成28年11月7日	22人
榎沢	平成25年11月13日	11人	平成26年10月29日	46人	平成28年10月31日	35人
東沢	平成25年11月15日	10人	平成26年10月23日	12人	平成28年11月7日	15人
大曽根	平成25年11月15日	9人	平成26年10月28日	17人	平成28年11月2日	6人
蔵王	平成25年11月18日	3人	平成26年11月6日	19人	平成28年11月14日	12人
金井	平成25年11月18日	26人	平成26年11月4日	16人	平成28年11月28日	23人
北部	平成25年11月20日	1人	平成26年11月12日	12人	平成28年11月22日	7人
南部	平成25年11月20日	4人	平成26年11月14日	7人	平成28年11月11日	6人
霞城	平成25年11月21日	2人	平成26年10月28日	6人	平成28年11月2日	10人
中央	平成25年11月21日	3人	平成26年11月6日	13人	平成28年11月9日	7人
元木	平成25年11月22日	1人	平成26年10月31日	1人	平成28年11月11日	2人
江南	平成25年11月26日	1人	平成26年11月18日	6人	平成28年11月25日	4人
東部	平成25年11月27日	4人	平成26年10月21日	5人	平成28年10月27日	18人
西部	平成25年11月27日	0人	平成26年11月18日	3人	平成28年11月25日	5人
合計	210人		360人		434人	

### 3 市民ワーキングの経緯

●まちづくりに関係する各種分野に携わる市民の方々から参加していただき、都市計画マスタープランの全体構想及び分野別構想の課題などについて、幅広く議論を行い、素案及び原案作成に反映しました。

#### [開催状況]

	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 28 年度	
	開催日	参加人数		開催日	参加人数		開催日	参加人数
第 1 回	平成 25 年 6 月 12 日	13 人	第 4 回	平成 26 年 10 月 16 日	12 人	第 7 回	平成 28 年 12 月 9 日	10 人
第 2 回	平成 25 年 10 月 1 日	12 人	第 5 回	平成 27 年 1 月 29 日	12 人			
第 3 回	平成 26 年 1 月 31 日	13 人	第 6 回	平成 27 年 2 月 6 日	9 人			

#### [開催内容]

	主な内容
第 1 回	都市計画マスタープランの見直しについて
第 2 回	都市計画マスタープランの全体構想について [都市づくりの現状と課題、都市づくりの目標、将来都市構造、都市計画マスタープラン分野別構想の方向性]
第 3 回	都市計画マスタープランの構成と分野別構想について
第 4 回 第 5 回	都市計画マスタープランの全体構想及び分野別構想(素案)について
第 6 回	都市計画マスタープラン将来都市構造の実現に向けて
第 7 回	都市計画マスタープランの全体構想及び分野別構想(素案)について

### 4 研究会の経緯

●都市計画に精通している学識経験者及び関係機関の方々から参加していただき、都市計画マスタープラン全体構想及び分野別構想の基本的考え方などについての調査研究と討議を行い、素案及び原案作成に反映しました。

#### [研究会の構成]

学識経験者	3 名	関係機関(国・県・市)	5 名	計	8 名
-------	-----	-------------	-----	---	-----

#### [開催状況]

	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 28 年度	
	開催日	参加人数		開催日	参加人数		開催日	参加人数
第 1 回	平成 25 年 6 月 10 日	6 人	第 4 回	平成 26 年 10 月 7 日	7 人	第 7 回	平成 29 年 1 月 19 日	8 人
第 2 回	平成 25 年 10 月 11 日	8 人	第 5 回	平成 27 年 2 月 2 日	7 人			
第 3 回	平成 26 年 2 月 4 日	7 人	第 6 回	平成 27 年 2 月 6 日	7 人			

**開催内容]**

	主な内容
第1回	都市計画マスタープランの見直しについて
第2回	都市計画マスタープランの全体構想について [都市づくりの現状と課題、都市づくりの目標、将来都市構造、都市計画マスタープラン分野別構想の方向性]
第3回	都市計画マスタープランの構成と分野別構想について
第4回 第5回	都市計画マスタープランの全体構想及び分野別構想(素案)について
第6回	都市計画マスタープラン将来都市構造の実現に向けて
第7回	都市計画マスタープランの全体構想及び分野別構想(素案)について

**5 関係団体意見交換会**

●まちづくりに関係する各種団体・NPOなどから参加していただき、都市計画マスタープランの見直しにおける検討体制や課題などについて議論を行い、都市計画マスタープランの見直しにおける検討体制づくりを進めました。

**[開催状況]**

	開催日	参加団体	主な内容
第1回	平成25年3月25日	13団体	都市計画マスタープランの見直しについて 今後の検討体制とスケジュールについて 都市の現状と今後の見通しについて 都市づくりの課題について

**6 山形市都市計画審議会及び庁内会議等の経緯**

**[山形市都市計画審議会の構成]**

第1号委員 市議会議員 4名	第2号委員 知識経験を有する者 14名	計 18名
----------------	---------------------	-------

**[関係部署の組織等]**

総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、環境部、福祉推進部、子育て推進部、商工観光部、農林部、まちづくり推進部、消防本部、上下水道部、教育委員会

**[関係課]**

広報課、防災対策課、財政課、資産税課、企画調整課、市民課、環境課、ごみ減量推進課、長寿支援課、障がい福祉課、子ども保育課、雇用創出課、山形ブランド推進課、観光物産課、農政課、農村整備課、森林整備課、都市政策課、建築指導課、公園緑地課、管理住宅課、河川道路整備課、道路維持課、消防本部警防課、上下水道部経営企画課、教育委員会管理課、社会教育青少年課、スポーツ保健課

[開催状況]

検討事項	関係課 係長級会議	関係課 課長級会議	関係部 部長級会議	都市計画 審議会
都市づくりの課題 検討の進め方	平成25年 3月 4日 平成25年 5月15日	平成25年 6月25日	平成25年 7月26日	平成25年 8月 9日 (報告)
全体構想及び 分野別構想素案	平成25年11月15日  平成26年 5月12日  関係課への照会に より対応	平成26年 1月27日  平成26年 5月27日  平成28年 6月22日 平成28年 6月29日 平成28年 8月22日	平成26年 2月10日 平成26年 3月18日 平成26年 6月26日 平成26年 7月16日  平成28年 7月14日 平成28年 9月 9日	平成26年11月 7日 (懇談会)  平成28年11月18日 (報告)
全体構想及び 分野別構想原案	関係課への照会に より対応	平成27年 1月21日  平成29年 1月22日	平成27年 2月 4日  平成29年 1月22日	平成27年 2月23日 (報告) 平成27年 7月10日 (諮問) 平成29年 2月15日 (諮問)

7 市議会報告等の経緯

[報告の状況]

日時等		報告内容
平成 25 年 5 月 24 日	環境建設常任委員会	市民アンケート調査について
平成 26 年 9 月 19 日	環境建設常任委員会	全体構想及び分野別構想素案
平成 27 年 3 月 17 日	環境建設常任委員会	全体構想及び分野別構想原案
平成 27 年 3 月 20 日	全員協議会	
平成 27 年 6 月 24 日	環境建設常任委員会	パブリックコメントの実施結果
平成 28 年 10 月 3 日	環境建設常任委員会	全体構想及び分野別構想素案
平成 28 年 10 月 5 日	全員協議会	
平成 29 年 3 月 13 日	環境建設常任委員会	全体構想及び分野別構想原案
平成 29 年 3 月 15 日	全員協議会	

## 8 パブリックコメントの実施結果

### [実施概要と結果]

●実施案件名 山形市都市計画マスタープラン全体構想(原案)及び分野別構想(原案)

●実施期間 平成27年4月15日(水)から平成27年5月14日(木)

●実施結果

提出方法	人・団体	件数
ホームページ	1人	9件
電子メール	2人	3件
持参	1団体	7件
合計	4(3人、1団体)	19件

・計画原案全体に対する意見 4件

・計画原案の項目ごとに対する意見 6件

・計画原案に対する意見以外のもの 9件

### [意見に対する市の考え方とその対応状況]

① 計画原案のとおりとするもの	6件
② 地域別構想策定の参考とするもの	1件
③ 個別計画策定や施策を推進する際の参考とするもの	3件
④ その他とするもの(計画原案に対する意見以外のため)	9件
計	19件



# 用語集





# 都市計画マスタープラン用語解説

## あ

### ●アイストップ

人の視線を受け止め、注意を引くための建築、オブジェまたは樹林などのこと。

### ●ITS（高度道路交通システム）

Intelligent Transport Systems の略称。情報技術を用いて人と車両と道路を結び、渋滞や事故、環境への影響など、道路交通の諸問題を解決するためのシステムのこと。

### ●あんしん歩行エリア

歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するために、緊急に対策を講ずる必要があると認められる地区において、都道府県公安委員会または関係道路管理者の申請に基づき、国家公安委員会及び国土交通省が指定する区域のこと。対策としては、歩行空間の整備や歩行者・自転車を優先するゾーンの形勢などがある。

### ●安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進めるために策定されたもの。

平成24年11月、国土交通省道路局及び警察庁交通局より道路管理者、都道府県警察に発出。

### ●空き家バンク

空き家物件の情報を、定住を希望する方や空き家の利用を希望する方に山形市が紹介し、空き家の利用促進を図る制度。平成28年8月1日開設。

### ●今ある資源（ストック）

既に市内にある整備済みの公共施設などの都市施設や、歴史・文化資源などを示す。

### ●医療観光

国内外から検査・治療目的の患者を受け入れる医療サービス。温泉治療、特産品料理の食事、名所・旧跡巡りなどと組み合わせ提供されることが多い。

### ●NPO

Non Profit Organization の略称。民間非営利活動組織などと略され、非営利（利潤の追求や利益の配分を目的としない）で自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体。

### ●園芸福祉

地域社会の中で、様々な人たちが同じ立場で植物を通じた活動を展開して仲間を作り、豊かな地域社会を築きながら「生き生きとした暮らし」の実現を目指す取り組みの一つ。

### ●沿道業務地

山形県緊急輸送道路ネットワーク計画で、第1次緊急輸送道路として位置付けられている骨格道路の沿道など。

●オープンスペース

都市における建築物などのない空いたゆとり空間。公園、緑地、道路、河川、立ち入り可能な空き地など。

## か

●開発許可制度

市街化区域と市街化調整区域の区域区分を担保し、宅地としての適正な水準を確保させることを目的としている。

●観光・レクリエーション拠点

自然資源、歴史・文化資源を活かした交流と憩いの拠点で、市内の主要な観光地、主なスポーツ・レクリエーション施設と、将来、スポーツ・レクリエーション系施設などの配置を検討すべき箇所。

●環状道路

都心の中心地域から、市街地へ、さらに周辺都市に向かって放射状に伸びた道路をリング状に連絡している道路のこと。放射道路への交通を分散し、都市または都心に目的を有さない交通を迂回させる機能がある。

●既成市街地

都市において、既に道路などの都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在するなどして、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法上（都市計画法施行規則第8条）の既成市街地の定義は、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連たんして人口が3,000人以上となっている地域をいう。

●居住環境

住生活の快適性、安全性、健康性などの人が生活する空間を取り囲む環境で、生活上必要な住宅、道路、公園、下水道などの整備状況など。また、住み心地なども含まれる。

●機能拠点

活動の足場となる重要な地点。都市計画マスタープランでは、暮らしに必要な日常生活サービス機能や雇用、交流を生み出す場などを位置付け、産業拠点、観光・レクリエーション拠点、交通拠点、地域の拠点の4つに分類している。

●拠点連携網

都市核と拠点、各拠点間を結ぶ主要道路（国道、県道、市道など）や公共交通。（鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー等）

●緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。

第1次緊急輸送道路は、県庁や地方生活圏中心都市などの防災拠点をネットワークとして連絡する道路で、第2次緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路と他の防災拠点を連絡する道路として位置付けられている。

●グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

●景観重要建築物

景観法に基づき、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るために指定する、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）のこと。

●景観重要樹木

景観法に基づき、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るために指定する、地域の景観上重要な樹木のこと。

●景観地区

景観法に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画として定める地区のことで、建築物のほか、工作物や開発行為等の行為規制等についても、必要に応じて市町村の条例で規制を行うことができる。

●健康医療先進都市

山形市発展計画(平成27～31年度)において山形市が目指す都市ブランド。

●公共公益施設

住民の生活のため必要なサービス施設の総称。明確な定義はないが、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。類似の用語に公共施設がある。

●公園空白区域

市街化区域内を対象とし、誘導距離を半径とした円形の区域（誘導圏域）に含まれない区域で、一団となっておおむね20ha以上の面積を有する区域。

●交通拠点

都市核の中に含まれる交通結節点のほか、交通ネットワーク上に位置し、結節機能を活かし地域活性化を図る拠点で、鉄道駅のほか、周辺の土地利用状況及び公共交通網の整備状況に合わせて、今後想定される主要なバス停など、交通利便性の高さを活かした箇所。

●交通結節点（交通結節機能）

複数あるいは様々な交通手段の接続が行われる場所。鉄道駅やバスターミナルなど、自動車と鉄道などの乗り継ぎ、乗り換えなどが行われる場所やインターチェンジなど自動車交通全体の施設を示す。

●交通需要マネジメント

道路交通混雑の解消・緩和を図ることを目的に、自動車を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化など需要の調整を図る施策の総称。パーク・アンド・ライド、自動車の相乗りの促進、時差出勤、フレックスタイムの導入促進などもその例。略称はTDM（Transportation Demand Management）。

●高度道路交通システム（ITS）

Intelligent Transport Systems の略称。情報技術を用いて人と車両と道路を結び、渋滞や事故、環境への影響など、道路交通の諸問題を解決するためのシステムのこと。

●高密度市街地

市街化区域内の可住地（農地や森林などを含め居住地に転用可能なところ）人口密度が、1ヘクタールあたり100人以上の地域のこと。

●交流人口

山形市を実際に訪れ、又はさまざまな交流により、何らかの経済効果をもたらす人の数のこと。その地域に住んでいる人「定住人口」（居住者、居住人口）に対する概念。

●コージェネレーションシステム

内燃機関、外燃機関などの排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、新しいエネルギー供給システムのひとつである。略してコージェネ、コジェネとも呼ばれる。一般的には熱併給発電（ねつへいきゅうはつでん）または熱電併給（ねつでんへいきゅう）と訳されている。

●国勢調査

日本国内の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる、国の最も重要な統計調査であり、日本国内に住んでいる人・世帯を対象として、5年ごとに行われる。

●コミュニティ

自主的、自立的に住民相互の連帯活動が継続的に行われている、概ね自治会、町内会程度の規模を基本単位とした集まり。

●コミュニティバス

地域住民の交通の利便性向上のため、従来の路線バスによるサービスを補うことを目的とし、地方公共団体が運行に関与する乗合バス。

## さ

●再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

●産業拠点

産業・流通機能を高め、雇用を創出する拠点で、既存の工業・産業団地やその周辺部を中心として、高速道路のインターチェンジなどの広域交通基盤を活用できる区域。

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。これに対して、市街化を抑制する区域を市街化調整区域といい、この2つの区域区分を基礎として、各種の都市計画を定めるとともに開発許可制度を併用することによって計画的、段階的な都市の発展を図ろうとするものである。

●市街化調整区域

市街化を抑制する地域。

●市街地再開発事業

昭和44年に制定された都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築物の敷地とあわせて公共施設の整備を行う事業。施行区域内の権利者の権利の変換方法の違いによって第1種市街地再開発事業(権利変換方式)と第2種市街地再開発事業(用地買収方式)とに区分される。なお、市街地再開発事業、住宅地区改良事業など法律に基づいて行われる再開発を「法定再開発」、優良建築物など整備事業、特定民間再開発事業など法律に基づかない再開発を「任意再開発」という。

●持続可能なまちづくり

地域社会や地域経済に活力があり持続可能であること。また、地域環境も含めて、環境的にも持続可能であることを目指すまちづくり。

●指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・公益法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度。

●視点場

良好な景観を眺望できる場所。

●社会増

他地域からの転入によって生じる人口の増加。

●就業人口

常住地ベースの就業者数。

●従業人口

従業地ベースの就業者数。

●就従比

ある市町村に居住する就業者数(他の市町村へ通勤している人を含む)に対するその市町村で働く従業者数(他市町村から通勤してくる人を含む)の比率のこと。1.0以上が求心力が高いと判断。

●住民基本台帳

住民基本台帳(じゅうみんきほんだいちょう)とは、市町村長が、住民全体の住民票(個人を単位として作成)を世帯ごとに編成し作成する公簿(住民基本台帳法第6条1項)。

●集落

市街地外において、家屋が集まった地域で、地域コミュニティの基礎となる地域。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

●準防火地域

市街地の火災の危険を防止するための措置が防火地域に準じて必要とされるとして、都市計画法で定められた地域。建築基準法では、同地域内の一定の規模以上の建物や木造建築、屋根や延焼の恐れのある範囲の外壁の開口部などに対して規制が定められている。

●障がい者相談支援センター

山形市では、社会福祉士や精神保健福祉士の専門的職員を配置し、関係機関と連携を図りながら、障がいのある人の悩みを聴き、情報提供や課題解決に向けた支援を行なう総合的な相談窓口である「相談支援センター」を設置している。  
山形市内には、市の委託を受けて6のセンターがある。

●商業地域

用途地域の一つで、主に商業等の業務の利便の増進を図る地域である。工場や危険物等に規制があるほかは、風俗施設含めほとんど全ての商業施設が規制なく建築可能である。

●人口集中地区（D I D）

Densely Inhabited District の略称。国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査の基本単位区などが互いに隣接して、合計人口が5,000人以上となる地域。

●人口重心

その地域に住むすべての人が同じ体重と仮定して地図上に乗った場合に、その地図を一点でバランスを崩さずに支えられる点のこと。人間の身体でいえば「へそ」に当たる地点のこと。

●水源かん養

森林の土壌は、かん水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して川の流量を安定化させ洪水を緩和するとともに、森林土壌を通過することで水質を浄化させる機能を持つ。こうした機能を水源かん養機能といい、水源かん養機能を持つ森林を水源かん養林という。

●ストック（今ある資源）

既に市内にある整備済みの公共施設などの都市施設や、歴史・文化資源などを示す。

●スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジで、利用が可能な車両を、E T C搭載車に限定しているインターチェンジ。

●生活拠点

田園集落活用ゾーン及び自然環境維持保全ゾーンにおいて、地域の中心となる集落で、公共施設や店舗などの今ある資源（ストック）が立地し、日常生活に必要な機能が確保された所、今後確保されることが期待できる所や集落のコミュニティの場など。

●生活圈

集落内において、生活の上で、身近な買い物や医療等の日常的な行動の範囲（圏域）。

●生活利便施設

住宅の周辺にある生活に必要な諸々の施設のこと。  
具体的には、銀行・郵便局・スーパーマーケット・商店・飲食店・コンビニエンスストア・診療所など。

### ●生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

### ●ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

### ●創エネルギー

エネルギーを節約する（省エネ）するだけでなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していく考えのこと。

### ●その他都市施設

卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設。特に周辺との調和を図る必要があることから、一定規模以上の施設を都市計画区域内で新築・増築する場合は、都市計画に定める、又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する、のいずれかの方法を取らなければならないとされる。本マスタープランでは、水道、下水道やその他の供給施設も含むものとする。

## た

### ●地域の拠点

市街地機能集積ゾーンにおいて、都市軸周辺の地域の中心となる拠点で、商業・業務・居住・医療系の都市機能の集積が既に進んでいる箇所や、及び周辺の都市機能の状況を鑑み、集積・集約を図ることを今後検討すべき箇所。

### ●地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会。

### ●地域自主運行交通

交通不便地域の解消などを目的とし、地域が主体となって運営する新しい交通システム。

### ●地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各区市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。

山形市内には、市の委託を受けて13のセンターがある。

### ●地区計画

建築物の建築形態、公共施設などの配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細かな計画制度として位置付けられる。このため慎重な計画決定手続きを必要とし、条例に基づく縦覧などの方法により区域内の地権者などの意見を求めて都市計画の案を作成する。

住民が地区の将来像について話し合っただけでまとめた地区計画の案を市町村に申し立て、地区計画を定めるように要請することもできる。

●地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費するという考え方により行われている取り組み。

●中核市

中核市制度は、政令指定都市以外の都市で一定の規模や能力を要する都市に事務権限を委譲し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにして、地方行政を充実させることを目的に設けられた制度。平成27年4月1日現在で全国45市が指定されている。

地方自治法の一部改正により、平成27年4月1日からは「人口20万人以上」を要件とする特例市が廃止され、中核市の要件が「人口30万人以上」から「人口20万人以上」に引き下げられたことにより、人口約25万人の山形市も中核市の要件を満たすことになり、平成31年4月1日からの中核市移行を目指している。

●中心街循環バス

山形市内の中心商店街の活性化を図るため、また、中心街の交通渋滞緩和や高齢者の移動手段を確保するため、山形商工会議所で開催している事業。JR山形駅と香澄町から七日町にかけての中心街を運賃100円（小学校までは無料）で運行している。

●中心市街地活性化基本計画

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき市町村で策定する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。平成26年11月から5年間5ヶ月を計画期間とする新たな計画を策定し、平成26年10月17日内閣総理大臣より認定を受けている。

●中密度（市街地）

市街化区域内の可住地（農地や森林などを含め居住地に転用可能なところ）人口密度が、1ヘクタールあたり80人以上100人未満の地域のこと。

●昼夜間人口比率

常住人口（夜間人口）100人あたりの、昼間人口の割合。

●超高齢社会

総人口のうち、高齢者（65歳以上）の人口割合が21%を超えている社会。

●超小型モビリティ

一人乗り又は二人乗りで移動ができる超コンパクトサイズのクルマ。

高齢者の移動手段として普及すれば、地域の活性化につながることに加え、モノやエネルギーの流通のあり方を変える可能性を秘めている。

●通過交通

ある地域を単に通るだけで、その地域内には目的地をもたない交通のこと。

●低層住宅地

市街地縁辺部において、土地区画整理事業や民間開発などにより、計画的に整備が進められた住宅地。

●低炭素都市づくり

地球温暖化の防止に寄与するため、集約型の都市構造への転換に合わせ、自動車利用から公共交通利用への転換や公園・緑地などの整備による都市気候の緩和などにより二酸化炭素排出量の削減を図る都市づくり。



●低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

●D I D（人口集中地区）

Densely Inhabited District の略称。国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査の基本単位区などが互いに隣接して、合計人口が5,000人以上となる地域。

●デマンド型乗合タクシー

複数の利用者からの予約をもとに、タクシー車両が各利用者宅を經由し、順次目的地まで送迎する運行形態。

●都市核

市街地中心部で、中心市街地活性化基本計画の対象区域を基本に山形駅西地区及び霞城公園などを含んだ地域。

●都市間連携交流軸

都市核と県内外の主要都市を結ぶ高速道路、国道及び公共交通（鉄道、高速バス）。

●都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、文化、スポーツなどの諸活動によって担われる。  
高次都市機能とは、日常生活を営む圏域を越えた広範な地域のたくさんの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能のこと。

●都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

●都市計画道路整備プログラム

道路の整備優先順位及び概ねの整備時期（短期及び中長期）を定めたもの。

●都市計画道路見直し計画

山形市の将来の都市計画道路の整備方針について取りまとめたもの。

●都市景観ガイドプラン（山形市都市景観計画）

景観の向上を通じて、環境の快適性（アメニティ）を高めることを目的とし、山形市環境計画に基づき、「自然のゆたかさ」「まちのうるおい」「まちの誇り」がより確かなものと感じられるよう、総合的に行うべき景観形成の方針を示すもの。平成6年12月策定。

●都市再構築戦略検討委員会

地域の生活・経済活動の中心である地方都市の活力の維持・向上等を目指して、人口減少の局面の下で中長期的な視点に立った都市構造の再構築の推進、都市の国際競争力の向上等に向けた戦略を検討するため、国土交通省で設置。

### ●都市軸

山形市の産業や交流の発展を牽引する2つの主要な交通軸。

南北軸は、鉄道は奥羽本線、道路は東北中央自動車道、(都)上山山形天童線(国道13号)、(都)上山山形西天童線。

東西軸は、鉄道は仙山線、左沢線、道路は東北横断自動車道酒田線、道路は(都)東山形長谷堂線(国道286号、348号)、(都)天童鮎洗線、(都)榎沢山辺中山線、山形市と仙台市を結ぶ新たな道路。

### ●土地区画整理

市街地の整備を行う場合、または新市街地を造成する場合、道路や公園など必要な都市施設の配備を個別的・局部的に行うよりも地区全体にわたって総合的に行うほうが効果的・経済的であり、市街地の面的整理に役立つ都市計画事業のひとつ。

### ●土地利用転換

土地の状態や用途といった利用状況を転換すること。

### ●ドットライン

車線の内側に太い点線(ドットライン)を設置して車線を狭く見せることにより、ドライバーが車の速度を無意識に下げようとする対策。

### ●トランジットモール

自家用自動車及び貨物自動車の通行を制限し、バス、路面電車、LRT(ライトレール)、タクシーなどの公共交通機関の進入・運行のみを許可した形態の歩行者道路。

## な

### ●二次交通

鉄道主要駅や空港等の交通拠点と目的の観光地を結ぶ交通手段のこと。

### ●二地域居住

都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすもの。

2005年に国土交通省の研究会が提唱し、観光客などが一時的に滞在する観光等の「交流人口」と「定住人口」の中間的な考え方と位置づけられる。

### ●日常生活サービス機能

診療所や福祉施設、食料品や日用品を扱う商店、金融機関など。

### ●農業振興地域整備計画

今後総合的に農業振興を図るべき地域として、集団的農地や農業生産基盤整備の対象となる優良農地を計画的に確保するための制度。

### ●農地所有適格法人

法人として農業を行う農業法人のうち、特に農地の権利取得(買う・借りる)を行うことができる法人のこと。

## は

### ●パーソントリップ調査

自動車のほか、鉄道やバスなどの公共交通、自転車や徒歩といった各交通手段の利用実態や行動目的を把握するための調査。山形市では、平成29年度に実施予定。

●バイオマスエネルギー

バイオマス（生物由来の物質で、原料・燃料として利用可能なもの）を利用したエネルギー。薪炭・稲わら・製材くずなどの農林資源、古材などの産業廃棄物、都市ごみ、し尿、畜産廃棄物などが含まれる。

●ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。山形市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）、山形県内の地震ハザードマップ、蔵王山ハザードマップなどがある。

●バスベイ

バス停留所のある場所に、歩道に切れ込みを入れたような形で設けられる、バスが停車するためのスペースのこと。バスカットともいう。一般的に、バスの停車によって生じる渋滞を防ぐ効果があるといわれている。

●PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

●風致地区

自然景観を保全しその風致を維持するための地区。地区内における樹木の伐採や建築等については許可が必要。山形市では、「馬見ヶ崎風致地区」と「千歳山風致地区」を指定している。

●複合機能

工業・流通・業務機能など異なる機能を併せ持つこと。

●複合住宅地

都市核を取り囲み、既成市街地内に広がる住宅地。戸建住宅と中高層集合住宅や、一定規模の店舗・事務所などを調和させ、地域にふさわしい業務施設の立地も許容するもの。

●附置

山形市では、駐車場法第20条に基づき「山形市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を定め、一定規模以上の建築物の新増設の際に駐車場施設の附置義務を課している。駐輪場について、附置義務を課している自治体もある。

●フル規格化

ミニ新幹線などと呼ばれる現在の山形新幹線について、主たる区間を200km/h以上で走ることができ、踏切を設けない高架・立体交差や直線的なルートによる新幹線に移行すること。スピードアップや高い安全性・安定輸送が期待される。

●防火地域

防火のために特に指定される地域。建築基準法で、この地域内の一定規模以上の建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物または簡易耐火建築物としなければならない。

●保健休養

森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。

### ●保存樹制度

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき指定される樹木又は樹林の集団をいう。良好な環境を保全するために必要があると認められる場合、その所有者の同意を得て、市町村が保存樹木又は保存樹林として指定することができる。

## ま

### ●街並みガイドライン

まちづくりにおいて目指すべき目標などを明文化し、具体的な方向性を与えたり、時には何らかの規制を与えるもの。

### ●まちなみデザイン活動

景観形成を図るための学習、研究、合意形成などの活動のこと。

### ●まちなみデザイン協定

「山形市景観条例」に基づき、一定の区域内に存する土地、建築物など又は広告物の所有者同士が、区域の景観形成の方針を定めた協定。協定の内容が景観形成に寄与すると、市長が認めるときは、まちなみデザイン協定として認定しており、これまで認定したまちなみデザイン協定は10地区。

### ●マネジメント

様々な資源や資産、リスクなどを管理し、目標や目的を効果的に達成するために必要な手を打つこと。

### ●モビリティ

一人ひとりの移動を意味すると共に、地域全体の交通流動を意味するもの。すなわち、モビリティとはあらゆる種類の「移動」を意味するもの。

### ●モビリティ・マネジメント

当該の地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や歩行などを含めた多様な交通手段を適度に（=かしこく）利用する状況へ」と少しずつ変えていく一連の取組み。例えば、エコ通勤運動、公共交通マップの作成、環境や健康・ダイエットのためのクルマ利用見直し啓発活動などがある。

## や

### ●山形県みんなにやさしいまちづくり条例

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できる機会がひとしく与えられる社会の実現を目指すものであり、これまでの「山形県福祉のまちづくり条例」を改正したもの。

### ●山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（山形広域都市計画区域マスタープラン）

山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町の3市2町を対象とし、県が定める広域的な都市計画の基本方針。通称：区域マスタープラン。

### ●山形市景観条例

歴史、文化、自然、風土などに由来する各地域の特性を活かしたまちづくりを市民、事業者及び市が一体となって推進し、美しい景観の形成を図るために制定された市条例。大規模建築物等の景観誘導等の具体的な施策や市民活動の支援などを定めている。

●山形市公共施設等総合管理計画

公共施設等の適切なあり方を検討し、ファシリティマネジメントの視点を取り入れながら今後の施設管理に係る基本方針を定めることにより、次世代に適切かつ安全・安心な公共施設等を受け継いでいくため、平成28年2月に策定した計画。

(ファシリティマネジメント：公共施設について「施設経営」の視点に立ち、施設運営費の最小化や過剰・遊休等の排除を図ることにより、整備・維持運営に係る財政負担を軽減することを目的とした取組)

●山形市国土利用計画

自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的とする計画。

●山形市人口ビジョン

平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」より、各自治体に求められた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、必要となる目標人口等の将来展望を描いた人口ビジョンで、2060年までの人口の見通しを示している。平成28年2月に策定。

●山形市総合計画

地方自治法に基づき、山形市が総合的かつ計画的な行財政の運営を図るための基本計画。「山形市第7次総合計画」については、平成19年3月に策定。

●山形市発展計画

「まち・ひと・しごと創生総合計画」の策定に合わせて策定した、平成27年度から平成31年度までのビジョンや推進する取組を記した新たな経営計画。平成28年2月に策定。

●優良建築物等整備事業

土地の合理的利用の誘導を図りつつ、優良建築物等の整備の促進を図ることにより、市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進することを目的とした制度で、優良再開発型や市街地住宅供給型、既存ストック活用型などがある。

●ユニバーサルデザイン

すべての人が快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障害者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。

●容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。延べ面積とは、建築物の各階などで壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積であるところの床面積の合計である。

建築基準法では、用途地域ごとに建築物の容積率の最高限度を定めることとしている。これは、建築物の密度規制を行うことにより、公共施設の整備状況など当該地域の水準に見合った密度に抑えるための規制。

●用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性などの増進を目的として、住宅地、商業地、工業地などの主要な構成要素の配置及び密度構成について公共施設とのバランスに配慮しながら定められる。

# ら

## ●ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

## ●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

## ●ランドマーク

都市や地域の中にあって、視覚的な目印となる対象物のこと。タワーのような建造物や山、島などがあてはまる。

## ●リノベーション

既存建物を大規模に改装し、用途変更や機能の高度化などを図り、建築物に新しい価値を加えること。減築なども含まれる。

## ●流入人口

山形市外から通勤・通学するために山形市に入ってくる人の数のこと。

## ●6次産業化

第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。